

三浦貞藏 遺文・遺歌集

ふるさと



遺 墨

皇太子妃殿下より畏くも
み言葉たまはるうつゝ名を
見て感激の思ひを

三月二日夜 貞

おほみこ
大皇子の妃の宮ゆ親しくも
み言葉たまはることの畏さ

世はいかに移りゆくとも日の本
の民とし生くる事をこそ思入
良き書を読み習いつつ敷
島の大和をみの道な忘れそ

上は、昭和57年、愛孫貴子さんが第27回青少年読書感想文全国コンクールに入賞し、親しく皇太子妃殿下よりみ言葉を賜った折の写真を見て詠まれたお歌である。三首目の「大和をみの」は「大和をみな」の偶然的誤謬と思はれる。

はしがき

加納 祐五

三浦貞藏さんが亡くなられてから早くも二年の余となる。いまここに、その遺文・遺歌集を編んで御霊前にささげ、また多くの方々に読んでいただけることは、限りなく嬉しくまた有難いことである。明治四十四年に生を享け、平成二年に亡くなられた八十年の御生涯は、まことに大正と昭和の大御代を目一杯生きられた純一にして清冽な御一生であったことを、編纂の事に携はらせていただいたいま、あらためて深く心に刻ましめられてゐる。

三浦さんと私たちとのつながりは、巻末に掲げた国民文化研究会理事長小田村寅二郎氏の追悼の歌にもあるやうに、昭和十三年、われわれの学生運動の歴史における最初の地方遊説に向けて小田村さんが単身で出掛けられたとき、はじめての訪問校であった九州帝国大学で出会はれたのが機縁となった。いはゞ地方同志の第一号であった三浦さんとの、爾来五十有余年に亙る同信の友としての交はり、一日として曇ることはなかった。なぜか「曇らぬ」といふ表現を使はずにはゐられない、そのやうな交はりであったと言へば、それがどのやうなものであったか、あるいは思ひ描いていただくことが出来るかも知れない。「あとがき」の中で長内俊平さんの書いてを

られる幾つかの挿話は、よくその一端を物語つてゐる。温厚なその風格は、万事にわたつて目立つといふことはなかつたが、そのゆるぎない志操と心暖まる心情とは、われわれ同志との間に固く結ばれてゐて、いつも言ひ知れぬ励ましと安心と、そして落ち着きを与へて下さつたのであつた。

われわれが本格的な政治活動に着手したのは昭和十六年に創立された「精神科学研究所」の時代からであつた。三浦さんは欣然としてこれに参加されたが、経済学を専攻し、法律にも深い関心を示された氏にとつて、研究所は恰好の活躍舞台となつた。統制経済や大政翼賛会などに対する犀利な批判は、後に当局による弾圧の原因ともなつたが、それらの多くは研究所発行の、政・官・財界の要路に向けた限定出版物「思想国策叢書」によつて行はれた。いま残されてゐるものを見ると、その内容からして三浦さんが自ら筆をとられたか、あるいは関与されて成つたものに相違ないと思はれるものもいくつかあるが、当時の事情のため筆者を明らかにしてゐないものも多く、現在ではその執筆者を確める術もない。従つてそれらを掲載することは出来なかつたが、本集は、その頃のものも含めて、以来、時に応じて書きのこされたものうちから、その一部を選んで編集させていただいたものである。

御専攻の関係から、経済に関する論考が多くなつたが、それはおのづからマルキシズム乃至社

会主義に対する批判に集中してゐる。ソ連邦は崩壊し、その共産党も解消し去つた今日、マルキシズム批判は既に古いと若し言ふならば、それはとんでもないことである。ソ連邦や東欧共産圏が瓦解したとしても、それはその体制が崩れたことに過ぎず、これを基底において支へてゐた思想信念一例へば平板な平等主義や未熟な社会的正義論等々は決して消散したわけではなく、今も事々に、形を変へて、執拗にその頭を擡げようとしてゐるのである。関係する数篇の論考を総合集約した形の「日本におけるマルクス経済理論批判の歩み」は、半面、日本における共産主義の歴史でもある。いまあらためて共産主義に対する闘ひのあとを辿つて統一的な理解を深めておくことは、忘れてはならない重要事だといふことができやう。また「公益と私益」は、言論統制の酷しかった戦時下、東京憲兵隊による研究所手入れ事件の直前に執筆されたものであつて、「財産奉還」、「滅私奉公」といった日本人の情意に訴へる一見美しさうにきこえる言葉によつて国民をリードしながら、陰に国体変革意志の遂行を企図しつつあつた当時の指導勢力に対して、敢然として戦ひを宣したものであつた。その厳正な理論と鋭い舌鋒とは、篤実な三浦さんの風貌と併せ考へるとき、殊のほか深い感慨にさそはれる。その力の源は何処にひそんでゐたのだらうか。本文を一読して下されば、それは一目にして瞭然としてゐる。その力は、一つに三浦さんの純一無雑の日本国民としての「信」に発してゐることを、読者は直ちに領解せられるであらう。その

「信」こそは、三浦さんの生涯をつらぬいてこれを支へたものであった。

一々の論文について解説することは余裕もなく、また必要もないと思ふが、ここで一つ、たいへん大切なことに触れておかねばならない。この遺稿集の特色は、平生、三浦さんの詠みためられた多くの和歌を併せ収録することができたことであらう。あまり歌の詠めない私は、三浦さんがその折々に詠まれたお歌に接するときいつも瞻仰せんこうの思ひにたへなかつたが、実はこれほどのお歌を遺されたとは思つてゐなかつた。国文研の会員の中でも、私は三浦さんとは比較的昵懇じっこんにしていただいたほうだと思つてゐるが、その私が、これら数々のお歌を読ませていただくことによつて、三浦さんがこれほどまでに心のこまやかな方であられたことについて、今更のやうにその思ひを深くした次第であつた。歌の道に不案内な私に、そのお歌を批評することなど出来る筈もないが、その私にも、これらのお歌にこめられてゐる、友を慕ひ、家庭を慈しみ、自然を愛あで、故郷を恋ふるそのまごころのひびきは、側々として胸を打つものがあつた。その学問の基礎を支へた日本国民としての堅信は、この歌の世界に余すところなく表現せられ、この肩肘張らぬ日常平易の間の感懐の中にこそ深く息づいてゐることを、如実に覺らせていただいたことは、私にとつて何にも替へ難い幸恵であつた、と思ふ。本集に収められたお歌の数々は、若き日、一時、病を養つてをられた故郷からの通信「磯浜だより」に詠みこまれたお歌に始まり、最晩年の「幼き頃

の思ひ出」に終る。繰り返すやうだが、三浦さんのまごころは、いつも懐しい、「自然のふるさと」と、同胞、父祖、祖国につながる「心のふるさと」に深く結ばれてゐたのである。この遺稿集に「ふるさと」と名づけたのは、それが三浦さんの生を記念するのにもっとも相応はしいものだ、と考へられたからである。大方の御賛同を得られるものと信じてゐる。なほ題字の揮毫は三浦さんの晩年に、黒上正一郎先生の御本の輪読を数年にわたつて共にされた長内俊平さんにお願ひした。

たいへん遅くなつた御遺稿の編纂ではあつたが、幸ひにして三浦貞蔵さんのみ霊もこれをうけられ、また御遺族の方々にも喜んでいただけると、これにまさる喜びはない。編集の勞をとつて下さつた長内俊平、星野貢、香川亮二の諸兄、割付けをして下さつた磯貝保博兄また小田村寅二郎理事長をはじめ、国民文化研究会関係の方々に厚く御礼申し上げる次第である。

合せて、本書の印刷を担当された(株)松井ピ・テ・オ印刷の専務取締役・松井登士文氏ならびに東京営業所所長・若桑光夫氏の迅速適確な協力に対し深く感謝する次第である。

(平成四年十一月二十日)

追記

三浦さんは、生涯にわたって経済学博士山本勝市先生に師事せられ、先生もまた、三浦さんに深く御信頼があつてその御意中を洩らされることも度々であつた。いまそのうち二つについて報告しておきたい。

(一)

先生は、戦時中の御活動（それは国文研の前身「精神科学研究所」の活動にも関係があつた）の故に、戦後、マッカーサー指令部によって公職追放の処分を受けられ、またこれと時期を同じくして、左翼勢力の策動によって「勅令違反事件」として告発を受け、裁判に付せられることがあつた。先生は後日のため、その経緯を蒐集、整理、保存することを強く希望してをられたので、三浦さんは先生を扶けられてその整理、編集を完成された。この資料は、戦後アメリカの占領政策が左翼勢力によって主導されてゐたことに対する明確な史料ともなるものであり、夜久正雄さんの慫慂もあつて、これを活字資料として残すことになつた。本遺稿集に収録してはといふ議もあつたが、その性質上別冊とし、御関係の方々にお頒ちすることにした。

『占領下の自由主義者弾圧の裁判記録―山本勝市経済学博士・追放物語始末』（故山本勝市遺稿・故三浦貞藏編）と題して本遺稿集とほぼ同時刊行されることになつてゐる。

(一一)

山本先生は御生前、自分がこれまで書いてきたもの（印刷出版されてゐないものも含めて）を全部整理しておきたいとのご希望を、三浦さんに洩らされたことがあり、三浦さんはその御意向を受けて少しづつ手掛けられてゐたが、山本先生がお亡くなりになった以後は、香川亮二さんと私もお手伝ひするようになった。不幸にして三浦さんは事半ばにして斃れられ、後に残された二人がその仕事を引継いだ。この程漸くその目途もつき、千数百枚のカードによる整理も近く一応完了する見込みであり、目録も作成したいとかがへてゐる。三浦さんもきつと肩の荷を下ろしてくださることであらう。

以上

目次

はしがき	1
遺文・遺歌	1
昭和十五年～十七年（三十歳～三十二歳）	1
磯浜だより	1
短歌（故北白川宮永久王殿下奉悼歌）	5
短歌（黒上正一郎先生を偲びまつりて）	6
短歌（あさ）	6
公益と私益	7
儉約論―封建経済研究―	17
短歌（北白川宮永久王殿下御二年祭献進歌）	28
立憲の洪猷	29
加納 祐五	1

昭和四十四年～五十年（五十九歳～六十五歳）

短歌（第十四回合宿教室終了の知らせを頂きて）	40
福祉への道	41
学問の名による恚意	45
親政の恵沢	48
短歌（ふるさとかへりて）	52
人権小論	53
『マルクス主義批判論集』を読みながら	57
短歌（青木繁「その愛と彷徨」を拝して・慰霊祭献詠）	64
昭和五十一年～昭和五十五年（六十六歳～七十歳）	
日本におけるマルクス経済理論批判の歩み	65
短歌（慰霊祭献詠）	121
マルクス主義は阿片なり	121
計画社会の漫画	129
短歌（慰霊祭献詠）	134

『社会主義理論との戦い―山本勝市博士論文選集』編者あとがき	135
短歌〈慰霊祭献詠・第二十五回「合宿教室」(雲仙) 感想文集の送付をうけて〉	139
昭和五十六年〜昭和六十年(七十一歳〜七十五歳)	
短歌〈嗚呼、明朗会十二烈士國体護持の忠死を偲ぶ・工場にて〉	141
憲法論断片	142
短歌〈川根小学校の同窓生熱海に集まるとの知らせをうけて・秋深し・他〉	149
短歌〈はからずも『青砥通信』第六十六号を拝受して〉	150
教科書の一問題点	151
短歌〈『黒上正一郎先生のうたと消息』及び『坂の沼琴』を賜りて・吾が育まれし家にて	
共に暮せし従兄の死を悼みて・高木尚一大兄の御逝去を悼みて・他	160
東京裁判論	163
短歌〈『青砥通信』第七十四号を頂きて・冬近し・他	171
考へる自由を失った「定型的思考」の一例―レーニンの民族自決権とソ連―	173
一市井人の国家観	180
短歌〈青砥宏一兄の大患にかかりたまひしに癒えますを寿ぎまつる〉	184

便り	185
昭和六十一年〜平成二年（七十六歳〜八十歳）	
中央乃木会編『乃木將軍詩歌集』	188
短歌（昭和六十一年〜昭和六十二年）（国文研事務所宛来信抄を拝して・全国学生青年合宿教室（阿蘇）に憶ひを馳せつつ・他）	193
短歌（昭和六十三年）（小田村寅二郎家訪問・陛下九月廿一日御発病と承りて・十三夜の月を仰ぎて・大君再び多量のご出血との報道をききて・他）	196
短歌（昭和六十四年〜平成元年）（大君は崩御し給ふ・御大葬の日は近く・奉送昭和天皇加藤敏治兄つひに逝くとききて・他）	202
短歌（平成二年）（諒闇の年すぎさりて・香川亮二兄より版画葉書を頂きて 春蘭（ちちばば）・幼き頃の思ひ出・他）	212
附・弔辞・献歌 他	
弔辞	223
献歌	227
慰霊祭献詠・他	229

略歴及び執筆目録	231
あとがき	241
長内	
俊平	

三浦貞藏

遺文・遺歌

昭和十五年～十七年（三十歳～三十二歳）

磯濱だより

【学生生活】
昭和十五年七月号

（前略）當地には明治記念館があり、明治天皇の御物があります。七、八年も前に拜観したことがあります。例の日召（井上日召）のみた護國堂も近くにあります。之が「昭和の名刹」となつて居り、以てあの事件に關する人々の見方の一端がうかゞはれます。「監獄に入れられてゐるけれども、決して悪いことをしたのではないのだ」などいふことは此の地を訪れる人々の口から洩れきくこともあります。動機のみ注目して事件の歴史的開展や目的價值といったものに無關心であるといふことは物情騒然たる國內の狀勢と照應して、決してよろこぶべきことではありますまい。

電車の中、バスの中、風呂屋の中、至るところできくにたへないかなしいことばをきくことがあります。さうしたときの氣持は全く表現に苦しみます。例の齋藤隆夫の演説に關しても、自分らのいひ得ぬ不遇不平を代表口演してくれたものとむしろ感謝し英雄視してゐるのが一般の空氣

です。國民評論に寄稿した田所廣泰兄の「齋藤問題は汪兆銘政權の樹立ときりはなしては考へられない」といふことは正しき洞察であると殊更痛感いたして居ります。

東京では外米混合食でまづかつたが、田舎の飯は反對に却つて美味です。以前は百姓は悪い米を食べてよい米を賣出したのですが、この頃は反對です。「おしんこと飯だけで働いてゐるのに米位いゝのを食はなきあ身體がもたん」とかういふのです。以前よりは生活がゆたかなせいもありませうが、しかし米の價の騰貴等は他の諸物價の騰貴に比すればその割合は極めて微々たるものであり、農村も今日は交換經濟で自足自給は出來ぬのですから、一般に考へるほど好況とは申せぬやうです。米不足節米が強調されて居りますが、農村では鶏や牛馬に米をまぜて食はせるといふ有様、東京人のやうに外米の混合食は家畜類もして居りません。鶏の飼料が當時の二、三倍に騰貴してゐるので、それよりは安い米をまぜて食はせた方が得だといふのです、牛馬にしろ米をまぜれば、活力もつくし、勞働力不足の折柄高い賃金を拂つて人を傭ふよりははるかに得なわけです。牛馬小舎には木の葉や草が多く入れられてあり、之が肥料になるのですが、牛馬の體重が多いほどよい肥料も出來るといふやうなこともありませう。

米の増産計画が行はれる筈ですけれど、日本農業には絶對必要な化學肥料の不足と高價には、百姓も困つてゐるやうです。之では増産しろとお役所でいつても無理だといつてゐます。今年あ

たりは小生の田舎などでは耕地面積を減らす家が多いさうです。高價な肥料や労賃をかける位ならば、家族の勞力を以て充足出来るだけの耕作をしようといふのです。さうすれば肥料も多くなりぬわけです。さうすると耕地面積に餘剰が生ずることになります。以前は勞賃かせぎをしてゐた人々が耕作出来るやうになるので耕地がすておかれることはないのです。しかし、これらの人々は大抵その日暮らしの人々ですから、満足な肥料は使へるものでなし、全體的にみれば増産といふことは不可能ではないかと素人判断ですがさう思ひます。尤も之は小生の田舎の事情を綜合してのことですが。

事變處理についても先程申したとおり、不安動揺がみうけられます。例の國交調整の三原則といふ抽象的言辞の相變らずの放送にはお百姓ですら今日では冷笑してをります。しかし前途の正しい光明を與へれば、農民はどんな物的苦痛にもよくたへてゆくネバリ強さはあり、不平不満はあるものゝ、しかし「事しあれば火にも水にも入りなんと」の御製に仰ぎまつる忠誠心は農民の心の底ひを流れてゐることは確信出來ます。

ですから問題はやはり國民の中堅をなしてゐる、知識層の思想意思行動です。之を無視する一切の運動は決してよき實は結ばぬでせう。切實にさう考へさせられます。

全国遊説もいよいよ明二十五日出立の由、諸兄の健闘を神かけて祈念致して居ります。日本學

くりかへしくりかへしよむがうれしき君とうつしく語らふ思ひに
なさけこもる君がみふみに常夜ゆくかなしみきえぬしほひくがごと
むなぞこゆわきくるよろこびかへしぶみしたたむ筆のはこびのおそき
みふみよみどよむむなぬち君しのび都の空のこひしくもあるかな
天さかるひにはあれど相ゆるす友ありともふにむねなりやまず
いたつきのいゆる期まちつゝ玉しきのみやこの友らをひた恋ふ吾は

故北白川宮永久王殿下奉悼歌

みいくさに従ひまつり唐國にたふれたまひしことのかしこさ

みいのちをさゝげまつりて日の本の民のかゝみとならせたまへり

いたづらにながらへ生くる身かへりみてむねぬちくるしもはち死ぬ思ひに

みいのちをさゝげみをしへ賜へどもにくきしこ草くぬちにはびこる

み民らのまごゝろ足らなくうとましまがごとくぬちにいやつぎおこる

畏かれど宮のみをしへ仰ぎつゝみくにのあたをやきほろぼさむ

みだれゆく世にながらへていたづらにすごすは臣の道ならめやも

『學生生活』
昭和十五年九月十日合併号

たふれてもたふれてもまた立ちあがりたゝかひゆくべし大和男子は

黒上正一郎先生を偲びまつりて

『學生生活』
昭和十五年十一月号

みやまひのあつきもいとはずみ友らをみちびきたまひし師のみこころはも
日の本のなやみ重しととかせつつたふれたまひしことのかしこさ

あけくれに君したへどもうつし世にあひまつらなむすべもあらなく
うつし糸を仰ぎまつりてありまししみすがたしぬびしぬびあかずも
うつそみはよしきゆるともみをしへはとはに生きなむやしまの民に
君したひすりぶみよめばみこころはわれらがむねにうつしくかよひく

あ さ

このあさけ杜のしたみちひとりゆけば鳥なくこ糸すはしきそのこ糸
あふぎみる梢のひまゆ雨雲のゆきかひしげく風肌さむし

たえまなき電車の音になみの音きく思ひかなしもふるさとしのびて
去年の春都べさかりふるさとのいそべ歩きしひとりもの思ひつつ

『新指者』
昭和十六年八月号

床のべゆ空ゆく白雲ながめつゝ友こふ思ひはてもなかりし

去年の春おもひつゆけばやみこやす友らの思ひひたしぬばれつ

皇國のゆくてあやふしはやいえてともにたゝかはむ日こそ待たるれ

友ら思ひ杜の坂道おりくれば小鳥またなくなしそのこゑ

公益と私益

『新 指 導 者』
昭和十六年十一月号

この頃、公益と私益との関係について盛に論議せられてゐるが、公益と私益を概念的に對立せしめて兩者を何とかして調和しようとしてゐるが故に問題は一向に解決されないのである。

戦争中は生産のための勞力資材が極めて乏しくなるから、從來のやうに私益の追求を許しておけば戦争に必要な物資が十分に供給せられず戦争目的の達成に重大の障害を來すが故に、公益を原理とする經濟體制に編成替せられねばならぬといはれる。注意すべきは戦時經濟と呼ばれつゝ、内容的には經濟そのものの質的轉換として論ぜられてゐることである。もしそのいふごとく單に戦時經濟へ轉換するにすぎないものとすれば、戦争が終ればまた從來の體制に復歸することになるべきであるやうに思はれる。論者のいふことを素直に考へる者にはさうとしか考へられ

ぬのであるが、然うでないかと答へる。さうすると營利主義より公益主義へ轉換せねばならぬといふのは戰爭目的の達成とは別個の或る特殊の考へ方からみちびき出された結論としてうけとる外はない。

私益追求は古い自由主義時代の個人主義的の考へ方であり、その故に今日は通用しないものであらうか。このやうな考へ方からすれば、經濟の原理は時代によつて變らねばならぬことになるが、はたしてそれは正しいであらうか。

從來の經濟體制においては、儲ければ不必要なものでも生産せられるが、儲からねば必要のものといへども生産せられぬといふ非難がある。しかし抽象的にかういふのは誤りである。生産は需要によつて喚起せられるのであるから、不必要なものといふのは意味をなさぬ。原則として必要性の多寡は利益と正比例するからである。勿論商工業者の中には國家の必要をかへりみざる營利一點ばりの企業家のあることは否定するを得ないのであるが、その故に私益追求がいけないといふことにはならぬ。功利的思想精神を排斥するのはよい。しかし私益を追求することは断じて罪惡ではない。

國民の生活物資を生産する事業が、官營民營いづれにせよ利害採算を無視して行はるべくもないことは事實である。もし利害採算が無視されるならば、生産力の浪費となり國民經濟は崩壊す

るにいたることは明かである。官營ならば、採算を無視しても必要の物資を生産することが出来る。と考へてこれを實行に移すならば、それこそ國民經濟全體の崩壊を結果するにいたるであらう。



營利愛欲の心は抑へんとして抑へられぬ人間自然の性情である。この心あるが故に人は危険を冒し創意を發揮して生産も興隆したのである。個人的欲望私心を日常生活においてとり去らうとしても出来ないことであつて、もし容易にとり去ることが出来るとするならば本來人類社會に政治法律の發生する理由はなかつたのである。道德や宗教も亦煩惱熾盛の人間の安心立命の希求の表現として歴史的に發達し來つたものである。

「人心皆好_レ利惡_レ害の二つあり。是れを好惡の心と云ふ。」といひ

「この利害の心あらざれば、死灰橋木にして人にあらず。人情は古今ことならず、四海ともに同じ。故に孟子性のことを論じて、以_レ利爲_レ本といへり。唯だ其の利を私して利に惑ふがゆゑに是れを戒め、人必ず利に過ぐるを以て、聖人罕_ニにの玉ふ也。當時の學者ややもすれば利害の心なりとて、この心を絶せんとすること尤もあやまれり。皆其の知をきはめざるゆゑの惑也。」

「古の聖賢人の欲を節するのみにして、この欲をやめこれを絶するの教あらず。是れ欲は人の性情の動いて物に感ずる處にして、これなくんばあらざるを以て也。異端の教は、過ぎてこれ

を断ずるに及ぶ。是れ身にこころみ、庶人にこころむる處あらざるゆゑ也。今天下の人情を以てはかるに、人の性以レ利本とせざるはなし。利を本とするゆゑ、此の道立て行はれ、君君子、臣臣たり。此の利心を失却せば、君臣上下たたず、善惡正邪辨ずる人なく、天地忽ちくつがへり、日月忽ち地に落つべし。」

とくりかへし人間自然の性情としての「欲心」を断絶すべからざることを説き、「異端の教」として排斥した素行の人性論は、我らの先輩によつて夙に指摘せられてきたところであるが、その深義を世の統制論者は「身にこゝろみ、庶人にこころみ」熟考せよ。

人生觀としての個人主義自由主義を排斥するのはよいが、個人的欲望をも權力的機械的に統制しようとする、却て反撥的に闇取引買溜等所謂不正行爲を誘發して無用の混乱と摩擦を起し、無駄や不經濟が行はれるにいたるのである。

經濟の自己法則を否定するのは間違ひであるが、本來價值盲目的のものであるからこれを限定せねばならぬ（『理想』四月號、難波田氏『政治と經濟』）といふのは、人心の機微にふれ得ぬ月並論である。

瀬川次郎氏が『國民評論』十月號において「利を好み害を惡む」といつた言葉も、一般に人間が生命の危害を避けるとか、なるべく便利な、快適な生活を好むとかいふ意味であれば、なる

ほどそれは萬人に共通した性向であらう。上代人でも現代でも、狂人でない限りはかやうな性向をもつてゐるのは自明である。しかしかやうな性向は、いはゞ人の本能であつて絶対的なものでも、第一義的な價值あるものでもない。むしろ、かゝる素笨な本能を漸次淨化し、純化して、倫理的に向上して行くところに人間生活の意義があるといへるのである。もしも個人の『利を好み害を惡む』といふやうな本能を、普遍的人間性として重視するならば、戰場に立つて國のために生命を捧げるが如き行爲をどうして説明することが出来るか。」といつて筆者にくつてかゝつてきたが、これは人間性に對する無反省無痛感の増上慢つけ上り根性である。氏がマルキシズムの奴隸となりつゝ、なほ自ら氣がついてゐないのは人間心理に對する洞察を怠つてゐるからである。人間の心は一つである。親をしたひ妻子を思ひ、郷土をなつかしむ將兵のころはそのまゝ祖國を憶ふの心であり、それは、天皇陛下萬歳の宗教的感激に究極する。欲心をみとめれば軍人の臨戰心理を説明することが出来ないといふのは、日本國體に對する不信の表白である。

明治天皇御製

心

すなほなる人のこゝろにくれたけのまがれる癖はいつかつくらむ
村雲にあらぬものから世の中の風にうきたつひと心かな

をりにふれて

わが心われとをり／＼かへりみよしらず／＼も迷ふことあり

『之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス』とふ大御言葉に仰がるゝごとく、普遍的人間性さながらに生成開展してきたのが日本國體である。人間自然の性情を無視蹂躪せむとするはそのまゝ國體に反する。

戰爭中統制の必要なることはいふまでもないことであるが、抑へんとして抑へ得ぬ人性自然の欲求をみとめて正しく開導してゆくべきである。そこにおいてこそ、はじめて正しい政治は行はれ得るであらう。



今日流行語として全體主義といふ言葉が瀕りに使はれてゐるが、全體と部分との關係が心理的に正しく究明せられぬまゝに「全體は部分に先行する」ものとして理論づけられてゐるために、個人は「全體」としての國家の中に埋没解消せしめられ、社會主義との區別が曖昧になつてゐる。流行思想としての統制理論のごときもこの種の全體主義を出でない。例へば或る人は、我々は私益を否定せぬ、各々の企業經營は從來と同じやうに利潤追求の主體として存在する、併しそれだけではなく國家の企劃命令を遂行する者として公益を基準として事業を經營するものであるとい

ふ。しかし國家の企劃命令を遂行する主體としての立場が各自の經營の主體としての立場に優位し、しかも公益は私益に對立するものとして考へられてゐるのであるから、各企業經營は從來のどほり利潤追求の主體であるといふことは論理としても事實としても成立たない。

人はいふまでもなく國家社會の成員であるけれども、獨立の生命主體として自己の責任と能力において生業をいとなみつゝ各自の生計をたてゝゐるのである。従つて各自の自由意志により獨立自由の活動をなすことによつて國家社會の成員としての使命と責任とを果すことを得るのである。つて、そのためには私財を享有せねばならぬ。私有財産制度が、その形態を異にするにせよ歴史を一貫する經濟的社會制度であるのは人間自然の性情によるのである。國家が全國民を官吏として任用し、生活の一切を保證するのでなければ財産を私有し營利を追求することはみとめられねばならぬ。全國民を官吏として任用し、生活の一切にわたり國家が責任をもつごときは事實上不可能のことである。經濟といふごとき文化價値の最低次の生活の領域のごときは原則として國民各自の能力と責任において自由活動に委せておいた方が、生産も發展向上するのである。

明治天皇御製

民

ほどく／＼にこころをつくす國民のちからぞやがわが力なる

述 懐

千萬の民の力をあつめなばいかなる業も成らむとぞ思ふ

道

國民がこゝろづくに進みゆく道にはさはるものなくもがな

國民が各々財産を所有し、私益を追求しつゝ生業をいとなむその努力は、天皇の大御業にすべ
おさめしめらるゝのであつて、日本國體の下においては私益追求は公益に反するといふことはあ
り得べからざることである。「國民のちからぞやがてわが力」と仰せたまひし大御心を仰ぎまつ
りつゝ、「國民がこゝろづくに進みゆく道」に力をつくしてつとめぬばならぬのである。

國體觀念の不明徴、そこにこそあらゆる弊害の根源がある。資本家の専恣横暴が民主主義政黨
政治の無力による禍害なりし事實を思へ。所謂資本主義經濟の弊害は「政治力」の正しき運用に
よつて矯正しうべきものである。

「輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍異ルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此
レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ着ケ學國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無彊ニ蕃ク
シ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ戀ムヘシ

今や世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル即チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニアリ日

二新ニスルニアリ而シテ博ク中外ノ史ニ徴シ審ニ得失ノ跡ニ鑒ミ進ムヤ其序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ」（今上天皇踐祚後朝見ノ儀ニ於テ賜ハリタル勅語）とふ大御言葉を仰ぎまつりつゝ、我らは天皇親政の無極感激世界をこそ希求してやまぬ。

所有權の確立は明治以後のことであり、私有財産制度は資本主義社會の必然的産物であるからこれを廢絶せよ、と主張するのは唯物史觀の公式論理を以て史實を歪曲するものであり、

「皇祖 皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ……内ハ以テ子孫ノ率由スル所ト爲シ外ハ以テ臣民翼贊ノ道ヲ廣メ永遠ニ遵行セシメ益々國家ノ丕基ヲ鞏固ニシ八洲民生ノ慶福ヲ増進スヘシ」（告文）

「朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス」（憲法發布上諭）

と仰せたまひし帝國憲法制定の御精神に背戻し、憲法の條章について「紛更ヲ試ミ」むとするものである。

私有財産制度がみとめられ、個人の性格能力に差違がある以上貧富不平均はさげんとしてさげ得られない。それは所謂資本主義時代にのみ特有のものではない。いかなる時代いかなる國家においても不可避の社會事實である。個人の性格能力を無視する形式的平等化こそ不平等そのものである。マルキシズムは實際において、その標榜する貧富平均の地上極樂社會を實現し得たか。

ソ聯の現状は如何？



前記瀬川氏は所謂資本主義經濟の中には、マルキシズムに攻撃されるだけの缺陷があるから「資本主義」を擁護することはマルキシズムの克服とならぬといきまく。しかし我らは社會主義によつて歴史的社會事實を歪曲して勝手に上げられた「資本主義」といふ概念を擁護しようとは思はない。「資本主義」といふ概念を日本の社會事實に附會して國體を破壊せんとする思想意志を人性の自然とその歴史的開展に即しつゝ、批判碎破せんとするのである。

瀬川氏の「資本主義擁護」といふ語法、それだけで氏がマルクス亞流たることを思はしむる。氏の言葉を用すれば「資本主義はマルクスの最も好んで批判し、攻撃したところの對象である。マルキシズムの好餌である。」マルキシズムが攻撃するから「資本主義」に缺陷があるといふごとく、マルキシズムをよりどころとなし、その教示を乞うて「資本主義」の缺陷を探すがごときは笛吹かずして踊るにひとしい。マルキシズムの批判攻撃が正しいか否かを先づ、事實について検討せよ。

所謂資本主義社會に缺陷があるからマルキシズムが発生したといふごとく俗論が「マルキシズムの好餌」となつていかに國民思想を汚辱してきたことであらう。滔々たる赤化思想の侵寇に抗

してこれと死闘して祖國をまもらむとする努力を回避した學者思想家の怠慢は現實の國家國民生活に不可測の禍害を及ぼしつゝある。

公益優先、財産奉還、奉仕經濟、滅私奉公等の日本人の情意に訴ふるあらゆる美しい言葉が『總動員』せられてゐる。國民はこれらの美しい言葉がいかなる意味内容をもち、いかなる意志によつて語られてゐるかを深く検討しようともしない。

戦法は一變してゐる、今日公然と〇〇〇制廢止、國家死滅等を揚言してマルキシズムを宣傳する者はゐない。否國體を僭稱し、愛國的言辭を弄し、戰爭にかこつけて國民的感情に訴へつゝ國民の知らぬ間に思はざる方向に持ちさらむとするのである。我らはその意志を洞察し、その思想法を批判してゆかねばならぬ。

儉 約 論

——封建經濟研究——

—

徳川幕府時代には、學者の間に盛に儉約論が提唱力説された。

【新 指 導 者】
昭和十七年十一月号

例へば「儉約は我身に無欲にして人にほどこし、吝嗇は我身に欲ふかくして人にはほどこさず、器用は物をもとめず、たくはへず、あれば人にほどこし、なければなき分に候。奢はたくはへおかず、器用なるやうに見え候へども、其用はみな我身の欲のため榮耀のために候」(熊澤蕃山『集義和書』)

「仁あれば無欲なり。無欲なれば自然に儉なり。仁愛無欲より出たる儉ならずは、上下の爲にならず」(同『集義外書』)といふやうなことがいはれた。

中江藤樹の『翁問答』にも亦

「きようとしわきとは、財寶をもちゆる大道不及のあやまりにて、いづれもわろし。たゞ器用にもしわくもなく、中庸適當の用にあたるをよしとす。……しわきも、きようなるも皆明德のくらくところよりおこりたる病にて、天下をうしなひ國をほろぼし家をやぶる根本なり。」といふごとく述べられてある。

儒學の教義に出發するところのこれらの儉約論は當時枚擧にいとまがない、そしてそれは單に一身一家のためばかりでなく、「王道は儉を以つて本とす。蓋し奢れば給せず、儉なれば贏あり。我の餘りあるを以つて人の足らざるを拯ふべし。己苟も足らざれば安んぞ人の不足を補はん(伊藤仁齋『童子問』)」といふごとく爲政者の要諦とされた。そして實際幕府は屢々節儉令を發して

消費の統制を行つてゐるが、問題はその動機目的である。儉約といひ、消費統制といふならば物を活用してその経済的效用を發揮せしめ、産業を振興して國民民福をはかることに目的がおかれねばならない筈であるが、實際には幕府諸藩において行はれたところはかゝる積極的精神から遙かに遠いものであつた。

二

本多佐渡守正信の著作といはれる『本佐録』には「百姓は財の餘らぬやうに不足なきやうに治むる事常也」とある。つまり百姓から年貢を取立てるには彼等に餘財ができぬやう、さりとてまた彼等が飢渴に逼られることのないやうにせよといふのである。これでは百姓はたゞ生きてゐるといふだけで、自分の生涯は愚か子々孫々にいたるまで生活の向上發展を望むことはできないわけである。かやうな治農論は本佐録の著者ばかりではなく、當時多くの學者によつても主張されてゐる。

熊澤蕃山が「年貢をとること甚すくなければ、民遊樂を好みて耕作の事おこたるものなり。甚多ければ飢寒を憂へて力足らず。おこたらず、うゑざる時は五穀の生ずること限りなし」（『集義和書』）といへるも同義であり、「生きぬ様死なぬ様に」の主義が治農の要道として徳川幕府三百

年を通じて實行されたのである。實際百姓は髪をゆふにも油や元結を用ひてはならぬ、藁で束ねよ、衣服は木綿に限る、雨具も傘合羽を用ひてはならぬ、蓑笠のみ使へ、食物は常に雑穀を用ひよ、米は猥りに食つてはならぬといふやうに極端に生活上の制限をうけてゐた。これは幕府の掟であつたのである。工商の町人もその衣食住について嚴しい制限を加へられてゐたことは百姓同様であつた。『町人考見録』中の一節に、或富豪がその妻女の贅澤な服装の故に没籍缺所になつた事實が記されてある。

「江戸小舟町に石川六兵衛といふ町人、もと問屋商賣より仕出し、其妻殊の外奢のものにて美麗を盡す、終に天網至り、武君常憲院殿様（註—綱吉）御代始めて上野へ被_レ爲_レ成候御道筋、彼六兵衛が妻召使等迄さまぐ、出立、拜し奉る時に武君大名高士の妻女ならんと思召か、忝くも御侍に御尋させられ候處、彼者の妻と被_レ爲_レ聞召一候て、還御の後六兵衛夫婦町奉行所へ召出され、分際に過たる驕奢、殊に上を恐れざるの條、甚不届に被_レ爲_レ思召一、家財を召上られ、また御慈悲の上、江戸御追放有之。」

これは階級的に儉約——消費統制がいかに嚴重に行はれたかといふその實例である。かやうに幕府は士農工商の身分の上下によつて、それ／＼分相應の生活を規定し、金があるからといつて制限以上の生活をする事は「分際に過たる驕奢」として嚴禁し、これに反する者は、嚴罰に處

したのである。儉約といへば大變聞えがよいけれども、實は幕府の規定した生活上の制限の範圍内で生活せよといふことであつて、奢侈を戒め儉約を奨励することによつて民生を豊かにし、富國の實を擧げようとするものではなかつた。つまり消費統制それ自體が目的であつたわけである。今日物資愛護が叫ばれ、勤儉貯蓄が奨励され、また消費統制が實際行はれてゐるけれども、これは出來得るかぎり民需を抑制してそれを軍需にふりむけて戰爭目的を完遂しようとするのであつて、徳川幕府治下において唱へられ、また實行された儉約——消費統制はその動機目的において全く異なるものである。

三

當時かやうに儉約が唱へられ、また實際に幕府によつて消費統制が行はれたことについては實際的理由があつてのことであらうか。少くとも當時の社會經濟の現象だけを見るならば、それはやむを得ないこととして認められねばならぬかも知れない。

第一に物が不足してゐたこと、これは否めない事實であらう。一概に徳川幕府時代といつても、その初期と末期とを比較すれば、生産力は増大してゐたとはいひ得るものの、人口も或程度増加してゐるし、全體としての需給關係の上から見れば、依然として物不足の状態から免れることは

できなかつた。

更に物の流通が甚しく不圓滑であつた。鎖國と封建の制の結果、自然封鎖的の經濟が營まれてゐたし、商業も全國的に發達してゐなかつた。その上交通運輸の機關もあまり備はつてゐなかつた當時のことであるから欲しい物を何時でも買へるといふわけにはいかない。江戸とか大阪のやうな大都會においてははまだしも——それでも今日のやうなわけにはいかなかつた、況して地方においては品物を手にいれることは決して容易のことではなかつた。しかも饑饉のごとき災禍に何時見舞はれるかも知れないのであるからして、欲しい物を何時でも入手できないとすれば、萬一の場合の用意に必要な物は各藩としても又一般家庭においても平素から節約して用意しておく必要があつた。今日のやうに物が全國的に遍く流通する時代には、饑饉で小判を抱いて餓死するといふやうな悲惨な例は見られないけれども、幕府時代にはかやうなことが屢々あつたのである。

鎖國の結果、市場が狭い國內に限定され、しかもその國內がまた多くのブロックに分れて物の流通が極めて不圓滑であつた上に、生産にたづさはる人々には身分上の拘束が厳しく定められてゐたのであるからして、生産力の發展は期待しうべくもなかつた。徳川時代を通じて常に物不足になやまされたことは自然の勢であつたといへやう。

百姓や町人に對しては、先に述べたやうに衣食住について極端な制限が加へられたが、支配者

としての武士階級の財政状態はどうであつたらうか。それは決して楽なものではなかつた。武士階級の財政難についてはすでにかなり早い頃から問題となつてゐた。勿論幕府後期と比較すればその程度は大して問題とならないけれども、元祿期に入る頃には相當切實な問題となつてゐたのである。熊澤蕃山が『大學或問』において「諸大名、諸家中身上不相應の借金にてすべきやうなければ、つよきと思ひながら、民に取事年年に多し、此の故に民間の借物分に過て多し、すべて今の世の中は貴賤共に借金のおひ倒れといふもの也。武士百姓つまりたれば工商も困窮す、是天下の困窮也、公儀の金銀米穀不し残出してすくひ給ふとも、百分の一に及ぶべからず、いかんとなれば、今借銀高は天下の有銀の百倍にも過べし、しかれども政を以てすくひ給はば亦易かるべし」と述べてゐることによつても當時大名を含めて一般の武士階級の生活がいかに窮乏してゐたか窺はれる。

家康が江戸に覇府を開くや、最も苦心したことは諸大名の統禦策であつた。封土の配置についても、親藩、譜代、外様の諸大名を犬牙交錯せしめてその反抗を未然に防がうとしたのであるが、全国において物資豊かにして經濟上重要な地域は殆ど幕府の直轄領——天領としたのである。また盛に土木工事を起し、諸大名をこれに動員して工事に當らしめたこともその經濟力を去勢せんがための方策の一つである。

もとく大名といひ、旗本御家人といひ、また大名の家臣といひ、比較的小祿の者が多かつた。表高の割合に實收の多い知行もあり、また農業の進歩發達、新田の開發等によつて多少の増收もあつたであらうが、物價騰貴に對應するほどに増加してゐなかつた。その上大名には參觀交代の義務があつて、このために要する費用は莫大なものであつた。江戸屋敷の維持費や大名相互の交際費から下級藩士に給與する米金、藩の行政費等一切を支辨せねばならぬ。冠婚葬祭等萬事につけて先例格式があつて容易に改めることは出来ない。かやうなわけで各藩の出費は甚大なものであり、國民生活の向上に伴ふ物價騰貴によつて累増していつたにかゝはらず、収入は殆ど固定してゐたから、藩の財政の切盛りは並大抵のことではなかつた。勿論諸藩においては積極的な殖産興業の途を講じなかつたわけではないけれども、前に述べたやうに鎖國と封建制の下において、その効果をあげることは容易ではなかつた。従つて財政難を緩和するために節儉令によつて百姓の消費を統制しつゝ、「つよきと思ひながらも、民に取事年年に多」くなつていつたのである。幕府時代を通じて百姓一揆が各地にそのあとを絶たなかつたが、それは百姓の生きんとする欲求に發する苛政への反抗であつたのである。大正末期から支那事變前まで全國に繼起した赤化小作争議とはその動機、目的性質を異にする。

當時の經濟状態をかへりみれば、儉約が唱へられ節儉令によつて消費統制が嚴重に行はれたこ

とはやむを得ない自然のことのやうにも思はれる。しかしかやうな經濟状態は決して幕府政治と無關係に派生してきたものではない。

四

「企_一新儀_一、結_一徒黨_一成_一誓約_一之儀禁制之事_一」

これは、寛永十二年六月發布の『武家諸法度』の規定である。「新規法度」、「祖法墨守」これが徳川幕府政治の基調であつた。松平定信が將軍に差出した『老中心得十九箇條』の中において「御當家はおのづから御當家の御制度有之候儀に候。たとへ王朝及鎌倉室町之古風立戻、又は漢土の制度尤に候とも、當座の分別、私智わが好む處の所存を以て料簡を加へ申まじき事」といつてゐることも亦、祖法第一主義のあらはれに外ならない。

最近幕府委任政治論が唱へられてゐるが、幕府はみことのりのまに／＼政治の衝に當つたのではない。あくまでも臣民個人の意志を政治の上に實現擴充しようとし、またさうしたのである。従つて幕府の後繼者にとつては創業者の遺訓を忠實に服膺してゆくこと、そのみが『御家安全』の最良策であつた。こゝに幕府はその覇權維持のためには「祖法墨守」、「新規法度」を第一主義として、この基調の上に立つて各大名武士から百姓町人にいたるまで「新規」を禁壓し、社會生

活のあらゆる方面に統制を加へたのである。

幕府の儉約政策——消費統制もこの「祖法」第一主義にもとづくものである。しかも時には直接生産の制限に及んだこともある。

「一、惣而新規之儀、器物、織物の類一切仕出候事、可レ爲二無用一候

一、書物、草紙之類、是又新規に仕立候儀は無用、但、不レ叶事候はば奉行所へ相伺候上、可二申付一候。……

一、見世物等の儀は、新規之事不レ致候而は如何候間、此段者可二格別一事」

享保六年七月發せられた新規工作物禁止令である。その以前寶永元年にも同様趣旨の法令が發せられて、「新規に珍敷仕出し候菓子類、且又只今まで拵候とも、手間取候品、向後無用之事。」といふやうに「奢侈品」の製造が禁止された。

新規工作物禁止令は「奢侈品」の製造を禁止することによつて、儉約——消費統制を行はんとしたのであるが、その結果經濟自然の發達を妨ぐること著しきものがあつた。

五

儉約論を説いた當時の學者の中には積極的な殖産振興の途を説き、國民經濟發展の方策を論じ

た者は殆ど罕まれであつた。大義名分の上に立つて幕府の政治意志を批判し、そこに儉約——消費統制を嚴重に行はねばならぬやうな全國民總貧乏状態をもたらした根因の存することを明かにした者は殆どなかつたのである。

前に引用した中江藤樹にしても、伊藤仁齋にしても、また熊澤蕃山にしてもその所論の中に道徳的生活の究極のよりどころは明かでなかつたのである。例へば「王道は儉を以て本となす。」といふ、その「王道」の主體がはつきりしてゐなかつたのである。従つてこれらの學者の政論は幕府政治を擁護して國民生活の抑壓に役立つやうな結果となつて、結局幕府の御用學者となつてしまつた。

最近「封建經濟」の研究が盛になつてきたが、その多くは唯物史觀に煩はされ折角の研究が事實から離れて宙に浮いたものとなつてゐるやうに思はれる。

例へば高橋龜吉氏の『徳川封建時代の研究』にしても、非常に教へらるゝところはあつたけれども、幕府の政治意志には殆ど觸れるところがなく、それとは別箇に經濟現象の分析をしてゐるにすぎない。しかも「我等は、こゝに、封建經濟から資本主義經濟に移る過渡期に於て、舊支配階級が採用せる一種の折衷的政策（註——「各種の株・仲間、組合を設け、之に獨占權を賦與して、生産、市價、販路を統制し」たことを指す）を見ることが出来るのである。而して、此の種の折

衷政策は、今後資本主義經濟から社會主義經濟に移る場合のそれに對しても、多くの示唆を與へるものであつて、色々の意味に於て、興味深き歴史の一節であると思ふ。」（同書一〇四頁）といつてゐることについては、氏の『徳川封建經濟の研究』の動機を疑はしむる。

土屋喬雄氏の近著『維新經濟史』にしても同様の誤謬を包蔵してゐるものであつて、徳川幕府の鎖國主義が日本の發展を阻塞した事實を指摘しつゝ、鎖國主義をとつた幕府の政治意志は少しも究明することなく、「徳川時代においては、我國の社會はいふまでもなく封建的な社會である。」といつて「封建社會における經濟的矛盾關係」を探索し、そこに明治維新の原動力を求めるとの結果となつてゐる。

右のごとき「封建經濟」の史的研究に對して聊かなりともその誤謬を正してゆきたいと思ふ。本論は當時行はれた儉約——消費統制を中心として研究の一端を提示したまでである。

北白川宮永久王殿下御二年祭献進歌

外つ國の荒野の果に神あがりあがりましてより二年すぎぬ

國民の道のしをりとみいくさのまさきにたちて神去りましぬ

思はざるしらせきゝつゝ御民わがむねとゞろきてすべもなかりき

〔新 指 者〕
昭和十七年十一月号

あらしふく都大路にかへらし、御魂をろがみし夜のかなしかりしか
み軍は北に南にすゝめどもくぬちのありさまたゞごとならず

天かけるみたまをろがみおこたりの身をはげましてたゝむとぞ思ふ

あらがねの大地深く底ひそむま力生れよこのときにして

立憲の洪猷

【新 指 導 者】
昭和十七年十二月号

帝國憲法は明治天皇が「皇祖皇宗ニ承クルノ大權ニ依リ」制定せさせたまひし欽定憲法であることはいふまでもない。それ故に歐米流の君民協約憲法や民約憲法とはその成立の由來・精神・内容を全く異にするものである。しかるに帝國憲法をもつて恰も歐米輸入の自由民權思想の所産なるかのごとき説をなす者なほ少しとしない。自由民主主義學說の信奉者のいふことならまだしも、國體明徴臣道実践を説く者までがややもすれば國體と憲法と矛盾するかのごとく考へてゐることは、國家革新の要求熾烈なる今日由々しきことゝいはねばならぬ。憲法制定の史實をありのままに見ればかやうな誤解や疑惑は起らぬ筈であるが多くのその努力を缺いて、從來の誤謬思想學說や御制定にいたるまでの、またそれ以後における政治の動きに惑はされてゐるために生ずる

誤解である。

御告文に「皇祖 皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ典憲ヲ成立シ條章ヲ昭示シ」と仰せられ、また「皇祖 皇宗ノ後裔ニ貽シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス」とも仰せらるゝ大御言葉を仰ぎまつれば、帝國憲法が内容的には事新しく制定せられたものではなく、日本の國體と歴史にもとづくものなることが自ら分明となる。

『憲法義解』は憲法制定の由來精神を次のごとくのべてゐる。

「竊に惟ふに、皇室典範は、歴聖の遺訓を祖述し、後昆の常規を垂貽し、帝國憲法は國家の大經を綱擧し、君民の分義を明劃す。意義精確、炳として日星の如く、文理深奧、辞の贊すべきなし。此れ皆宏謨遠猷、一に聖裁に由るものなり。」（序）

「恭て按ずるに、我が君民の分義は肇造の時に定まる。中世屢々変乱を經、政綱其の統一を弛べしに、大命維新、皇運隆興し聖詔を喚發して立憲の洪猷を宣べたまひ、上元首の大權を統べ、下股肱の力を展べ、大臣の輔弼と議會の翼贊とに依り、機關各々其の所を得て、而して臣民の權利及義務を明にし、益々其の幸福を進むることを期せむとす。此れ皆祖宗の遺業に依り、其の源を疏して其の流を通ずる者なり。」

「皇祖 皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ」たまふことは御歴代の國家統治の大御心であり、日本の歴史

を貫穿流通する精神である。「光輝アル國史ノ成跡」は臣民の「協力輔翼」のまことが御歴代の大御稜威にすべをさめしめられてのこされたのである。大日本帝國憲法といふ名稱や形式體裁は新しいものであるけれども、その内容は日本の國體と歴史に基き、制定せさせたまひしものであつて、帝國憲法が『顯彰紹述憲法』であるといはるゝ所以のものはこゝにある。

（井上孚磨氏 『帝國憲法制定の精神』）

「立憲の洪猷を宣べたまひ」し聖詔を仰ぎまつり當時流行の政治思想を検討すれば、帝國憲法が日本の國體と歴史にもとづいて制定せさせたまひしことは愈々明かとなるのであつて、自由民權思想の所産となす人々の考へ方がいかに淺薄庸劣なものであるかゝわかるのである。

憲法制定國會開設の要は維新後數年ならずして朝野の識者がひとしく考へたところである。木戸孝允が政規典則を定むるの議を上つたのが明治六年七月で、同年十一月には大久保利通が立憲政體に關する意見書を草してゐる。板垣退助等の民選議院設立建白書が提出されたのは明治七年一月のことである。立憲政治創始の要は誰れも一致してみとめるところであつたが、その時期と主張の理由にいたつては全く相違してゐた。

「臣等伏して方今政權の歸する處を察するに 上帝室に在らず下人臣に在らず、而も獨り有司に歸す。夫れ有司上帝室を尊ぶと曰はざるに非ず、下人臣を保つと云はざるにあらず、而も政

令百端、朝出暮改、政刑情實に成り、賞罰愛憎に出づ、言路壅蔽、困苦告るなし、夫れ如是にして天下の治安ならん事を欲す、三尺の童子も猶其不可なるを知る、因循改めず、恐くは國家土崩の勢を致さん、臣等愛國の情自ら止む能はず、即ち之を振救するの道を講求するに唯天下の公儀を張る在るのみ、天下の公儀を張るは、民選議院を立つるに在るのみ、即ち有司の權限る所あつて、而して上下安全、其幸福を受る者あらん。請ふ遂に之を陳せん。」（民選議院設立建白書）

民選議院の設立とそれを要求する運動が「愛國の情自ら止む能は」ざるにいでたとはいふものゝ、君臣の大義にもとづいて「天下の公儀を張」り「有司の權の限る所」あるべきを主張したのではなく、「夫れ人民政府に對して租税を拂ふの義務ある者は、乃ち政府の事を與知可否するの權理を有す、是れ天下の通論にして又喋々臣等の之を贅言するを待たざる者なり。」といふごとく根本的には、自由民權論に立脚して提唱せられたものである。

かくのごとく自由民權に立憲政治の基礎をおく在野派の主張とその運動に反對してこれを壓迫した廟堂派の人々といへども思想的に全く異なる立場にあつたものではない。木戸公はその政規典則制定の理由において「權利ヲ盡クシテ天賦ノ自由ヲ保チ、負擔ヲ任ジテ一國ノ公事ニ供スル等、皆人民存在ノ目的ナリ」といひ、大久保公の立憲政治意見書には、「定律國法ハ即ハチ君民

共治ノ制ニシテ、上ミ君權ヲ定メ、下モ民權ヲ限り、至公、至正、君民得テ私スヘカラス」とのべられてある。立憲政治は君民共治の政治で、君民の權利を制限して互に私しないことであるといふのが大久保公の意見である。伊藤公のごときも明治十三年十二月三條太政大臣に提出せる憲法制定に關する意見書において「國會を起して以て君民共治の大局を成就するは甚だ望むべき事なりと雖も苟も國體の變更に係る、實に曠古の大事、決して急躁を以て爲すべきものに非ず。」（金子堅太郎著『憲法制定と歐米人の評論』）といつて、やはり君民共治を立憲政治の内容と考へてゐたやうである。憲法を制定し國會を開設するか否かは一にこれ聖慮によるべきもので臣民の關すべきことではない、といふ點においては在野の自由民權論者と全く異なる立場にあつたけれども、思想的には根本的差違をみとめ得ないのである。もし大久保公らの立憲政治についての考へ方が國家の大本として法制化せらるゝにいたつたならば、在野派の提唱するところに結着して天皇親政の國體に累を及ぼすにいたつたであらう。

かくのごとき「君民の分義を明劃」せざる朝野の立憲政治論に對して明治天皇は「顧ミルニ、立國ノ體、國各宜キヲ殊ニス。非常ノ事業、實ニ輕擧ニ便ナラス。我祖、我宗、照臨シテ上ニ在リ。遺烈ヲ揚ケ、洪謨ヲ弘メ、古今ヲ變通シ、斷シテ之ヲ行フ。」

（明治十四年十月十二日 國會開設ノ勅語）

と仰せられ「責朕カ躬ニ在リ」と御責任を一身に荷はせたまうたのである。そして「我カ建國ノ體ニ基キ、廣ク海外各國ノ成法ヲ斟酌」（明治九年九月六日元老院議長熾仁親王に國憲起草を命ずるの勅語）すべきを命じたまひ、「或は舊ニ泥ミ、故ニ慣ルルコト莫ク、又或ハ進ムニ輕ク、爲スニ急ナルコト莫ク」（明治八年四月十四日元老院大審院ヲ設置シ立憲政體ヲ立ツル詔）「序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ル」（國會開設ノ勅詔）とのたまひ、變化動搖常なき世論を御教導遊され、五箇條の「國是」を堅持したまひつつ、これにもとづいて「國家立憲の政體を立て」させたまうたのである。

五箇條の御誓文には、その第一に「廣く會議ヲ起シ萬機公論ニ決スベシ」とのたまひ、第二に「上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ」、第三に「官武一途庶民ニ至ル迄各々其ノ志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス」第四に「舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ」第五に「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ」と仰せられて、この五事を天地神明に誓ひたまひ、詔をもつて公卿諸侯有司に下したまうた。公卿諸侯有司は「臣等謹テ叡旨ヲ奉戴シ死ヲ誓ヒ黽勉從事冀クハ以テ宸襟ヲ安シ奉ラム」と奉答申上げて臣従の義務を明確にしたのである。こゝに君臣の大義が明かとなり天皇親政の國體が明徴にせられ日本「永世ノ基礎」は定つたのである。天皇の御親政は「臣民翼賛」を包攝させたまふことは御歴代の詔勅・御製にひとしく仰がるると

ころであつて、西歐流の君主專制政治とは比類を絶する。天皇親政の深義を畏みまつるのである。「廣く會議ヲ起シ萬機公論ニ決スベシ」と仰せられたることをもつて、君民共治主義となして我國立憲政治の基礎と考へるがごときは論者自身の自由・民主主義思想を告白したものに外ならず、君臣の分際をわすれたる反國體思想といふべきである。

御誓文第四に「天地ノ公道ニ基クヘ」きことを仰せられたるをかへりみるべきで、「天地の公道」とは「君民の分義」國體の信である。「君民の分義」をわすれて「公論」を政治の原理原則としたのが議會中心主義の民政主義政黨政治であつたことを反省せねばならぬ。それ故に我等臣民は「萬機公論ニ決スヘシ」と仰せたまひし聖諭を仰いで「翼贊の道」に愆りなかるべく忠節臣道のまことをつくさねばならぬのである。

【聖徳太子憲法十七條】に

「十七、ニ曰ク、夫レ事ハ獨リ斷ズ可ラズ。必ズ衆ト與ニ論フ宜シ。少事ハ是レ輕シ。必ズシモ衆トスベカラズ。唯大事ヲ論フニ速ンデハ、若シクハ失有ラムコトヲ疑フ。故ニ衆ト相辨ズレバ、辭則チ理ヲ得ム。」

と仰せられて「公論」の重んずべきを示したまうたが、また

「三、ニ曰ク、詔ヲ承リテハ必ズ謹メ。君ヲバ則チ天トシ臣ヲバ則チ地トス。天覆ヒ地載セテ

四時順行シ、萬氣通フコトヲ得。地、天ヲ覆ハムト欲スルトキハ、則チ壞ルルコトヲ致サムノミ。是ヲ以テ君言フトキハ臣承リ、上行ヘバ下靡ク。故ニ詔ヲ承リテハ必ズ謹メ、謹マズンバ自ラ敗レム。」

と臣道の原理を垂示したまひしことをわすれてはならぬ。

自由民権論者が積極的に「君臣の分義を明劃する」ことなくして、たゞ「天下の公儀を張るべきことのみを主張して民選議院の設立を提唱したことのあやまりなることは先に指摘したところであるが、天下の「公論」を一切無視抑壓することも亦間違ひである。「中世以降の失體」となげかせたまへる幕府政治は天下の「公論」を抑壓して「臣民翼賛の道」を封じたのである。つまり幕府の將軍は臣民に君臨して、天皇に對しまつる政治的責任はこれを負はなかつたのである。それ故に、將軍は天皇の御委任をうけて政治を行つたのであるから國體に戻らぬ、と主張する幕府委任政治論のごときは間違である。この點については次號で論じたい。

御誓文に「萬機公論ニ決スヘ」きことを仰せられたる聖慮は、億兆安撫國威宣布の御親翰（明治元年三月十四日）にも「私見を去り公儀を採り」といふ大御言葉に仰がるゝところであり、その後渙發せさせたまひし「立憲の洪猷を宣べたま」へる聖詔に一貫して拝せられるのである。この聖慮は御告文に「臣民翼賛ノ道ヲ廣メ」と仰せられて帝國憲法の條章に欽定昭示せられたので

ある。即ち憲法は天皇の統治大権をかゝぐると共に、行政・立法・司法大権の施行に輔翼機關を分立して各々その所を得しめ別に樞密院・會計検査院を設け、又臣民の權利義務を明かにしてその「慶福」の増進を期せさせたまうたのである。こゝに天皇親政臣民翼贊の日本國體の本義が愈々明徴にせられて、「國家ノ丕基^{ヒキ}」は愈々鞏固となつたのである。「憲法義解」に「君民の分義を明劃す」といひ「上元首の大権を統べ、下股肱の力を展べ、大臣の輔弼と議會の翼贊とに依り、機關各々其の所を得て、而して臣民の權利及義務を明にし、益々其の幸福を進むることを期せむとす。」とのべられてある所以である。

それ故に帝國憲法は西歐流の三權分立主義を政治の原理原則として法制化したものではないのであつて、これを大權施行の輔翼機能として生命化し天皇親政臣民翼贊の日本國體を愈々鞏固にしたのである。まことに「建國ノ體ニ基キ、廣ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シ」て制定せさせたまひしを仰がるゝのである。それ故に帝國憲法は日本國體の法的表現であつて、憲法に對する不信は國體に對する不信といふべきである。ここに我等は憲法宣布の勅語に「不磨ノ大典」とのたまひ、上諭に「永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ」と仰せたまへる大御言葉を畏みまつるのである。

或る著名の憲法學者が——「日本の現在は國防國家體制即ち最高度の國家總力を發揮すべき體制の樹立に向つて進んでゐる。而してこの體制の樹立は、國家の立つてゐる四圍の狀況から見て

も、必然以上の必然であつて、その確立についてはいさゝかも躊躇さるべきものではなからうと思ふ。國家總力を擴充するといふことは、要するに國家の統一性を強化すること、畢竟するに天皇權威の發揚でなければならぬ。」「舊體制は何かと言へば、それが自由民主主義の原理に基く體制であることについては何人も異論はなからう。それは先づ英國に母國を見出し、フランスに於て最も典型的な發達を遂げた政治體制であつて、所謂個人の自由平等をその基本原理にしてゐる。政治制度としては自由權制度と三權分立制度がその二大支柱となつて居る。政治上は主として議會中心政治であつて、政黨が現實の政治勢力である。』——といひ、自由權制度と三權分立制度をそのまゝにして改變せぬ以上、「新體制」は實質的に「舊體制」であるといつてゐる。

帝國憲法に對するかくのごとき考へ方は全體主義憲法論の名において一部の間に提唱せらるゝところであるが、その詳密の検討は後日にゆづるとして次のことを附言して小論を結びたい。

論者は憲法を「天皇權威の發揚」と矛盾對立するものとして考へてゐるのであるが、これは機關說思想に支持せられて憲法の國政運用規定を誤つて解釋實行した議會中心主義の民政主義政黨政治に惑はされて、帝國憲法の本質内容を見誤つてゐるのであつて、畢竟するところ自由・民主主義的解釋をいでない。それでは機關說思想の誤謬を匡ふこともできないであらう。論者はまづ帝國憲法に信順するの忠節臣道意志を明かにして、自由・民主主義的憲法解釋の誤謬を御制定の

史實に鑑み憲法の條章にてらして匡しゆくべきである。その努力をつゞけることこそ「天皇權威の發揚」であり、「國家の統一性を強化」するの道である。しからずして、自己のイデオロギ―を絶對化して、それを日本の政治理想におきかへ、憲法の改正を云爲するとすれば、それは國體變革の不逞意志といふべきであらう。

第十四回 合宿教室終了のしらせをいただきて

（昭和四十四年八月十六日）

〔国民同胞〕
昭和四十四年九月号

肥後の国阿蘇のみ山ゆ合宿のをはりを告ぐるみたよりつきぬ

大阿蘇の山はみざれど信の友らつどひしみ山ときけばこほしも

合宿に加はりましけむ友どちのみすがたつきわがまなかひに

み友らがつどひしぬびつ地図ひらきゆくみちすちをさがすもたのし

いまごろはみ山をくだりふるさとをさしていそぐか若き友らは

長からぬ日数にはあれどまごころのまじはりむつばむ途ひらけしか

テレビみつ新聞よみつつむらぎものこころのいたまぬ日はなかりけり

かりこものみだるる世にも信の友らふえゆくとおもへばこころもなごみぬ

思ひまどふこともありなむをそのときは心の友と語りたまへや

へだてなく語りあひなばすすみゆく道はひらけてまどひもはれむ

正しきをつらぬきとほすはなかなかに苦しかれどもこらへしのばむ

福祉への道

〔国 民 同 胞〕
昭和四十五年七月号

去る一月十一日の東京新聞紙上で、米国にあって、母校へ奨学資金を寄託した日本人老看護婦の死が報ぜられた。その名は堀なか。立教女学院卒業後聖路加病院の看護婦となり、日露戦争の最中、請はれて米国の某海軍大尉一家とともに離日、同大尉の任地を一家とともに転々とし、やがてワシントンにゆき、コロンビア病院の看護婦となり、八十五歳で職を辞し、初めて米政府から年金をうけた。米国では六十五歳になると年金が下附されるが、なか女は、大の男が年をとったからといって、公園のベンチにごろごろしてゐるのは情けない、とくに日系米人のそのやうな姿を見ると涙が出るほど口惜しい、といつてゐたといふ。明治女性の気概と同胞感に深い感銘を覚えた。

「グレイト・ジャパン」を常に誇りとし祖国をはなれて六十年、尚且つ格調高き日本語を話したといふ彼女が、昭和三十九年初めて帰国したとき、もし失業保険金をもらつてパチンコに興ずる若者の姿を見かけたとしたら、その歎きは如何ほど深かつたことであらうか。

ソ連では、労働者の所得格差は多くの自由諸国と余り変らないけれども、社会福祉が一層広汎

でその価値が大きいため、事実上狭められてゐるといはれる（ドイツチャー『ロシア革命五十年』）。これについては別に論ずる機会もあらうが、吾々の社会でも、社会福祉の充実によって、揺籠から墓場まで、国家が手厚い保護を与へることが重要な使命の一つなるかのごとき錯覚に陥つてはゐないであらうか。

老齡、病氣、天災、戦争、その他個人の責に帰し得ぬ理由から、勤勞の生を営み得ない人々に對して、国家が適当な生活水準を講ずることは当然といへやう。ところが働く能力があり、働くチャンスに恵まれてゐるにもかゝらず、苦勞して自己の生活、自己の運命を自らきりひらいてゆかうとする氣魄——向上心を欠き、社会的生活における責務を果さうとしない物乞にも似た徒輩は決して少ないとはいへぬのである。彼らは国家が差出す傘の下で、豊かではないが、生活のリスクのない無事安隱の毎日を送らうとするのである。これらの怠け者までも、どうして保護せねばならぬのか。国家の保護といつても、実は誠実に働くより高い所得者により多くの「施し」を強要することと異なる意味をもつものではない。正直者がバカを見るのである。しかも包括的画一的な社会保障は真に保護さるべき人々に対する措置に徹底を欠き、その貧困が指摘される。一方では木内信胤先生がいはれるごとく（『經濟往来』四月号）、財政規模の増大により小さなインフレが常時進行し、これらの全体経過が社会に対する不信感をかもすことにもなりかねないので

ある。

西独のエアハルト元首相・経済相が、所得の再分配を基調とする社会福祉に依存する生活態度を、「すべての人が他人のポケットに手を入れていくという生活秩序」に陥る疾病であり、「その場合の原則は、私は他人の世話は見ないが、他人は私の世話をしてくれるのである」と評しているのは痛烈である（エアハルト著、菅訳『社会市場経済の勝利』）。しかし氏は決して社会保障に全面的に反対してゐるわけではない。経済政策を補完すべき必要な手段ではあるが、十分かつ成長しつゝある社会生産、換言すれば、「能力ある経済の土台の上へのみ可能である」、本末顛倒すべからず。これが氏の基本的見解であることを、ここではいふにとどめる。

最近来朝したシカゴ大学のM・フリードマン教授が日本モンペルラン協会でおこなった「米国の新自由主義」と題する講演（『経済往来』四五年五月号転載）によれば、F・D・ルーズベルト政権によるニュー・ Deal 政策以来三十五年間、米国では政府の役割が増大し（民間部門の縮小）、多くの社会福祉政策がおこなはれたが、悉く失敗に帰した。政府干渉政策から新自由主義へ移行しつゝあるが、それは「社会における自発的要素を強化し、強制的諸要素を縮小させようとする」ことである。と述べてゐる点が注目される。氏は更に「米国における伝統的価値感個人の責任、個人のイニシアティブ、あるいは、自助の精神、人々の自発的な活動等を強調しま

す。このような価値感が最もきわだった形において表明されたものが、フロンティアの人々、すなわち個人のイニシアティブを通じてこそ発展しつつあった新社会の人びとのフロンティアの精神だったのです。」といつてゐる。つまり米国の新自由主義とは、米国社会発展の力源をなしたところの伝統精神への回帰を志向するものである。

わが論壇では、社会福祉の拡充—政府の干渉強化、その制度としての「福祉国家」が理想とされ、そのモデルを西欧にもとめようとする傾向が戦後とくに著しいが、ヨーロッパ模倣を脱しきれぬ思考法に飽き足りなさを覚えしめられる。

社会福祉が所有または物的生活条件の平等を志向するものであるとするならば、現実生活における不平等を打破して平等にいたらむとする各人の自発的努力、向上心の芽を摘みとることになりかねない。前述した堀なか女の、怠惰を恥とし勤労を愛する心と、あたゝかい同胞感こそは社会福祉の根源ではないのか。「他人のポケットに手を入れている」生活態度—自由と社会的生活における共同責務の抛棄が真の福祉にいたる道とは思はれない。

四月初旬、郷里水戸在の旧友からの音信に、三十九年間奉職した教職を退き、晴耕雨読の生活に入るとあった。佳き哉；晴耕雨読。しかし、それは無風安穩の生活態度によって到達し得られる境涯ではないことだけは確かであらう。

学問の名による恣意

〔国民同胞〕
昭和四十六年三月号

最近のある新聞紙上で、一女流随筆家が、帝国憲法は男女不平等の原則の上にたつてゐるといふ意味のことをのべ、その一例として、女子には選挙権、被選挙権が与へられてゐなかつたことを挙げてゐる。これを読んだ人々の多くは成程と思ふかも知れぬ。ところが、或る憲法学者の泰斗が「男女の平等も、明治憲法では、全然みとめられていなかった。選挙権や被選挙権は、男子にだけ与えられていた……」とのべてゐるのであるから、右の随筆女子ばかりでなく、多くの人も、これを読んだら益々確信を深めることであらう。しかし帝国憲法が男女不平等の原則の上にたつて、女子に選挙権を与へなかつた、と断定するのは当たらない。こゝで問題となるのは、第十五条「衆議院ハ選挙法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス」の条規である。これについて憲法義解は「本条議員選挙の制規を以て之を別法に譲る者は、蓋し選挙の方法は時宜の必要を将来に見るに従ひ、之を補修するの便を取ることあらむとす」と説明してゐる。即ち制限選挙法が憲法の本旨ではない。時宜に応じて補修するといふことである。公選議員制を採用するに当つては、一般国民の政治意識の昂揚と相俟つて漸進的に選挙権範囲の拡大をはかることは、

多くの国々に見られる通例であつて、日本だけのことではない。旧制中学校時代、東大法学部出身の先生が普通選挙実施は時期尚早であるといつてゐたことを思ひだすのである。議会制度について最も古い歴史をもつイギリスにおいて、男女普通選挙制度が全面的に採用されたのは、むしろ他の国よりもおそく、一九二八年（昭和三年）のことである。憲法学者がこのやうな事実を知らぬ筈がない。それを知りながら尚かつ、右のやうな言説を弄するのは良心的な学者の態度とはいひがたい。これに類する叙述は憲法のもとと根本的な問題について見られるのであるが、日本国憲法を礼讃するために、帝国憲法を引合に出しての、故意の中傷としかいひやうがないのである。学問の名による恣意といふべきか。

憲法上の重要事項といふ点からは、瑣事といへるかも知れない右のやうな言説をこゝにとりあげたのは、国民生活に割合身近な事柄であるが故に、却つてそれが契機をなして物事の本質を見誤る危険があると思はれるからである。否、マスコミ総動員の「平和民主憲法」礼讃によつて、人々は日本国憲法こそ万邦無比であるかのやうな錯覚におちいつてゐるともいへる。政府筋や自民党も唱へる日本国憲法定着論は、この錯覚の上に安住してゐるともうけとれるのである。

戦前においても、帝国憲法の解釈には多くの学問的誤謬があつた。そのうちで最も大きな波紋をおこしたものは国家主権説、天皇機関説である。この学説はつひに反国体的なものとして、大

学における講義が禁止され、著書も発禁処分をうけたのであるが、このやうな政治的処置は本質的解決とはならなかつたのではないか。この問題に関する学術論争が中断され、正論があらはれる芽をも摘みとり、むしろ逆効果を招いたのではないか、ともいへるのである。機関説信奉の教授は、大学の講義において帝国憲法第一条乃至第四条については字義の通りとして詳説をさけたのである。それが、機関説は学問的には正しいのだといふ迷誤を学園内にうゑつけるにいたつたことを、いま想起するのである。当時機関説に対する反対学説は、勿論あつた。その多くは必ずしも的を射た批判とはいひがたかつたやうに思はれる。法人といふ私法概念を国家観に適用しようとした方法上の誤謬が、専門の憲法学者によつて指摘された例は極めて少なかつた。しかも、国家主権説を生んだのは、帝国憲法そのものに日本の国柄に合はない欠陥があるかに誤認され、憲法不信の風潮は政治的にも重大過誤―例へば議會制無視の大政翼賛会結成のごとき―を生むにいたつたことを懺悔反省せねばならない。

帝国憲法を、大宝律令と同じやうに単に日本法制史や政治史における研究対象としてののみ、取扱はれるにいたらしめてはならない、と切に思ふのである。学問のアヤマチは学問の力によつてたゞしてゆかねばならぬ。同信協力による不断のタ、カヒが要請される。

親政の恵沢

〔国民同胞〕
昭和四十六年四月号

憲法学や政治学の学者先生方によると、「人権」には本物と似非の二種類があるといふことである。或る高名の憲法学者が、その著書のなかでかうのべてゐる。「しかし、明治憲法は、本当の意味の人権はみとめていなかった。その第二章は、言論の自由・信教の自由その他多くの「自由」を保障したが、それらは、人間であることにもとづいてみとめられる人権ではなくて、天皇よりのありがたい思召しによつて、その臣民に与えられた臣民権であつた。すなわち、それらの「自由」はもつぱら天皇の權威にその根拠をもつものであるから、もとより少しも天皇の權威を制約するものではなく、そこで定められた言論の自由も、天皇の權威に対して批判的である自由——ましてや、反対する自由を——含んでゐなかつた。」

更に、いふところの「本当の意味の人権」、「人間であることにもとづいてみとめられる人権」について、「国家や憲法に先だつて存在し」、「国家や憲法は、これを認めなくてはならない権利」であると註解されてゐる。いかにも尤もらしく説かれてゐるが、こゝに「国家に先だつて存在する」権利とは、実は近世自然法思想におけ「自然権」——天賦の人権を指すもので、その模写な

のである。また帝国憲法が保障する自由は天皇の權威に根拠をもつが故に、天皇の權威に対する批判・反対の自由を含めとの論説は、社会契約説の立場から王權の制限と人民の抵抗權・革命權の正当性を主張した、十七世紀英國の政治哲學者ジョン・ロックの學説をやきなほしたものである。要するに、啓蒙主義に由来する自然法思想をそのまま、鵜呑みにして、その立場からの憲法人權論を展開してゐるのである。彼にあつては、「自然法」上の要求にもとづく人權こそ本物であつて、その意味で、帝国憲法のもとにおける臣民の權利は似非人權であり、自然法思想を基底とする日本國憲法のもとにおいて、日本國民は始めて本物の人權を享有するにいたつたといふのである。

自然法思想は、明治初期中江兆民の『民約訳解』を首として数多くの類書により我が國に紹介され、民權思想の培養に与つて力あつたのであるが、帝國憲法の起草者は天賦人權論を批判してかういつてゐる。「彼の仏國の權利宣言（人權宣言）に謂へる天賦の自由は他人の自由を妨げざる限、一の制限を受けざるの説は妄想の空論に過ぎず。」——『義解稿本』（宮沢俊義註『憲法義解』）。

『義解稿本』の執筆者とみられる梧蔭井上毅は皇室の國家統治の精神が「うしはく」にあらずして「知らず」にあることを感得した。「うしはく」——權力に物をいはせて支配することは必

ずしも難事ではあるまい。これに反して「知らず」を統治の基本にすることは決してなまやさしい業ではないに違ひない。私たちにとつては、一身一家のことですら思ふにまかせぬことが少くないのに、まして、つとめとして「国を知り明むる」ことはたゆまぬ精進を要する苦行であり、深い慈悲みのこゝろなくしてはかなはぬことであらう。悟蔭は古往今来諸外国の王座にはみられぬ、我皇室の伝統的な「知らず」の精神に「君徳」を実感したのである。それは「古言吟味」の史的研究によつて到達した国民的確信であつた。この確信が「天賦の自由」を斥けたのであつて、これを非科学的独断とするのは当らない。

十七世紀の英国はホップス・ロックらの代表的自然法学者を輩出したけれども、英国における諸法は自然法的色彩を欠く点に特色があるとされてゐる（例へば「権利章典」一六八九年）。フランス革命の人権宣言における権利宣言のやうな抽象的原則はみられないのである。抽象的権利よりも具体的現実を重しとする英国民の然らしめるところであらう（アンドレ・モロア『英国史』）。しかし、英国民の人権を保障する諸法律は君主専権に対する国民の告発に出るのである。それは大憲章（一二一五年）以来の英国におけるひとつの伝統であるともいふことができやう。

我が国における政治的専断の実体は「閥族」と「武門」の放恣であつた。明治維新は全国民が「君徳」を実感しうる時代の到来でもあつた。日本国民は「王政復古」によつて自由の民となつ

たのである。藩籍奉還は四民解放の政治的実現であった。『憲法義解』は、これを「各藩の推譲」によると述べている。即ち一君万民の国民的自覚によるのである。この四民解放の近代法的保障が、帝国憲法第二章に定める臣民の権利である。繰返していふ。日本国民が自由を享有するにいたったのは、民意閉塞の幕府政治打破による光輝ある成果のひとつである。即ち親政の恵沢である。

帝国憲法が保障する自由は法律により制限することができたし、事実また制限されたではないかとは、日本国憲法擁護者たちがひとしく発する帝国憲法弾劾のひとつの理由である。しかし、帝国憲法が「法律ノ定メル所ニ依リ」、「法律ノ制限内ニ於テ」としたのは、国民の権利保護を「命令の範囲外」にあらしめようとする趣意に発するのである（『憲法義解』）。すなはち時の政府の恣意から「人權」を保護することが目的なのである。このことは軍人の政治関与を排し、輔弼翼賛を政治の基本としたことの意義と併せ考慮しなければならない。過ぐる第二次大戦下の言論統制が酷薄非道であったことを私どもは身を以て体験した。しかし、それが帝国憲法の基本的性格の一つであるとは毛頭考へなかつた。むしろ、その精神を逸脱したものとして所信をつらぬかうとしたことを今にして回顧するのである。

ふるさとにかへりて

〔国 民 同 胞〕
昭和四十六年十一月号

ふるさとの家近くして駅前にはバスきたる間のまちどほしきかな
空襲のはげしきころほひひとりわが歩みし道をバスにゆられつゝ
筑波嶺に夏の日しづみて道とほくしばしやすみし林かしこに
をちこちの森のこかげに萱ぶきの家立つみえてしづけき村里
日ざかりの畑なかすぎて森かげにいこへば涼し風ひやゝかに
友どちと水遊びせし池のへの松の林のすがたかはらず
仰ぎみる鎮守の森のご神木もむかしながらにひとときは高し
目もさやにみどりの葉波たつなかに色づきそめにし早稲わせまじるみゆ
み仏をむかへまつれる盆棚の位牌あふぎついやますさびしさ
枝くちし老木のうめのいまもなほ花さき匂ふときあるものを
山の端に日のしづむころみ祖らのみ墓にまうでぬ弟とともに
いくとせを経にしか知らずふたもとの銀杏の老木のみどりしるけく
千町田をわたりくる風さはやかにひばのこぬれのさゆらぎやまず
ちゝのみの父のみたまとはゝそはの母のみたまもねむりますこゝに

手づくりの提灯かゝげ花そなへ香たてまつるみ墓のまへに

ひむがしの森の彼方の空とほくひとつ星みゆひときはあかく

かの星を夜ごとながめつくらしたるをさなきころのおもほゆるかな

ぬばたまの夜はふけわたり田向ひの森かげおぼろにともしびのみゆ

弟と酒くみかはしこし方を語りあひけり夜はふけゆくに

をさなきゆわかれすめども相おもふころはいまも昔もかはらず

語りあふことばすくなけれど弟とともにしあれば心やすけし

人権小論

〔国民同胞〕
昭和四十七年四月号

最近の新聞紙上に、爆弾製造の手引、素手の戦闘から様々の武器による殺人方法にいたるまで述べられてある危険な書籍が白昼堂々店頭に並べられてあり、しかもかうした出版物を処罰すべき法律がなく、「表現の自由」ともからんで規制がむつかしく、警察庁は慎重に対策を検討してゐる、とあった。何事も法律をつくって片づけようとするのは或意味では安易な対症療法で、必ずしも当を得た策とはいへないかも知れないが、国家社会の安寧を紊し覆へさうとする妄動があ

とを絶たない今日、不問に付しておいてよいことではあるまい。これらの出版物取締を立法化しようとするれば、ジャーナリズムは、例によって、憲法の基本的人権にかゝる重大問題として論難攻撃するであらうことは見えすいてゐる。「政治」が「自由」に気兼ねして、恰かも負け犬のやうにしをらしくしてゐること、それが「民主的」といふことのやうに見うけられる。

本来基本的人権といふものは、国家権力の専断乱用に対する防壁または抑止作用としての意味以上に出でるものではない。いはゞ、国家権力に対しての消極的相対的效果をもつにすぎないものである。法の上に君臨するやうな絶対の神聖不可侵のものではないし、国民生活の平安と幸福の護符ではないのである。一部の人々は一切の権威を否定しながら、基本的人権を神聖不可侵の至高のものとする奇妙な錯覚におちいつてゐる。

「天賦人權」などといふのは論理上の仮説であつて、基本的人権は国法によつて保障され、国法によつて護られて、はじめて現実的效果をもつものである。「人類の多年にわたる自由獲得の成果」であるとか、「永久に侵すことのできない権利」であるとして、何々の自由と規定されてあるからといって、只それだけで現実に保障される力を基本的人権自体がもつわけのものではないのである。無法者が出現すれば容易に侵害されうるものであり、それが集団的な力として国家社会を混乱状態におとし入れる危険は「平和日本」にも存在するのである。万が一にもそのや

うな事態に立ち到るならば、基本的人権など保障されやうがないのである。人権が現実に保障されるための最低不可欠の要件は、国民の遵法精神と強力なる法による保護である。一方対外的には国家の自由独立が保たれないかぎり、人権尊重もつひには空文に帰することは、敗戦による占領下において我々が嘗めた忌々しい、そして生々しい経験である。人権は自由独立の国の民にして始めて享受しうるのである。尤も、日本の過去を一切抹殺することを占領政策の基本方針とした占領軍に迎合して、日本の歴史と文化を貶すことに是つとめ、「平和」と「民主主義」を謳歌してきた「進歩的文化人」といはれる人種は、占領下の人権侵害に聊かも痛痒を感じなかったかも知れない。これらの人々のなかには、「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず」を引用して、デモクラシーを説明しようとする者があるが、福沢諭吉にとって、「人民の自由独立」とは「一国の自由独立」をさしおいてはあり得なかつたのである。このことは彼の著書を丹念に読む努力を怠らないかぎり、容易に感得しうることである。

『憲法義解』は帝国憲法第三十一条の非常大権の注釈のなかで、「蓋し国家の最大目的は其存立を保持するに在り」といひ、また「但し自由は秩序ある社会の下に棲息するものなり」ともいつてゐる。「西力東漸」の厳しい国際的環境のなかにあつて、祖国の自由独立をまもり、社会の安寧を保つことは、明治の指導者たちの畢生の念願であつたのである。そして「臣民の権利」の基

盤はこゝにあつたのである。新憲法の基本的人権を以てほんものの人権と礼讃する人々は「天賦の自由」といふ論理上の仮説を鵜呑みにして、国家を人権保障のための道具としか考へない。この点において、マルクス主義の国家観も、また流行の、「自由」を国に売渡し、その代償として「福祉」を買取らうとする福祉国家論も同根の仇花である。

我々は今日経済的には大体満ち足りてゐるといへやう。不況下とはいへ、働かうと思へば職場に事欠かないし、或程度のより好みも決して不可能ではない。一時失業しても（マルクスの産業予備軍的存在ではない）、失業保険が生活をカヴァーしてくれる。物価騰貴は聊か気がかりだが、飢餓線上を彷徨しなければならぬやうな急激な変化はまづないとみてよい。「交通戦争」や「公害」も、多くの人々にとつて致命的なかつりあひとはなりさうでない。一方、基本的人権をとくに主張しなければならぬやうな圧制下におかれてないことは衆目の一致するところである。ひと頃にくらべたら、まことに恵まれた生活をエンジョイしてゐるといひ得やう。これは我々が独立国の民であり、そして一部の不心得者の妄動があとを絶たないとはいへ、兎も角社会の安寧が保たれてゐることゝ断じて無縁ではあり得ない。このことを忘れて、人権を絶対視し、これを無際限に主張することは、その基盤をなす国家の存立を危ふくする恐れなしとは言ひ得ない。人権の主張が人権を滅却するにいたることもあり得やう。国家の最大目的は、その存立保持に在り、基本的

人權の保障に在るのではない。——二月一日稿

『マルクス主義批判論集』を読みながら

【国 民 同 胞】
昭和四十八年二月号

桑原暁一編『ヨーロッパにおけるマルクス主義批判論集』で紹介された諸家の説は、師友のお蔭でその一端にふれたことのあるものであるが、いま同信協力の所産として刊行されたことは有難い。世間には、マルクス信奉者ではないと思はれる人々でも、マルクス主義については無力で、それ故にこれに妥協的態度を持する者が稀ではない。一例をあげれば、宮沢俊義著『憲法講話』（岩波新書）に、産業予備軍説を無批判にうけいれて「予備軍が無数にひかえていた」体制（ラッサールにしたがって夜まわり国と呼んでゐる）のもとでは、「無産者」にとつて「自由」とは、「貧乏の自由」または「失業の自由」以外の何ものでもなかった、と書かれてある。また高木八尺、末延三次、宮沢俊義編『人權宣言集』（岩波新書）で宮沢氏は、諸国の憲法における人權規定または権利宣言の規定が文字どほり実際に行はれてゐるかどうかといふことは「鉄のカーテン」のかなたの諸国について特に必要だといはれるが、そのこなたの諸国についても必要であるといひ、たとへば言論の自由とかいふものが、実際において「資本」による各種の形態の支配からどこま

で独立でありうるか、といふやうなことは十分吟味の必要があらう、と述べてゐる。このやうな所論がマルクス主義に対する阿諛追従でなくて何であらうか。また後進国の経済発展には資本主義では間にあはぬ、社会主義こそ捷徑である、といった俗論もたえない。本書が世に出たことは決して「遅きにすぎた」ことではない。

○

米国におけるソ連通として知られるG・F・ケナンの所説に対する桑原さんの評（本書三〇九頁）は相変らず鋭い。眼光紙背に徹するとはかういふことであらう。

「ケナンのソヴィエツト経済のアンバランスを指摘するのはよいが、そのアンバランスは、軍事工業と他の経済部門との間のそのような印象を与える。そのアンバランスは、実は彼が、成り功したといっている軍事工業内にもあるであらうし、他の経済部門にもつきまとっているはずである。『全般的アンバランス』とは、そういうことでなければならぬ。これは共産主義計画経済そのものに必然なものであって、それを克服する途は、その中には見出されない。」

軍事工業内にアンバランスがないとすれば、それは非軍事工業との間にも、非軍事工業内にもおこるべくもない。計画経済は全体として支障なく運営され、最近屢々伝へられるやうなソ連経済の不調は懸念するには及ばぬ筈である。軍事工業が国民経済全体から独立して存在すべくもな

いし、それ故に非軍事工業にアンバランスが生ずれば、それは軍事工業にも伝播波及することは避けやうがないであらう。

この経済全般のアンバランスとは、資源や労力の配分の偏り、つまり無駄や浪費があることを意味する。計画経済は浪費と沈滞の経済であるといふジラスの批判（本書一八一頁）はいひ得て妙である。これは資本主義を「無政府」経済と非難する計画経済の本旨に戻るものである。

○

レーニン、マルクスの、プロレタリア独裁の共産主義第一段を敷衍してつぎのやうに述べてゐる。

「この段階（共産主義第一段）では、生産手段はもはや個々人の私有財産ではなくなつてゐる。それは社会全体のものである。社会の各成員は社会的必要労働の一定部分を遂行して、社会からこれこれの量の労働をしたといふ証明書をうけとる。この証明書で彼は消費資料の公共倉庫から、給付労働に相当する量の生産物を受けとる。従つて各労働者は、共同基金にあてられる労働量を差し引いた上で、彼が社会に与へただけのものを社会からうけとることになる」（『国家と革命』）

驚くことに、レーニンはこの所信（幻想だが）を実行に移した。生産手段を国有化し、市場を廃絶し、貨幣と価格のない実物経済を強行した。戦時共産主義と呼ばれる、その結果は、レーニ

ン自ら「惨敗」をみとめたほど経済は大混乱と衰退を招き、共産主義政権崩壊の危機に直面し、新経済政策（ネップ）を実行しなければならなかった。生産の犠牲と効果の比較考量即ち経済計算を喪失したことが、その根本原因である（山本勝市『計画経済の基本問題』）。ケアリーの言葉を借りれば、理念を単純化して混みいった経済におしつけた、その報ひである。しかし被害者はほかならぬ労働者と農民であったことを忘れてはならぬ。一九二一—二二年の間に、数百万の餓死者を出したことも、「人民」の蒙った惨禍のほどが推測されやう。

ネップは市場復活をその本質とするが、この資本主義への退却が経済秩序の再生と生産力の回復をもたらし、破局は辛うじて救はれた。しかしネップが、戦時共産主義に対する根本的反省の結果としてとられた政策ではなかったことは、レーニンが「教養革命」を主張した（本書三二六頁）ことから窺ひ知られやう。戦時中のことだが、統制違反を非国民扱ひしたことが思ひだされる。己独り清しとする専横家共通の心理である。それは兎も角、ネップは、山本先生がいみじくも指摘されたやうに、社会主義のための、「戦略的退却」であった。そこにネップの限界があった。

○

一九二八年十月に始まる第一次五ヶ年計画は工業化とくに重化学工業の建設にねらひがあった

が、貨幣経済を基礎として計画されたことは特記されなければならぬ。戦前共産主義の苦渋によって、マルクスの貨幣なき経済が空論であることをさとったのである。ネップ時代の私的商業は禁圧されたけれども、やがて余剰農産物（政府買上をこえる収穫分）の自由販売店や国営商店が創設されて、消費財については配給制と並行して市場経済が部分的にせよ復活されるにいたった。これは計画経済の本旨に戻るところの闇市を政府が育成するにひとしいことである。しかしさうしなければ、経済の歯車が磨滅する危険を感じたからにちがひない。要するに、計画経済は純粋な意味においてはつらぬかれ得ないことを確認すべきである。

一九五〇年代のソ連は工業成長率がかなり高いことを統計が示してゐるが、一九六〇年代に入ってから低下をつづけ、つひに一九六五年九月経済改革（企業管理の評価基準を利潤とする）が発表され、一九六六年からスタートした。その後の経過は、一九六九年にピークに達した工業成長率は、それ以後当初の予想に反してはかばかしい効果をあげてゐない。これに関して最近の朝日新聞社説は、ソ連経済不調の原因が経済そのものの本質的部分にあると指摘したが、その本質的部分とは一体何かについてはふれるところがない。

米國ハーバード大学のバークソン教授が、ソ連の経済成長率を抑へる非効率的要因として、(一)労働価値説、(二)集権的管理機構、(三)価格形成、(四)成功基準制度（企業管理の評価基準をいかなる

指標にもとめるか)、(五)集團農場制度(六)アウトアルキーの六つをあげてゐるといはれる(吉田靖彦)「ソ連經濟の動向と價格形成」が西欧のマルクス主義者の一部に(これに追隨する我國の學者も少くないが)、集權的管理制度をソ連經濟の重欠陥とするのとはちがつて、綜合的實際的見地に立つものではないかと思はれる。パーグソン教授の見解に関連して所見を展開する余裕はないが、大雑把な言ひ方をすれば、ソ連經濟の非効率性を克服する途は計画經濟から後退するほかには求めがたい、といふことにならう。例へば八百万にのぼる財貨の價格が國家計畫委員會(ゴスプラン)の價格委員會の手によつて決定されるといはれる(吉田前記)が、客觀的に需給狀態を反映しえない人為的の價格が長期間(約十年間も)固定されるといふことだけでも不自然であり不合理極りないといへやう。それが經濟のバランスを招くことは不可避といつてよい。もし計畫者の間に計算による價格決定に疑ひをさしはさむ者がないとすれば、それは合理主義の思ひ上りか、さもなければウソつきであることを經驗的にいふことができる。ソ連經濟にとつて、價格を合理的にきめようとするならば、さらにいへば、經濟全般のバランスを取りもどさうとするならば、むしろネットプの成功と挫折衰滅の先例を謙虚に反省することによつて途が開かれやう。我々は、「資本主義の修正」が社会主義への前進とは異なる、といふことをソ連の實驗から学びとるべきである。

○ 社会の矛盾や不合理を資本主義のせいにすることはわが知識人の通念となつてゐるかに思はれるが、一体資本主義とは何か。もし市場経済と、それと不可分の私有制とを意味するとするならば、資本主義をまもらねばならぬ。保守反動の非難に替へてはならない。

土地が投機的取引の対象とされることは不快である。しかし公有化すれば一挙に解決される問題でもない。言葉をかへていへば、イデオロギーでは解決されない。ただ、功業を念としてゐるとしか考へられぬ列島改造論が土地ブームに拍車をかけて、イデオロギーに同調するやうな国民感情を形成する恐れがないかどうか。

物価高を、流通合理化によつて解決しようとする議論がなかなか根強い。戦時中流行した商業中間搾取論の異臭を感じるのは僻目だらうか。生産と消費の直結を一般化しようとするのは、井戸端会議的の幼稚な図式論である。物価を下げるには、供給をふやすか、消費節約するか基本的にはこれ以外に手段はない。この原則を確認した上でもろもろの施策が講ぜられるべきである。まもらねなければならぬ原則が省みられぬところに、現代の一つの風潮——合理主義が招く災厄があるといへやうか。

○

「マルクス批判論集」を読みながら、教へられたことの一端を書き綴った。諸家の説がいづれも政治的実践活動の、また思想的たかひの体験から生れたものであり、それに解説者の努力が合成されて、説得力の強い本書が出来たことは慶ばしいことである。

『青木繁その愛と彷徨』を拜して（昭和四十八年二月十七日）

櫻花はかなく散れどとことばに生きなむ君はその絵とともに

慰霊祭献詠（昭和四十八年九月二十三日）

糸まひつつ語るおもかげわがまみにうかべどうつつに相見むすべなく
うつつには相見まつらむすべなけどかなしきねがひのわすらえなくに

慰霊祭献詠（星野正雄兄のことを思ひて）（昭和四十九年九月二十八日）

現し世を君もさりまししとふみしらせに遠きむかしをおもひいでつつ

昭和五十一年～昭和五十五年（六十六歳～七十歳）

日本におけるマルクス経済理論批判の歩み

〔国文研叢書17〕
昭和五十一年三月刊

はしがき

一、マルクス価値論をめぐる論争

小泉信三、「労働価値説と平均利潤の問題」

小泉対河上、櫛田論争

生産価格説の構成上の欠陥

二、マルクス労働価値説の致命的欠陥

異質労働還元の問題

「社会的必要労働時間」の問題

三、マルクス地代論批判

二木保幾氏の批判をめぐる

四、資本主義崩壊論批判

五、社会主義経済の根本的難点——経済計算論

むすび

はしがき

「科学的社会主義の聖書」といはれるマルクスの大著『資本論』第一巻が出版されたのは、一八六七年のことであるが、その第二巻および第三巻は、彼の死（一八八三年）後、その莫逆の友フリードリッヒ・エンゲルスの校訂を経て、一八八五年および一八九四年に、それぞれ公刊されたものである。『資本論』には、一体何が書かれてあるのか。

マルクスの研究目的は、労働者を傭ひ、市場に販売するための商品を生産する「近代社会の経済的運動法則」を明かにするにあつた（『資本論』第一版序文）。彼の言をつきつめると、資本主義的生産方法が発達するにしたがつて、働きたくても働けぬ労働者（過剰の人口）と、売らうとしても売れぬ商品（過剰の商品）がつくりだされて、資本主義の没落と社会主義の到来は必至である、といふのである。そしてこれらの理論の土台をなすものは、彼の価値論である。この説は、

『共産党宣言』（一八四八年）、『賃銀労働と資本』（一八四九年）、『経済学批判』（一八五九年）、『価値・価格及び利潤』（一八六五年）等において述べられてゐるが、『資本論』において、さらに精細に展開されたのである。

マルクスの経済理論に対して、ウィーン学派のポエーム・バヴェルクが有名な『マルクス体系の終焉』¹⁾を書いたのは、『資本論』第三卷公刊二年後の一八九六年のことであり、つづいて著名な社会主義者の間からも、マルクス学説に対する批評が行はれるにいたつた。修正主義を唱へたエドゥアルト・ベルンシュタインの名はよく知られてゐるが、高橋誠一郎氏（一八八四〜）の『経済学説史略』（三九三頁）のなかには、イタリアのサンヂカリスト、アルツリオ・ラブリオラのつぎのごとき文言が紹介されてゐる。

「吾人マルクス主義者が先師の外套を彌縫せんと試みつつある間に、経済学は日々若干の成長を為しつつあるのである。吾人にしてマルクスの『資本論』とマーシャルの『経済原論』（一八九〇年初版）とを逐章比較したならば、吾人は『資本論』中に於いて数百頁を費した問題がマーシャルによつて僅々数行裡に解決せられて居ることを発見するであらう。」

このマルクスの経済理論が我が国に伝へられたのは、日露戦争（一九〇四〜五年）前後のこと、右のヨーロッパにおけるマルクス批判が現はれはじめた頃とほぼ時を同じくしてゐる。西川

光次郎著『カール・マルクス』（一九〇二年）がその先駆といはれ、つづいて片山潜（一八九九―一九三三）、幸徳秋水（二八七二―一九一一）、堺利彦（一八七〇―一九三三）、森近運平（一八八一―一九一一）、山川均（一八八〇―一九五八）氏等の社会運動家の論文、著作、翻訳等により伝播普及されたのであるが、やがて大学内に侵入して、多くのマルクス学者が輩出し、ロシヤ革命（一九一七年）、第一次世界大戦終結（一九一八年）の前後から思想界に勢威を振ふにいたつたのである。そしてマルクス主義が、多くの知識人にとって殆ど常識となつたことが、当時の著書論文等に見うけられる。

一、マルクス価値論をめぐる論争

マルクス経済学説に対する我が国における批判については、経済学界とくに、マルクス主義陣営に与へたその影響の甚大なることからいって、慶應大学の小泉信三教授（一八八八―一九六六）が、大正十一年（一九二二）二月の『改造』誌上に発表した論文「労働価値説と平均利潤の問題」―マルクスの価値学説に対する一批判―をまづ重視すべきではないかと思はれる。

右の小泉論文を発端として、小泉氏と山川均、二葉大三、河上肇（一八七九―一九四六）、櫛田民蔵（一八八五―一九三四）、高島素之（一八八六―一九二八）の諸氏との間に、はげしい論

争が展開され、とくに河上、樺田両氏との間の論争は、昭和改元の頃にまで及んでゐる。後れて、土方成美（一八九〇―一九七五）、高田保馬（一八八三―一九七二）、加田哲二氏等が登場して、前記の河上、樺田氏のほか、舞出長五郎（一八九一―一九六四）、向坂逸郎（一八九七―）氏等を加へて論争がつづき、これも数年にわたつて行はれた。この間にあつて、マルクスの「差額地代論」の部分について、二木保幾氏（一八九二―一九三四）（当時早稲田大学教授）が批判論文を公けにしたのを契機として、主に『改造』、『中央公論』、『日本評論』等の諸誌上で討論がなされ、価値論論争は地代論論争へと発展したのである。

小泉信三氏がマルクスの価値論に対して提起した問題は、『資本論』第一巻に説かれる労働価値説は、『同』第三巻における平均利潤を前提とする生産価格理論によつて覆へらざるを得ないのではないか、といふことであつた。労働価値説がマルクス経済学説の根本理論であるとすれば、右の小泉氏の批判は、重大な問題提起であり、これに対してマルクス主義者たちは、労働価値説と生産価格説とを何とかして調和させようと工夫して、小泉氏に対する反批判を展開し、小泉氏また、周到緻密の論理をもつてこれに應酬したのである。そこでまづ、この論争の発端をなした前記『改造』誌上の小泉論文の要点をここに引用することにしよう。

小泉信三氏「労働価値説と平均利潤の問題」

小泉氏はいふ。

「問題は斯うである。マルクスの資本論第一巻に説かれるやうに、（而してリカルド(3)オがその価値論の章の前半に説き、ロオドベルトスがその分配理論において承認するやうに）、財の価値がその生産に必要な労働量のみによつて決定せらるるものならば、生産に投下せらるる資本は同額であつても、その資本が代表する（若しくは働かす）ところの労働量が同一でない場合には、新たに産出せらるる収益は同一でなかるべき筈である。即ち同額の資本の挙げ得る利潤額、従つて利潤率は、資本中の労働雇傭に充てらるる部分の大小によつて一々違つて来なければならぬ筈である。然るにマルクスは、一方においてリカルド及びロオドベルトスと同じく、利潤率なるものが、實際上においては、決して資本の組成如何（即ちその如何なる部分が労働雇傭のため投ぜられ、如何なる部分がそれ以外の用に充てらるるか）によつて一々相違するものではなくて、利潤率は諸種の資本を通じて均一に帰するの事実（少なくとも傾向）を認めてゐるのである。そこでマルクスは矛盾に陥つてゐるものではないかといふ疑が起るのである。」（『小泉信三全集』3・

「マルクスは始めにA商品とB商品とが一定の比率、例へば $\times \dots \times$ で相互交換されるのは、（註、三浦記—『資本論』の原文にしたがへば、一クォーターの小麦と二ツエントネルの鉄が交換されるのは）この異なる二商品の間に、共通の或るものが同一量だけ含まれてゐるからだといふ考から出発して、その共通の或るものは労働で、これが即ち価値形成実質であるとの推究に進み、一商品の価値はそれを生産するため『社会的に必要な労働時間』（註、三浦記—世間的に普通または平均的に必要な労働時間）によつて定められ、同じ（社会的必要）労働時間の生産物は、相互に価値を等しうし、等価のものは等価のものと交換されるとの結論に達したのである。而してこの理論を一商品たる労働力に適用すれば、その余剰価値論⁴⁾が得られる。即ち、労働力の価値は、労働者及びその家族の生活維持に必要な物品の価値によつて定まるのである。然るに労働者がその生活必需物の再生産に必要な程度以上の労働に服すれば、ここに消費せられた衣食住用品、及び消耗せられた生産用具の補償以上に、全く新たな価値が発生する。これが余剰価値であつて、資本家の支出資本に対する利潤となるものである。然るにこの新価値は、一に活労働のみから生ずるもので、既に生産用具に体现せられてゐる死労働は、ただその生産上に消耗せられただけ、そのまま生産物の価値に移されるに過ぎぬといふところから、マルクスは資本の、労働力に変形せらるる（即ち賃銀として労働力購買の用に充てらるる）部分を可変資本部分と名づけて、

自余の不变資本部分と相対せしめてゐる。而して新たに生じた余剰価値額の、可変資本部分のみに対する比例が、彼の謂ゆる余剰価値率、その資本全額に対する比例が利潤率である。然るにその全資本額中において可変部分と不变部分との占める割合は、技術上の関係から一定量の労働に對して建物、機械、道具、原料を要する程度の一ならざるため、産業の種類によつて一々相違があるべき筈である。この技術上の理由に基づき決定せらるる、資本の不变部分の価値と可変部分の価値との組合せを称して、資本の有機的組成といふ。そこで今、凡ての産業を通じて余剰価値率が同一（例えば百分の百）であるとすれば、産業の種類によつて、その資本の有機的組成を異にする結果、それに應じて各産業は、各々のその特有の利潤率をもたなければならぬ筈であることは、左記の第一表に示される通りである。

即ち表の如くI乃至Vの五個の資本があつて、その金額は各々百であるが、その中で不变資本(c)と可変資本(v)との占める割合は一々異なり、而して余剰価値は一樣に百分の百であるとすれば、利潤率は第四項に示される如く、資本の有機的組成に應じて一々異なり、而して生産せられた商品の価値 $(\text{可變資本} + \text{不变資本}) \times \text{利潤率} = \text{費用}$ 。費用 $\text{資本} + \text{生産費用} = \text{製品}$ は第六項の数字に示される通りであらう。而して『資本論』第三卷のこの点に到るまでにマルクスが説くところは、大体においてその第一卷の読者の当然予期するところで、少しも了解に苦しむ

昭和151年（66歳）

第一表

資 本	余 剩 価 値 率	余 剩 価 値	利 潤 率	消 耗 不 変 資 本	商 品 価 値	費 用 価 格
I 80 c + 20 v	100%	20	20%	50	90	70
II 70 c + 30 v	100%	30	30%	51	111	81
III 60 c + 40 v	100%	40	40%	51	131	91
IV 85 c + 15 v	100%	15	15%	40	70	55
V 95 c + 5 v	100%	5	5%	10	20	15

第二表

資 本	余 剩 価 値	消 耗 不 変 資 本	商 品 価 値	費 用 価 格	商 品 価 格	利 潤 率	価 値 卜 価 格 卜 差
I 80 c + 20 v	20	50	90	70	92	22%	+ 2
II 70 c + 30 v	30	51	111	81	103	22%	- 8
III 60 c + 40 v	40	51	131	91	113	22%	- 18
IV 85 c + 15 v	15	40	70	55	77	22%	+ 7
V 95 c + 5 v	5	10	20	15	37	22%	+ 17
390 c + 110 v	110		422		422		0

ところはない。

然るに（マルクスに従へば）自由競争は、かくの如く各商品がその価値で売られて、各資本百に帰属する利潤額に異同のあることを許さない。資本は利潤率の低い生産方面から引出されて、高い方面に移され、彼此の供給の減少及び増加によって平均が実現せられるまで、この資本の移動出入は止まぬであらう。而してこの平均が実現せられた場合には、凡て五種の産業において産出せられた余剰価値総額が、五個の資本全額に対して均等に配分されるといふ。さうすると前者は一一〇、後者は五〇〇であるから、一二％なる平均利潤率が成立し、各資本がこの平均率に應じた利潤を得んがためには、各商品はその価値で売れず、その費用価格に平均利潤を加算した『生産価格』をもって売られなければならぬ。この個々商品の生産価格は、必然に一部はその価値以上に昇り、一部はその価値以下に下らなければならぬことは、上記第二表の示す通りである。」（前掲書一六九—一七二頁）

「……而して斯くの如き価格で売ることによつてのみIよりVに至る資本が、その有機的組成を異にするにも拘らず、能く利潤が自I至Vにとつて均等、即ち二二％なることを得るのである」（資本論第三卷上一三五頁）。斯く商品が、価値から離れた価格で売られることは、決して偶発的、一時的の現象ではなくて、資本の有機的組成に異同があるところで、利潤率平均の一事を認める

以上は、必然的、永続的に起らなければならぬ現象である。否、却って一商品の生産価格は、『例外的にのみその価値と一致する』もので、最も発達せる工業上の生産（即ち不変部分が重きを占める資本をもってする生産）においては、価値は生産価格以下にあるのが通則であるといふ。（前掲書一七二—一七三頁）

「吾々にとつての問題は、これが『矛盾』或は労働価値説の抛棄を意味せぬであらうか否か、の一事に懸る。先づ結論を云へば、私は、他の労働価値説論者の場合は姑く措き、マルクスの場合に限り、その労働価値説と生産価格の説とは相容れないものであると思ふ。マルクス独特の方法によつて立証せられた労働価値説は、決して財が必要労働量以外の比例において、相互交換せらるる事実を承認することを許さない。もしこれを承認すれば、価値論の依つて立つ基礎が崩壊せざるを得ないと思ふのである。」（前掲書、一七三頁）

「……私が最も重要視するのは、上述の如き論理過程によつて証明せられた価値法則（註、三浦記—投下労働量が商品価値を定める）は、必ず現実の商品交換比率を支配して、商品は必ずその価値で売買されなければならぬものと云う一点である。上記マルクスの価値法則の証明方法が正しいものならば、それは、生産価格における商品の現実交換比率にも適用されなければならぬ。而して生産価格が価値から離れてゐれば、当初の価値法則そのものは破壊されることになる

のである（前掲書一八二頁）。

「……彼の価値法則は、相交換さるる二商品には、共通の或るものが、同量だけ含まれてゐるとの断定から出発するもので、決して上記一クオタアの小麦と二ツェントネルの鉄の個々について、その生産に要する労働量を調査し、その結果として帰納的に、この二者が相交換されるのは互に労働費用を等しくするからであると論結したのではない。もし相交換さるる二商品の個々について調査したならば、マルクスは決してその同一ならざることを発見したであらう。それは資本論第三卷上第十章の後半、市場価格と市場価値とを論ずる条下において、マルクス自身の明らかに認めてゐるところである。

以上がマルクスに対する私の批評の主要点である。而して右の理由に基いて、彼の価値法則は平均利潤率と両立し難きものであると断定する。」（前掲書一八四頁）

右に引用した小泉信三氏のマルクス価値論批判における論点は、前記ボエーム・バヴェルクの『マルクス体系の終焉』に発するものではあるが、一部のマルクス主義者等がいふやうに、ボエームの単なる祖述ではない。小泉氏によれば、リカアドと、共にリカアドに学び、そこから出発して自分の理論を大成したロオドベルトスおよびマルクスの三者を一括して考察の対象とするともに、マルクスを正しく理解して批判するためには、『資本論』のみならず、彼がリカアドの影響

をうけた始めから『資本論』に到達するまでの、彼自身の内部における発達と変遷過程を窺ふことを大切と考へて、『資本論』以前のマルクスの所説に対しても考察を加へたのである。⁽⁵⁾

この点、たしかに小泉氏の価値論批判には他の学者には見出しがたい特色があり、方法として正しいと思はれる。「これに依て住々一部のマルクシストに免れぬ、凝り過ぎの独り相撲に類する偏執と訓詁癖とから免れ」得たことを、後年小泉氏は述懐してゐるのである。それはともかく、小泉氏は右のやうな見地から「ロオドベルトスの労働価値説と平均利潤の問題」(『国民経済雑誌』大正九年—一九二〇—九月)および「ロオドベルトスの地代論とリカアドオ」(『三田学会雑誌』大正九年—一九二〇—十月)の二篇を書き、そのつづきとして『改造』誌上に、前記マルクス価値論批判の論文を寄せたのである。前の二論文に対しては、経済学界、マルクス主義者の反駁はなかつたが、後者が発表されるや、マルクス主義者側から、マルクス弁護の反駁が相次いでなされるにいたつたのである。

小泉氏に対して最初に反批判の矢を放つたのは、山川均氏で、同じ年の五月、『社会主義研究』第五巻四号に、「マルクスの価値学説に対する小泉教授の批評を読む」と題する論文を掲載した。しかし小泉氏は、近世以降のヨーロッパの経済学説について、原典に即して綿密精細な研究をつづけ、それを基礎として論旨を展開してゐるのに対して、山川氏の批判は、その点において不十

分であり、明らかに不利な立場にあった。そのためか、山川氏の論調には不必要とも思はれる揶揄冷笑が交へられてあり、小泉氏は「再び労働価値説と平均利潤の問題を論ず—山川均氏の批判に答ふ」（『改造』大正十一年—一九二二—七月）において、山川氏を評して、マルクスの亜流米人ブヂンおよびウンタアマンの著書を拠りどころとする「亜流毒の中毒症状」ときめつけ、これを問題にしなかつたのである。

小泉対河上、櫛田論争

小泉・山川論争につづいて、河上肇氏がその個人雑誌『社会問題研究』第三十九、四十一冊に「マルクスの労働価値説（小泉教授の之に対する批評について）」を書き、小泉氏に対して挑戦を開始した。ここで河上氏は、マルクスの価値と生産価格との関係を述べ、両者の間に矛盾のないことを説かうとしたのである。河上氏につづいて櫛田民蔵氏が登場し、小泉氏の主なる論争相手は河上、櫛田の両氏にしばらくられるのである。

いま、この論争経過に委曲をつくす紙幅は与へられてゐないので、河上氏および櫛田氏のマルクス弁護のための反批判の論点を示し、これに対する小泉氏の反論を要約するにとどめざるを得ない。

その一 河上氏は、商品の価値通りの交換は、資本主義以前の経済段階に適用され、競争によって価格と価値が一致せず、生産価格に帰着するのは、発達せる資本主義段階についていはれたものとして、価値通りの交換と、価格は価値から必然的にはなれるといふマルクスの二つの主張は矛盾しないといったのである（『社会問題研究』第三十九冊所載前記論文）。これに対して小泉氏は、「三たび労働費用と平均利潤の問題を論ず」（大正十四年—一九二五—四月『改造』）によって反駁した。

『資本論』第一巻初章におけるマルクスの労働価値法則の説明には、それが資本主義以前の経済段階に適用されるべきものであるとは一言も述べられてゐない。したがって価値通りの交換を資本主義以前に逐ひやることは全くのナンセンスである。しかし小泉氏は、右のやうな文義解釈にはこだはることなく、これを度外視して、河上氏が主張するやうに、資本主義以前の段階では、果して商品が価値通りに交換されたと解しうるか否かを問題として提起し、かう説いてゐる。

——河上氏の主張は『資本論』にその典拠はある。即ち第三巻において、商品の価値通りの交換は、生産価格による交換とくらべて「遙かに低級なる一段階」においてこれを見出すことができるが、生産価格による交換は「一定高度の資本制発達」が必要であると説かれてゐること

がそれである。「遙かに低級なる一段階」では、労働が産出する価値の投下資本額に対する比率、したがって利潤が、異なる産業間に違ひがあるといふ事実は、生産者にとつては「どうでも宜いこと」であるから、産業間における生産の流動がおこらず、故に価値通りの交換が行はれる、とマルクスはいふ。「この場合問題を決するものは、かかる社会において競争が行はれて、各生産者（労働者）は充分算的に合理的に行動したものと想像することを許すか、これを許さぬか」である。もしこれを許すとすれば、利潤率の高低は「どうでも宜いこと」ではなく、生産はより有利な産業へ移り、その産業の生産物価格を下落に追ひこむことは、ポエームが詳述したところである。反対に「どうでも宜いこと」であつたらどうなるか。

「……利潤率が平均せず、従つて生産価格が成立せぬ一事のみである」が、生産価格の不成立は価値通りの交換が行はれることを意味しない。否利潤率が「どうでも宜いこと」となると同時に、商品が「価値通りに交換されるといふ保障」も失はれなければならぬ。即ち同じ労働量が費されてあるものでも、例へば、A商品はその需要が多く、B商品はその需要が少ないとすれば、Aは価値以上、Bは価値以下に売れるといふことになる。この状態が永續することを許さないのは、ただ自由競争による生産が価値以上に高いものに集中する供給の調節があることによるものである。したがって、この仮定が許されぬとすれば、右の調節も行はれず、価値通

りの交換は保障されぬ筈である。（前掲書二三三―二三四頁、二五二―二五三頁）

かくして、価値通りの交換は資本主義以前に限るといふ河上氏の主張は、『資本論』に典拠ありとしても、その典拠自体が理論的に容認できない。これが河上氏に対する小泉氏の反撃の要点である。

その二 河上氏はまた、マルクスの価値とは、交換経済の現象には現はれぬ一つの観念であると解することによって、マルクスの価格論と価値論の衝突を救はうとした。それは柳田民蔵氏によって「価値人類犠牲説」（大正十四年『大原社会問題研究』）所載、「マルクス価値概念に關する一考察」と非難されたものである。河上氏によれば、経済的価値には使用価値（効用）と費用価値（犠牲）があるが、「此費用価値を人類全体の立場から見たもの」がマルクスの所謂価値であるといふ。そして「平等なる人間同士の間」では、この人類の立場から見た価値において物の交換が行はれ、これに反して、他人を生産手段として利用する「階級社会」では、価値は「階級的に歪められて観念される。」その社会では、「価値は、マルクスの所謂価値から多少の程度」離れる。したがって商品の交換はその価値を標準として行はれないのだ、とかういふのである。（『社会問題研究』第四十冊）

小泉氏は、河上氏の右の所論に対して、「マルクスが最も攻撃に力を用ひたのは、如何なる特殊社会形態からも独立せる非歴史的、普遍的な経済概念を立てようとする旧経済学者の研究方法」（前掲二六〇頁）であつて、河上氏の主張する価値概念はマルクスの意図に戻るものである、と反駁した。しかし小泉氏は議論をここで停めず、マルクスの所謂価値を、何時いかなる社会にも通用しうるとすることがマルクスの真意なることを認めるとしても、かかる意味での価値は価格を支配する力を有せず、マルクスの「価値論と価格論の連繫」はこの解釈のために切断されて、かへつてマルクスの意図に反するの結果となることを指摘し、さらに次のやうにいふ。

「予は、以上の論によつて、決して労働費用が交換比率に影響することを否認するものではない。しかし資本主義社会においては、労働費用はそれが資本家の出費（*expenditure*）に現はるる限りにおいてのみ、交換比率を左右する。而して資本家出費が労働費用のみによつて決せらるるは、賃銀が労働費用を代表し、而して全放下資本（註、三浦記—全放下資本）中にある支出賃銀額の占める割合が均一なる場合にのみ限る。それ以外の場合においては、労働費用は交換比率を決定する一原因たるに過ぎぬのである。而してこの意味ならでは、労働費用の自然価格、正常価格を与り決することを否認するものは、リカード以後殆ど一人もないといつて

よい。吾々は敢へてカアル・マルクスを待つて始めてこの理を解するものではないのである。」
（前掲二六八—二六九頁）

かくしてマルクスの価値論と価格論との衝突は、仮に「価値人類犠牲性説」を容認するとしても、避け得ないといふことができやう。以上述べた河上氏に対する小泉氏の批判に対して河上氏は、「社会問題研究」（第六十一—二冊）において応答し、櫛田民蔵氏が「改造」（第七卷第六号）に、「学説の矛盾と事実の矛盾」と題する小泉評を書いて、新たに論争に加はった。小泉氏は「改造」（大正十四年—一九二五年十一月）に「四たび労働費用と平均利潤の問題を論ず——河上肇、櫛田民蔵両氏のマルクス弁護説——」を寄稿して、右の両氏に応答してゐる。まづ河上氏の論点に對する応答の骨子から述べよう。

その三 河上氏は、マルクスの価値法則と価格論との衝突を避けしめるために、まづ『資本論』第一巻首章における交換方程式（ $1 \text{ 噸鉄} = 2 \text{ 噸小麦}$ ）（註）は、交換を意味せず、等価を意味するにすぎぬ、と解した。しかしこれはマルクスの説明と明かに抵触するものであり、「殆ど一つの形容矛盾」であり、河上氏自ら撤回したはずの「価値人類犠牲性説」を前提としなければ、容認しがたい議論であるとして、河上説を斥けてゐる。

その四 河上氏のもう一つのマルクス弁護——『資本論』第一卷首章において論ぜられる商品とは、「資本家的商品」が資本の生産物であるといふ一面の性質を抽象した「商品としての商品」であるとすることによって、上述のマルクスが陥った矛盾を調和させようとしたのである。小泉氏は、「商品としての商品」は、なぜ価値通りに交換されるのが問題であるが、この点に関する河上氏の説明が頗る曖昧なことを指摘した。そしてその追求の手をやすめず、痛烈にかう反駁したのである。

——「商品としての商品」が価値通りに交換されるといふことは、「一つの理論的仮定」なのか。もしさうであるとすれば、交換される一クォーターの小麦と二ツエントネルの鉄とが互いに等価なることをまづ承認しておいて、この二物間に共通なものをたづね、商品の交換比率に現はれる共通な或るものは、即ちその価値である、と論結するものは、もともとようとする結論をばその前提とするものである。マルクスは交換される二物間に共通なものが等量の労働であると結論する。ところがこの場合、交換は等価の商品の間のみ行はれることを前提とするとすれば、ここで等価とは何を意味するのか。もし等価とは等労働量を意味するといへば（マルクシストはかういはいはざるを得まい）、「吾々の知りうることは、含有労働量相等しき商品には相等し

き労働量が含有せらるゝといふこと以外には出ないのである。」――

小泉氏は前記の諸論文および「資本論以前におけるマルクスの価値論、価格論」(大正十一年一月二二―十一月「三田学会雑誌」)において、マルクス学説の全系統には互いに相容れない二つの思想が存在する、といふことを再々指摘してゐる。即ち彼の『賃銀労働と資本』および『価値・価格及び利潤』では、労働費用と適応しない価格が成立すれば、利潤率の不平均をきたし、平均を回復しようとする力が価格を費用(価値)に帰着せしめることが説かれてゐるが、『資本論』第三巻では、利潤率の平均に基く生産が価値と一致しないことを論じてゐる。利潤率の平均は、競争と不可分である。そこでマルクスの所説を素直に信ずれば、自由競争は、価値通りの交換の成立条件でもあるし、反対に妨害条件としても作用することになる。一体マルクスは、自由競争は価格を価値に引きつけるといふのか、それとも価値から引きはなすといふのか、どっちなのだ、と小泉氏は問ひを發してゐるのである。「四たび労働費用と平均利潤の問題を論ず」における、河上、樺田の両氏に対する反論もこの点に集中してゐる。

その五 河上、樺田の両氏は右の小泉氏の問ひに対して、ひとくちに競争といつても二つの種類があるといふ。同一生産部門内の競争と異なる生産部門間の競争がそれで、競争は、前の場合

には価格を価値に引きつけるけれども、後の場合には利潤率を平均させて価格を価値から引きはなすのである。したがってマルクスが、競争は、一方では価格を価値に引きつけるといひながら、他方で価格は価値から引きはなされると主張しても、それは彼の思想的混乱ではないのだ、とマルクスを弁護したのである。

これに対して小泉氏は、このやうなマルクス弁護論が出てくることは、『資本論』第三卷第十章にその典拠があるとはいへ、そのことの証明はマルクスによつてなされてゐないことを指摘し、その後で、小泉氏はかう反論した。

——「同一の産業部門における競争が表現するのは無差別の法則」による単一価格の成立だけである。この単一価格が労働費用といかなる関係にあるかについては、「無差別の法則及びび同一産業内の競争は何を告げることもできないのである。」この価格は需給関係如何によつて、或は価値と一致し、或は価値の上下にはなれることもありうる。価格を価値にむすびつける作用は、価格の騰落による供給の増減によるほかはない。この供給の増減は「産業間の資本の流入」によらなければ、説明の途がない。もし産業間における資本の流出入を認めるとすれば、価格は価値に帰着せず、生産価格を引力中心とすることは、マルクスの説明のとほりである。

結局競争に二種ありとするマルクス弁護論は、自由競争は価格を、価値に引きつけるのか、それとも価値から引きはなすのか、といふ小泉氏の問ひに対する回答とはなり得ない。したがってマルクスの思想的混乱を救ふことにはならなかった、と見るほかはない。

その六 榊田氏はまた、『資本論』冒頭の商品を、「資本主義的生産様式の支配的である社会」の商品と解したのでは労働価値法則と生産価格説との衝突を免れ得ないことから、資本主義以前の単純商品と解釈した。（『資本論劈頭の文句とマルクス価値法則』（大正十四年—一九二五—『我等』所載）しかしこれは『資本論』の首章を素直に読んだ者には、小泉氏の指摘を俟つまでもなく、到底理解しがたいところである。ところが右の商品の性質について、資本家商品説（河上氏）と単純商品説の対立が今日なほマルクス主義者間に存在するのは、一つの奇観といふべきではなからうか。

以上小泉氏を中心としてマルキストとの間で展開した価値論論争を通観して、注目されることは、右に述べたやうに、河上、榊田氏等のマルクス弁護の論点が、ああいへば、かういふ式に転変してゐる点で、このことがかへって、その論拠の薄弱さを示す結果に終わったやうである。そし

てこれによって、マルクスの価値、価格論の矛盾が、かへって浮彫りにされてしまったのである。

生産価格説の構成上の欠陥

さてここで、マルクスの生産価格論の構成上の欠陥を指摘した、高田保馬氏の所説にふれておきたい。『経済論叢』（第三十巻第一号）所載の「マルクス価値論の価値論」中の一節に、つぎのやうに述べられてある。

——マルクスの生産価格説は、「構論の出発点に於て、不変資本を構成する諸商品ならびに、間接に労働者たちの生活資料として可変資本を構成する諸商品とともに、価値に於て売らるることを前提とする」が、生産価格説そのものは「これら資本を構成する諸商品が、価値に於て売られざることを主張する。生産価格の理論は、資本を構成する商品（仮に略して資本商品と云はう）が、価値に於て売られざることを主張し、而もそれ自体の論証は、かかる商品が価値において売らるることを前提としてはじめて可能にせられてゐる……かの資本商品そのものはどこから来たか。資本主義社会に於てである以上、それは資本主義生産の生産物としてののみつくり出されてゐる。さうである以上、それは、価値に於て買はるる道理はない。然るに、これを価値に於て買はれたるものと見てはじめて商品価値の生産価格化が説明せらるゝものとすれ

ば、此説明は根拠を有しないものと云はれざるを得ないではないか。——

この点について、小泉氏も、生産物は生産価格で売買されながら、生産手段は、価値によって売買されると想定しなければ、価値論に基礎をおく生産価格説の成りたがたいこと、そしてこの想定は容認しがたい不合理であることを、既述の「労働価値説と平均利潤の問題」のなかで指摘してゐることを付記しておかう。

二、マルクス労働価値説の致命的欠陥

以上、マルクスの価値、価格論について、主として小泉氏の論争形式による批判を中心に述べてきたが、ここで『資本論』第一巻の労働価値説そのものに対する批判をふりかへてみたい。

これについては既述の小泉氏の論文のなかでも触れられてゐるが、ほかに土方成美氏の『マルクス価値論』の排撃（昭和二年—一九二七）があり、高田保馬氏が「マルクス価値論の価値論」「労働の異質性」（昭和五年—一九三〇—二月「祖国」）、「労働価値説は支持し得らるるや」（昭和五年「改造」第十卷第八号所載）の諸論文を発表している。右両氏の批判に対して、河上氏、榊田氏等の反批判があり、これに対する応酬もあるが、この経過はここでは割愛することにして『資本論』第一巻の労働価値説に対する批判に関して、代表的といはれる高田氏の所論のう

ちで、同氏が最も重視してゐる点を、前記の「労働価値説は支持し得らるるや」に拠つて、まづ紹介することにした。

異質労働還元の問題 高田保馬氏は、マルクスにおける「労働価値説の組立」を説明して、

(一)交換される二商品には共通同量の或るものがあるといふこと、

(二)この共通物は使用価値の抽象による「抽象的人間労働」であること、

(三)商品の価値の大きさは、そのなかに含まれる社会的必要労働量によつて定まり、複雑労働は単純労働に換算され、それは「社会的過程」によつて確定されるといふことである。

といふ。高田氏が最も重視するのは右の第三の論証であつて、労働価値説の成否はこの論証如何にかかるものとみた。以下同氏の主張の要点を紹介する。

——交換される二つの商品は、その双方に「体化」(註、三浦記—または対象化)されてゐる労働の比率にしたがつて、その割合が定まる、といふのがマルクスの立場である。

「此立場はまさしく、価格が(交換される商品の中に体化されている)労働の数量によつて定まる、と見るのである。然るに、この労働の数量は如何にして計量せらるるか。作り出さるる使用価値の方面からは、如何に異質的である労働といへども、それが単純労働である限り、その労働の継続時間によりて、……複雑労働bの生産物Bは、単純労働aの生産物Aと交換せら

れる。A Bの交換比率は、それぞれの生産の為に社会的に必要な労働a bの数量によりてことなる。」ところが複雑労働bは一定単位の労働aに還元され、「そこにAとBとの交換比例が定まると云ふことになる。AとBとの交換比例は、それぞれの生産に必要な労働、aとbとの比例に外ならぬ。」「然らば複雑労働bは単純労働aにまで、如何にして還元または換算せらるるか。……『複雑労働は自乗化せられたる、又むしろ倍化せられたる単純労働として妥当し、従ひて複雑労働のより小なる分量は単純労働の大なる分量に等しい。かかる換算—還元がたえず行はれてゐることは経験が示す。』（註、三浦記—『資本論』第一卷第一章第二節）『ある商品は複雑労働の生産物であるとしても、その価値はその商品を単純労働の生産物と等しからしめ、従ひてそれ自身はたゞ単純労働の一定分量を表示する』（同上）。けれども、これは還元又は換算が行はれてゐることを主張するに止まつてゐる。労働価値説が成立しようとする限り、此換算は必要条件である、此条件が存立してゐることを主張するに止まる。」この点に関する河上博士の解説（『マルクス主義経済学の基礎理論』四八八頁）も、「複雑労働が単純労働に換算せられてゐると云ふこと、それが交換の過程に於て行はれてゐると云ふ主張だけである。」「而して此場合、換算の割合（比率又は尺度と云ふも等しい）はどうなつてゐるか。それは生産物A Bの交換の比率に於て与へられてゐる。かくて、前に述べたる部分とこの部分を一括して考

へる。A Bの交換比率は（その各々の中に）体化せられてゐる労働a bのそれぞれの数量によりて定まる。此数量は何によりて知らるるか。A Bの交換比率によりて。これではすべてが一の循環に於て動いてゐる。交換比例（従ひて価格もさうであるはずであるが）は、労働量の比率によりて定まる、労働量の比率は交換比例に於て定まる。これだけの理論の形式に於てならば、労働量と云ふのに何を置きかへても、矛盾なく主張し得らるであらう。」——

以上が、高田氏の主張する所であつて、問題は、労働量が価値の大きさを定めるといふことの説明にかかつてゐる。高田氏の言をくりかへすことになるが、単純労働の生産物Aと複雑労働の生産物Bが、仮に二対一の割合で交換せられるとした場合、労働価値説の立場からは、この二対一の割合でA Bの二物が交換されるのは、AとBのそれぞれに等量の労働が含まれてゐるからである、と説明するのは極めて当然である。しかしここで、等量の労働が含まれてゐるのは、AとBが二対一の割合で交換されるからであるといふならば、それは高田氏が非難するやうに循環論であつて、論証ではない。シュムペーター教授が、労働価値説は「実際の諸過程」を記述または説明するのに「分析の用具」として極めて拙劣にしか働かないといひ、「第一労働価値説は完全競争の場合以外にはまったく働かず」、「第二に完全競争の場合ですら、労働が生産の唯一の要因でなく、労働がすべて一種類でないとすれば、円滑に働かない」と簡単⁽⁶⁾にいつてのけたが、この

意味は、高田氏の詳密な分析批判を読んだ者には容易に納得される所であらうと思ふ。高田氏が、労働価値説は「信念として生きてゐるので、科学として支配してゐるとは思はれぬ」と断じたのは、きはめて急所を突いた見解である。⁽⁷⁾

「社会的必要労働時間」の問題　商品の価値は、その生産に費される社会的必要労働時間によって定まる」とは、マルクス労働価値説の「最高命題」である。ところが、これを経済の現実に適用しようとして、マルクスの立場から、精細に推究すると、彼にとつては甚だ本意であらうが、価値と価格との関係は逆になってしまうのである。即ち、価値が価格を定めるのではなく、価格が価値を左右する、といふ結論がひき出されてきてしまふ。そしてそれはとりもなほさず、余剰価値説の破壊となつてしまふ。これは、小泉信三著『経済原論』（昭和六年—一九三一—）第十節中における叙述の骨子である。以下少し立入つて著者の言に耳を傾けてみたいと思ふ。

—— 前述のごとく、商品価値から離れた生産価格が成立するのは、結局資本の流動による供給の増減がさうさせるのである。これはマルクスも承認するところである。もしさうならば、価値通りの交換も当然需要関係によるといはねばならぬ。ところがマルクスは、多くの場合、需要は価値実現の条件ではあるが、価値を造出するものではない、としたのである。価値はどこまでも労働により、しかもその時の状態において技術上普通の必要労働によって定まる、とし

たのである。彼がこの立場を貫かうとすれば、人間労働力の支出は、その用途の如何を問はず、つねに一定の価値を生ずるといはねばならぬ。しかしかかる価値論は余剰価値論、利潤論の根拠とするわけにはいかぬ。無用のものや売れぬものをつくつたのでは、何人も利潤を収得することはできないからである。マルクスも、有用労働にしてはじめて価値を生じ、無用物に投ぜられた労働は何らの価値を産出するものではないことを認めてゐる（註、三浦記―『資本論』第一卷第一章第一節）。そこで有用物に投ぜられた労働が価値を生ずるとするならば、有用度の大小によつて価値の高低が生ずることを承認しなければならぬ。ところが多くの場合一物の有用度の大小は他物との数量的比例によつて定まる。いかに有用なものでも、その供給量を増していけば、その価値が低下することは日常の経験によつて知られることである。ここに有用度の大小とは、つまり需要の強弱といふことに帰着する。さうすると、強い需要の対象物は価値が大きく、弱い需要の対象物は価値が小さい、といはざるを得ない。マルクスは、社会的必要労働時間が価値を形成する、といふ「最高命題」は譲歩しなかつたから、これに別解釈を下し、「技術的必要といふ意味ではなく、供給と需要を比例せしむるための必要な労働量」を社会的必要労働時間として、これが価値を定めるといふとした。「即ち一商品の生産行程上に於いて一定量（例へば m ）の労働が費されても、その商品に対する需要量が供給量に比して乏

しなければ、その商品はmだけの労働を含有せぬものと見るのである。」その著しい例証は「資本論」のなかにいくつか見出しうる。商品価値はその生産に社会的に必要な労働時間によって定まるとしても、その必要は需要に対する必要を意味するといふことになると、マルクスの価値理論体系における価値と価格との関係は全く逆になる。即ち価値が価格を定めるのではなく、反対に需要供給によって定まる価格が価値を定めることになる。一商品はその生産に費される労働量如何にかかはりなく、需要供給関係によって定まる「価格だけの価値」を有するといはなければならぬことになる。これは、マルクスが一方において人間労働力の支出が価値を形成するといひ、他方において無用物に対する労働からは価値は生じ得ないとしたことから、必然的に導きださなければならぬ結論である。社会的必要労働時間を技術的意味に解しても、「社会的」を「平均的」と解する以上は、やはり需要を無視し得ない。平均的とは現在生産に従事する者の平均的労働費用と解するならば、需要の増減によって比較的劣等の生産者が参加するか否かによって、平均費用が増減することになるからである。上述のごとく、「社会的必要」の意味を需要に対する必要と解せざるを得ないとすると、その結果はマルクスにとって重大である。価格が価値を支配するといふことを労働力の価値に適用すると、労働者の生活如何にかかはらず、労働力の価値は労働者に支払はれる賃銀だけのものであるといふことになる。「不

「私労働」が生じる余地はなく、したがって搾取の概念は尠くとも経済理論の領域では成立しない。「マルクスの価値理論は、搾取を説明するために存在する。然るに今推究し得たところによれば、マルクスの立場から出発しても搾取は有り得ぬこととなる。」

「マルクスの価値論はリカードオの展開である。しかも彼の理論はリカードオーミルを離れた限りにおいて失敗に終つてゐる。而してその失敗は労働を商品の供給を左右する一要素と見るに止めず、進んで或は労働を価値形成実質となし、或は凝結労働即ち価値となすところに帰因する。……価値は労働の所産ではない。労働は商品の供給を左右する重要原因であり、任意に生産し得べきものにあつては、——需要を予定すれば——その長時に亘る交換比率は、その供給事情によつて左右されるといふだけのこと過ぎないのである。さうすると結局価値、価格の問題は、その欲望に対する稀少性 (*Seltenheit, Knappheit, rareté*) によつて決せられといはなければならぬ。生産物の価値は労働費用が稀少性を左右する限りに於いてこれによつて左右されるのである。」利潤はいかにして生ずるのか。すでに生産された生産物とくらべて、労働そのものは稀少性の程度が劣る。その理由は、将来生産物となるべき労働そのものは、すでに出来上つた生産物ほどに人間の欲望を充たし得ないからである。完成品と労働用具、原料とを問はず、生産されたものは、これを生産すべき労働より必ず強くもとめられる。したがつ

て生産物の価格は労働の価格―賃銀よりも高く、その間に或る差額を以てはじめて均衡が得られるであらう。この差額が利潤となり、賃銀を支払ひ、生産物を売る資本家の取得するとこゝろとなるのである。「要するに、労働によつて価値が生産せられ、生産せられた価値から労働力の価値を差引いた残余が余剰価値で、これが利潤として配分されると見るのは失当である。」労働の価値も、生産物の価値も、それぞれ稀少性によつて定まるとする外はないから、生産物も労働も、「共にその全価値だけの支払を受けてなほ且つ存在し得る。それは生産物の稀少性の方が高いからである。そこに支払はれざる労働はないのである。」但し以上は経済理論上の説明であつて、労働者の現在における賃銀水準が高いか否か、その処置如何といふことは別問題である。――

以上、小泉氏の所説を、かなり詳しく紹介したが、小泉氏は、前記の価値論論争の発端をなした論文「労働価値説と平均利潤の問題」の末尾で、ベルンシュタインやツガン・バラノウスキーの言を引用しつつ、搾取を説明するためには何等の価値論を必要としないといった。労働搾取は事実として存在する、とみたのである。多くの非マルクスの立場の人々でも、労働搾取だけは案外素朴に信じこんでゐるが、これを理論的に克服した小泉氏の努力と力倆は流石であると思はざるを得ない。

三、マルクス地代論批判

マルクスの価値論と不可分の関係にあるものは、その地代論である。よく知られてゐるやうに、リカアドは、優等地と劣等地とが共に耕作されてゐる場合には、農産物の価格は、劣等耕作地における生産条件によつてきまり、優等の耕作地は、生産費の差額だけの地代を生ずるといった。マルクスは、リカアドの地代論に対して批評を加へながらも、右の差額地代論の部分はこれを承認してゐるのである。

二木保幾氏の批判をめぐつて

右のマルクスの所説に対して土方成美氏が「地代論より見たるマルクス価値論の崩壊」と題する論文を『経済学論集』（昭和三年—一九二八—）に発表し、これに対して河上氏が『社会問題研究』誌上に反論を書いた。また、二木保幾氏が『中央公論』誌（昭和四年—一九二九—十二月）に、「マルクス価値論における平均観察と限界原理の矛盾」と題する論文を発表するや、マルクス主義者側からの反論が集中し、価値論争は地代論争へ発展し、それは昭和五年—一九三〇—頃までつづけられた。まづ二木論文の要点を述べることにしよう。

——マルクスは『資本論』第一巻から第三巻前半にいたるまでは、商品価値の考察にあたって「平均観察」を貫いてきた。即ち商品の価値または価格は、その個別的価値できまらず、社会的平均の市場価値或は平均的な生産条件のもとにおける生産価格によって定まる、と規定したのである。ところが第三巻後半の較差地代論（註、三浦記―差額地代論）においては、農産物の市場価値は、最劣等耕作地即ち限界耕作地の個別的な生産価格或は個別的な価値即ち限界生産価格に統制されると説いてゐる。かかる「限界原理」による価値、価格の決定方法は「平均原理」の方法とは両立しない。

もし農産物の価値、価格が、最劣等地における生産条件のもとにおける、産物の個別的価値または生産価格で決定されるとするならば、それより生産条件の良い優等耕作地の産物に生ずる超過利潤即ち「較差地代」は、マルクスのいふ、「虚偽の社会的価値」（註、三浦記―労働量によって定まらぬ、即ち価値なき価格）であつて、いかなる意味においても剰余価値ではない、といふ矛盾をさげ得ない。それは畢竟平均観察と限界原理の矛盾にはかならない。

「何れにしても平均観察に於ては『剰余価値』と負の利潤は相殺する。それ故に地代は消滅する（『資本論』第三巻第一部二六五頁）。之に対して較差地代を成立せしめようとすれば、商品の価値量は、其の商品の生産に社会的平均的に必要な労働量によって決定される、と云ふ価

値法則を殆ど否定し去らなければならぬ。』——

カール・ムース教授は、その著『反マルクス論』⁸⁾のなかで、マルクス理論は統一的原理を欠くといふことを屢々指摘してゐるが、右に述べた二木氏の批判は、まさしくマルクスのこの欠陥を衝いた一見識であるといへやう。

二木氏が提起した、平均原理と限界原理の矛盾といふ第一の論点に対して、マルクス擁護のための反批判は、その根柢が論者によりまちまちで、なかには、差額地代論そのものの否定にいたるやうな説明をしたり（猪俣津奈雄氏）、或は差額地代の場合における価格決定と独占価格決定とを混同するやうな錯誤（林要氏）に陥つたりしてゐる。

今日マルクス主義者間に定説となつてゐるといはれる向坂説によると、マルクスの価値法則は、農業部門では、「一つの重大なる偏倚を受けなければならぬ」といふ。その論拠は、商品生産には、自然的その他の制限がなく自由競争が行はれる結果、平均原理が価値を支配するが、農産物については、土地の豊度不等といふ自然的な制限的性質が競争に対する「一つの抵抗」となるからである、といふにある。しかし地味の不等といふ生産条件の優劣が競争に対する「抵抗」となるからするならば、一般の商品生産においてもこれに相当する事実は存在する。卑近な例をあげるならば、最新鋭の高性能機械と陳腐化した低効率機械が共に運転される場合には、当然生産条件にお

いて生ずる優劣の開きが資本力の違ひなどの事情によって、相当長期にわたることもあって、土地における地味の不等の場合と異なるとはいへないのである。その意味で、一般の商品生産においても競争に対する「一つの抵抗」は存在するのである。したがって向坂氏が主張するやうに、「マルクスの価値法則に対する「一つの重大なる偏倚」は農業部門だけの問題ではないといふことにならう。

二木氏のもう一つの論点、差額地代は余剰価値論に抵触する、といふことについても、マルクス主義者たちの反論は、マルクス解釈に統一を欠き、相互に異見をたたかはず情景も見られ、到底二木氏に満足を与へるやうな答はつひになされてゐない。

高田保馬氏の批判

労働価値説は、個々の商品交換を左右しないと、社会全体についてみれば、総価格と総価値は一致するが故に、その効力は失はれぬ、とマルクスは強弁したが、差額地代を認めてしまうと、このマルクスの主張も壊れざるを得ないことを指摘したのは、高田保馬氏である。これは前記の「マルクス価値論の価値論」のなかで論及されてゐるものであるが、ここでは同じ趣旨がわかりやすく述べられてある『マルキシズムの経済学的批判』（青年教育普及会、昭和七年――

九三二一)のなから引用しておかう。

「例へば、茲に上田と中田と下田があつて、さうして、一定の生産物を挙げるのに下田では百、中田では七十、上田では五十といふ費用がかかると仮定する。若し価値即ち価格であるならば、此の場合の総価格は、矢張り二百二十である筈である。然るに前述したやうに差額地代の方から言へば、上田の品物も百で売れ、中田の品物も百で売れるのであるから、売上げは二百二十でなくして、三百になる。言ひ換へれば、八十だけ価格が価値より大きいといふことになるのである。……而して農業以外の生産物に於て価値と価格とが総体から見ると一致するといふ考が維持されてゐる以上は、農産物も合せ考へた社会の生産物の全体に就て言へば、総商品よりも其の売上げの全体が矢張り地代だけ大きいのである。言ひ換へれば、総価格から地代だけを差引いたものが総価値になると言はざるを得ないのである。即ち価値と価格とは等しいといふことは、其差額地代の説明から当然毀れて来るのである。これは極めて明瞭であると思ふ。」(前掲書七六一七七頁)

高田氏のこの論旨はまことに明快で、よけいな注釈を加へない方が賢明であらう。地代論争には加はらなかつたが、小泉信三氏が、既述の価値論争のさなかの大正十三年—一九二四—『三田学会雑誌』(第十八卷第十号)に「較差地代と絶対地代」と題する長論文を書いてゐる

ることを付記しておきたい。

四、資本主義崩壊論批判

マルクスの資本主義崩壊論は、労働価値説、余剰価値説を礎石とするものであるが、その具体的論拠は、結局、資本主義が進むと、傭はれぬ労働者（産業予備軍）が巷にあふれ、商品がありあまって（販路欠乏または過剰商品）、さまざまな社会的災厄と混乱を生じ、しかもこれを救済する途は一切断たれる、といふことにつきてゐる。これについては、小泉、高田、福田（徳三）の諸氏によるのほか、多くの批評が加へられてゐるが、マルクスが論拠とする産業予備軍説、販路欠乏説そのものに多くの遺漏があり、また未完成のところがあるにもかかはらず、資本主義の没落崩壊の必至なことを予断したマルクスの主張は、まさに偏頗に誇張されてゐる、と主張する小泉氏の所説⁹⁾を、以下に引用しておくことにする。

「産業予備軍とは畢竟失業者、又は就職を求めて得ない労働者である。それが如何にして発生するか。……略言すれば、機械が人間を不要ならしめる。そこで資本の蓄積せらるること愈々大にして雇傭せられざる労働者は愈々多く、労働者の地位は愈々不安なるものとなる。……此法則が資本主義の存続を不可能ならしめるといふのである。」

「……吾々はマルクスに依て総資本に対する可変資本の相対的減少を教へられる（註、三浦記—資本主義が発展すると）。さうしてそれは容易く承認し得る所である。しかし労働者の福祉の程度を定めるものは、総資本に対する可変資本絶対額の速度如何の一事である。可変資本絶対額の増減は、当然資本蓄積の遅速と、資本組成高度化の遅速に由て定まる。……即ち労働者将来の境遇を判定する為めには、吾々は之を決定する三の要素を先づ確めねばならぬ。人口と資本蓄積と資本高度化とのそれぞれの速度即ちこれである。而してこの三者皆な之を理論的に決定し得る丈の条件は与へられて居らぬのである。従て爾今産業予備軍が益々増加し、『労働者の窮乏、労働苦、隷属、無智、動物化、道徳的墮落等云々』（註、三浦記—『資本論』第一卷第二十四章第四節）が益々甚だしきを加へる、といふことは、マルクスの論拠では理論的に論証し得ない筈である。」

「結局問題は、ミルもいふ如く、機械其他生産上の改良の採用の速度如何に由て決せらるるであろう。……兎に角資本の有機的組成が高くなつても、被傭労働者の員数の増加は其為めに妨げられぬであらう。此事はオッペンハイマーが農村人口の都市流入の事実に由て証明せんとした所である。若しも産業予備軍は不変資本の相対的增加に因つて造り出されるものならば、機械を使用すること多き工業が之を造り出して、寧ろ農業が之を吸収しなければならぬ筈であ

る。然るに実際に於ては、これと正反対の運動が、而かも余りに顕著に行はれてゐる。……文明諸国の統計を見れば、何処の国に於ても同様の現象に逢着する。人口は到る処に於て、不変資本の増加の速かならざる農村を去つて、其の速かなる都市に集中しつつあるのである。これは確かにマルクスの理論とは相反する現象である。」

「販路欠乏説は結論としては、マルクス、エンゲルスの夙くから抱懐する所であつた。それは既に『共産党宣言』にも説かれ、『賃銀労働と資本』にも説かれてゐる。……此結論を説明する理論は最後まで完了せられずに了つた。要するに問題は、資本が益々蓄積されて行く場合に、生産せられる消費財は果して都合よく資本家、労働者の所得を以て買ひ取ることが出来るか、又生産せられる生産財は矢張り都合よく蓄積された資本を以て買ひ取ることが出来るか。必然的にその間に過不及が生ずるや否やといふ点に懸る。……然るに此肝要の点に就いてマルクスは其理論を完了せしむるに及ばず、資本論の原稿は空しく断片の儘で残されたのである。」

「此外猶ほマルクスは資本論第二巻で、資本蓄積の可能性に就て、数式を按じて其証明を試みようとしてゐる。併し其処で、彼れは生産せられた消費財は資本家並に労働者の所得（所得中の享樂消費に支出せらるる部分）を以て購置せられ、生産せられた生産財は資本中不変資本として使用せらるる部分を以て購入されるのであるから、資本の蓄積即ち生産規模の拡大が円滑

に行はれる為めには一定の釣合を以て生産の増加が行はれなくてはならぬといふ自明の理を説いてゐる。……併しマルクスが此処で説明してゐる限りでは、資本主義の行き詰りは説明されないで、却て資本蓄積の円滑進行が説明されてゐる。……

要するに、マルクスの販路欠乏説は、其結論と意向と丈けは分つてゐるが、其説明は遂に——少なくともマルクス自身の手では——成功しなかつたと言ふべきである。」

以上が小泉氏の所説であるが、要するに資本主義崩壊論は、経済理論としては失敗である、といふことである。マルクスが主張する資本主義崩壊の理論的根拠は、極めて薄弱なものである。「資本家私有の終焉を告げる弔鐘は鳴る。収奪者は収奪される」といふ『資本論』の叙述には、マルクスの革命に対する異常な情熱がこめられてゐる。革命なくして、組織の崩壊はないのである。『共産党宣言』以来不変の、マルクスの革命意志が、資本主義崩壊論の根底をなしてゐることを見おとすことはできない。偏頗と誇張はここに発するものといへやう。

五、社会主義経済の根本的難点——経済計算論

マルクスは、資本主義経済を分析批判して、その崩壊と社会主義の到来の必至なることを予断したが、かりにこの論証が正しいとしても、社会主義社会においては、資本主義社会にたちまざる

経済的な生産分配が行はれるといふ約束や保証があるわけではない。これは社会主義経済について、具体的実証的研究を俟って、はじめて評価されるべきことである。

既述のやうに、マルクス経済学説に対する批判は、『資本論』を中心として相当精細になされてきたけれども、社会主義経済そのものに対する吟味は、マルクス主義者は勿論のこと、批判的立場の人々の間でも等閑に付されてきたきらひが多かった。

この問題を根本的に論ずるためには、「経済計算」理論の用意がなければならないが、我が国においてかかる見地からはじめて社会主義計画経済について精密な検討を加へたのは、戦前、和歌山高商教授であった山本勝市氏（後に文部省国民精神文化研究所員）であり、その研究成果は、『経済計算—計画経済の基本問題—』（昭和七年—一九三二—）として世に問はれてゐる。さらにそれは、のちといつても、昭和十四年（一九三九）に『計画経済の根本問題—経済計算の可能性に関する吟味—』（理想社）に収められてあるが、昭和五年（一九三〇）同氏の処女出版『マルクスズムを中心として』のなかで、社会主義社会で果して「諸々の均衡が取れるか」を問題としたことが、氏にとっては経済計算論への足掛りをなしたものと考へられるのである。右の経済計算に関する著作の動機は、氏にとって単なる「理論的興味」にとどまらず、「重大な実践的意義」を有するといふ認識によるものであった。そこで、まづ問題の性質について、山本氏の所論の要

旨を紹介しておきたいと思ふ。

経済とは、「財貨に対する需要（欲望・要求）と其の充足との持続的調和を求むる」「生の根本的要請」に答へるところの生活現象である。ところが、財貨に対する「全体としての需要」が無限であるのに対して、財貨の供給は、社会形態の如何を問はず、つねに稀少である。これは絶対不可抗の事実である。生産物の稀少とは、その生産に必要な資源の稀少性と同義である。「如何なる社会、如何なる時代に於ても、生産資源はその需要に対して稀少であるから、生産資源の各種生産への配分利用は、経済的に、即ち最大の効果を發揮するが如くに遂行されなければならぬ。而して、かかる資源の経済配分が行はれるためには、各種財貨の生産費用と其の効果が、それぞれ評価比較されなければならない。然るに今日の如く広汎複雑に、分業と迂曲生産の行はれる国民経済に於ては、各種財貨の生産費用と其の効果を相互に評価比較することは、単なる頭脳の価値判断によりて行はるべくもない。」そこで、費用と効果との比較考量—経済計算—が行はれるための根本条件は何かといへば、まづ「何等かの価値尺度（価値単位）が与へられねばならぬといふことが確認されなければならない。」そして、生産総資源の経済的配分を実現して、需要とその充足の持続的調和により、国民経済を形成するために経済計算が必要であるとするならば、社会主義経済に対する吟味は、「社会主義経済計算の可能性

如何の問題」にかかはることであつて、社会主義に対する批評は、種々な角度からなしうるにせよ、「経済計算の可能性如何の方面からの批判」こそ最も核心をつくものであることは明白であらう。さて、生産総資源の経済配分とは何か。比較的緊要でない欲望をさしおいて、比較的緊要な欲望を充たすといふこと、一言でいへば、欲望の選択に帰着する。このことは現在の交換経済組織のもとにおいては、客観的に成立する市場価格をバロメーターとして、各人の利益追求の努力によつて行はれてゐる。即ち需要のあるもの、より緊要な欲望の対象物の供給が不足すれば、その価格は騰貴する。さうすると、これを生産することは有利となるから、社会から命令され指揮されなくても、自然にその生産のために、より多くの資源が配分される。供給が過剰になれば価格が下落して、反対のことがおこる。生産者は、その生産費と生産物価格との差額を利潤として取得するのであるから、利潤を得るためには、或はより多くの利潤をあげるためには、生産のために費される生産資源の量を、できるかぎり節減することにとめなければならぬ。この努力は、無論自利追求のために行はれるものではあるが、その結果として節約されるものは、即ち社会の生産資源である。このことが、何等の弊害なしに理想的に行はれるとは無論いひ得ないけれども、社会が意識的計画的に社会の需要を選択判別して、これに基いて生産資源の配分を行つてゐないにもかかはらず、各人の責任と判断によつて、自然に、

自動的に、社会の生産資源の経済的利用が相当の程度において実現されてゐる事實は、マルクスの所謂「無政府生産」秩序の妙味といふほかはない。――

以上が、社会主義経済における「経済計算」の問題そのものに真向から取組まうとした山本氏の所見のあらましであるが、オーストリアの軍事評論家ポソニーが、利潤は「財貨及び手段の稀少性の反射である」(大内愛七訳『今日の戦争』、昭和十五年―一九四〇―岩波新書)といったことが、山本氏の所説を書きながら、いま興味深くおもひおこされる。詳説は省くけれども、ポソニーが言はうとするその趣意は山本氏の見解と軌を一にしてゐる。

さて、資本主義経済組織に換るべきものとされる社会主義経済組織のもとにおいて、生産資源の経済配分はいかにして保証されるか。この問題について、山本氏は否定的態度をとる。そしてこの重要でありながら、比較的等閑に付されてゐた問題に関する学説史的究明をまづ詳細に行つてゐる。

山本氏によれば、この困難な問題を最初に指摘したのは、オランダの経済学者ピエルソン教授で、一九〇二年「社会主義社会における価値問題」と題する論文を発表し、社会主義社会が当面すべき価値の諸問題は、「価格制度の無き場合に、異なる諸財の価値を如何に定むべきか」にあることを明かにしたのである。ピエルソン教授の右論文はオランダ語で書かれたために、オラン

ダ以外の国では殆ど知られなかったが、オーストリアの経済学者ルードウィッヒ・フオン・ミーゼス教授の論文「社会主義経済における経済計算」（一九二〇年）が発表されるや、ドイツの学界に一大センセーションをおこしたのみならず、経済計算論に関する議論の出発点をなしたのである。ミーゼスと同時またはこれにつづいてこの問題を論じた者に、有名なマックス・ウェーバー教授、レニングラード大学のボリス・ブルックス教授があり、ほかに、ゲオルグ・ハルム、エドアルド・ハイマン等々の学者の名をあげることができる。また稍おくれて、ハイエーク、ピグーのごとき知名の学者も、この問題をとりあげてゐる。そしてこれらの諸学者のうちの多くの人々によつて、社会主義社会では、合理的経済計算が不可能である、といふ結論が提示されたのである。

山本氏の前記著書には、独・奥・英・米の学界のみならず、ソ連邦におけるこの問題に対する論争経過が委しく述べられてある。我が国における経済学者の間では、右の経済計算に関する論議はあまり注意をひかれなかった。山本氏の『経済計算』が出版されたとき、小泉信三氏は『社会政策時報』（昭和七年―一九三二―十一月特輯号）に「経済計算論」と題する書評を寄せた。小泉氏はそのなかで、次のように山本氏の論作を高く評価した。

「然るに今や計画経済論流行の時に方¹⁰¹つて、山本教授が主として独逸、ロシアの諸学者に依

て戦はされた経済計算論を紹介すると共に、進んで自ら社会主義計画経済に対する厳密な原理的批判を加へたのは、頗る時機を得たものと謂はなければならぬ」と。

そして自らの「ソヴェエト計画経済」と題する長論文のなかで、「社会主義計画経済が果して可能であるか否か。市場なき社会経済に於て生産力の合理的利用の基準が求められるか否か。これは別に経済計算の理論を準備して論じなければならぬ問題である」と説いてゐる。しかし小泉氏のほかには、名古屋高商の宮田喜代蔵教授、高岡高商の大熊信行教授が問題の重要性を承認したにとどまつた。

その後昭和十年（一九三五）、ハイエーク教授の経済計算に関する著書¹²が公けにされるにいたつて、我が国においても当時の若い学徒のなかに熱心な研究者があらはれたが、ひきつづきこの問題を考へてゐた山本氏が上梓したさきの『計画経済の根本問題』は、学界に大きな反響を喚びおこしたのである。この労作に対して数多くの書評や読後感が発表されたが、なかでも東大の東畑精一教授は（一八九九）は『日本読書新聞』（昭和十四年—一九三九—五月二十五日号）所載の書評のなかで、「計画経済論の流行を追つた所謂『きは物』ではなく、もっと根本的な問題を原理的に取扱つたもので」、「社会主義経済の批判を通じて示された一個の経済原論と云ふのを適当と考へる」と述べてゐる。また小樽高商の手塚寿郎教授は、同校の『緑岳新聞』（昭和十四年

五月二十五日号）に書評を寄せて、「加之、現在経済計算に関する論文や著者はずいぶん多くなつて来てゐるのであるが、然し氏の新著ほど、徹底的に此問題を取扱つたものは世界に比類がない」とまで激賞の辞をおくつたのである。これに反して、山本氏の所説に対する強力な反論らしきものは現はれなかつたのである。あるいは「経済計算」の問題は社会主義経済にとって、致命的な指摘であつたがためかも知れなかつた。

さて肝心の山本氏の所説を述べる余白が少なくなつてしまつたが、その結論をごく手短かに要約すれば、かうである。

——資本主義に反対するところの「科学的社会主義」が、市場取引をもつて資本主義経済の支柱と見做して、その排棄を主張したことは周知のとほりであるが、社会主義社会には当然市場価格は存在しないから、資源や生産物の客観的評価を行ふべき方法がなく、したがつて経済計算を喪失して、社会主義が目的とする合理的な経済運営は不可能となる。これが不可能である以上、社会主義計画経済は一つの幻想にすぎないものとなつてしまふ。——

つまり、生産手段にせよ、生産物にせよ、これを評価すべき客観的な標準——市場価格——が与へられないのであるから、費用と効果とを合理的に比較考量する、そのでだてがなく、したがつて生産資源が経済的に配分利用されてゐるのかどうか、その判断のしやうがない、ときびしく指摘し

たのである。

山本氏は、社会主義経済に対する原理的批判につづいて、ロシアの現実経験を克明に分析し、周到な検討を加へた上で、つぎのやうに結んでゐる。(前掲書第三篇第八・九章、附録第三)

「廿年に亘るソ聯経済の社会主義経済実現のための曲折は、吾々に何を教へるであらうか。

それは第一に、市場を撲滅せる中央集権的な計画経済は、経済計算を喪失して盲目状態に陥り、混乱と生産性の減退に堪へられぬといふことを教へる。第二には、市場の復活(註、三浦記一、レニンの所謂新経済政策によつてとられた措置)は、経済の秩序と生産性の復活を意味する、といふことを教へる。而して第三に、生産手段の国有、国家的経済一般計画の遂行といふ社会主義の根本規程の下に於いては、独立採算、留ループルによる統制、出来高払ひ、スタハノフ運動、社会主義的競争の遂行も部分的な若干の効果を収め得るにすぎず、全体として資源の経済的配分、生産物の経済的配給を実現し難く、従つて生産結果の跛行、需要供給の均衡破壊を避くべくもない、といふことが教へられるであらう。人はややもすれば、ソ連の計画経済遂行の失敗をば、打ち続く清党運動に原因すると説く。けれども、経済遂行失敗の原因を妨害者の罪に帰するソ連当局の言分と合せ考へるならば、市場の自然的自動的な資源の配分をば、国家の意識的計画による配分に変革しようとする社会主義経済理念そのものが、究極の原因であつて、この理念

が棄てられない限り、経済の復興も望まれないし、清党運動の継続も避けられぬであらうと思ふ。ロシア経済分析の結果として、少くとも私には、その様なことが学ばれたのである。」

以上が、山本勝市氏の所説の要点であった。なほちなみに、高橋泰蔵・増田四郎編集『経済学辞典』（六一九頁）によると、社会主義における経済計算は市場がなくても現実には可能であることを唱へたパローネやテラー、ランゲの名をあげ、この問題が経済学的には解決済みであるかのごとく、ランゲの「試行錯誤法」の要点が述べられてあるが、この編者は、ほんたうにさう考へてゐるのであらうか。なぜならば、前記山本氏の著書（第二編第五章）には、右の諸説に対する批判が、すでに一九三九年の時点で縷説されてゐるからであつて、さらにギルド社会主義やサンディカリズムに対しても、経済計算の立場からの論及批判が縷述されてゐることを指摘しておかねばならぬ。なほ、その後、山本氏のほかに、経済計算の立場からの社会主義経済批判には、小泉、有井（治）氏等の論がある。¹³

ひるがへつて顧ると、昭和六年（一九三一）に満州事変、十二年（一九三七）に支那事変が起り、それまで隆盛を極めてゐたマルクス主義は、時勢の転換に合せるやうに、ナシヨナリズムの昂揚の前に、論壇からは跡を絶つたかのごとくに見うけられた。しかし、表面的にはさう見えても、マルキシズムは、実は統制経済論、計画経済論のなかで生き続け、根を張り続けてゐたので

ある。

すなはち、自由競争の上に立つ資本主義経済は、競争が競争を排除するといふ内的必然性のために独占に移行し、当初の目的とは異なる方向に発展してきてゐるから、国家社会全体の利益のためには、どうしても統制経済へ、そして計画経済へと移行するのだ、それが戦時下の日本の必然的な宿命である、といふ論法が、戦時下の日本の朝野に拡がり、当時の経済思想の主流もまた、これと歩調を合せ出したのである。

この主張は、いかにも「愛国的所説」の印象を周囲に与へた。もとより、マルクスの名などおくびにも出して来なかつた。また、社会主義といふ言葉の一言半句も使はれなかつたのである。だが、その内容は、「戦争から革命へ」といふ社会主義的革命理論の上に立つた、世論の誘導でもあつたのである。かかる折しも、山本勝市氏の前述の出版は、社会主義計画経済に対する原理的批判であるとともに当時の時代思潮に対する痛烈な批判でもあつた。そして、かかる思想と微妙に癒着してゐた当時の「経済国策」の根本をも衝いた重要な提言でもあつたのである。

しかしながら時勢の赴くところは、山本氏の主張とはまさに逆であつた。戦火が拡大されるにしたがつて、レプケのいふ「秩序ある無政府状態」または「自発的秩序」に対する確信は、当路者の間から失はれていつて、経済計算の根本機能が喪失するにいたる、いはゆる「指揮された秩

「序」なるものに、ひきづり込まれていくばかりで、日本経済は実の所、破局への道を進んで行ったのである。時代思潮には便乗しても、身に危険の及ぶことには黙して語らぬ学者の多いなかにあって、この山本氏の憂国の至情と学者としての良心は、まさに出色のものであったと評さねばならぬであらう。事実山本氏は、戦時下のきびしい言論統制のさなかに、一身を賭して氏の経済計算論にひきつけられていく軍人、学者、政治家、実業家に対して、講演にまた執筆に、計画経済の非なる所以を説いて息むところがなかつたのである。その所論の一部は、同氏の『計画経済批判』（昭和十六年—一九四一—四月、直ちに発行禁止処分）に収録されてあるのも、よき証拠といふべきであらうか。

むすび

「敗戦の祖国再建の途は、社会主義的計画経済を措いて他にもとめ得ない」とは、終戦後ににおける日本の世論における支配的傾向であった。これに対しその非なる所以を訴へつづけたのは、戦後政界に身を投じた山本勝市氏その人であったが、山本氏と相呼応するかのごとく、論壇においてその学術的所信を披瀝した人々のなかから、小泉信三、高田保馬の両大家の名を逸することはできない。前にふれた小泉氏の『共産主義批判』、『私とマルクスズム』は、諸誌に発表した論

文をまとめて一書としたものであり、高田氏には、『マルクス批判』（昭和二十五—一九五〇—弘文堂）および『社会主義評論』（昭和三十一年—一九五六—自由アジア社）がある。これらの著作は、つとめて平易に書かれてはあるが、専門学者としての見地に立つもので、聊かも調子を落した書き方ではない。ここにこれらの内容を紹介する余白が尽きてしまったことは残念至極である。『社会主義評論』中の第二部『経済学教科書』の検討」は、ソ連邦における国定教科書の日本訳四冊の内容に検討を加へたもので、読みごたへのある必読の文字である（この『経済学教科書』の日本訳は昭和三十年に数十万部が売られたといふ）。このほか、レーニンによつて完成されたとされてゐる帝国主義論に対する批判がのべられてあるが、有力な批判が行はれてゐない領域であるだけに、高田説を一つの起点として新たな批判の展開が望まれる次第である。

前記小泉、高田の両氏の著書以外に、平井新『共産主義の理論と批判』（昭和二十五年、渡辺書房）、共産主義批判研究会『共産主義批判全書』（昭和二十五年）、有井治『現代社会主義批判』、土方成美『経済体制論』（昭和四十四年、中央経済社）中の第三編、竹内靖雄『マルクスの経済学』（昭和四十七年、日本評論社）、吉田靖彦『ソ連経済の成長と資源配分』（昭和四十八年、風間書房）等の好著がある。類書は他にもまだまだとめられやうが、一般にマルクスの経済理論に関する批判は、戦前ほどに活発ではない。その理由の一つは、近代経済学の吸収に迫られた経済学者に、

マルクスを省みる余裕がなかったためといはれてゐる。

米国のある経済学者が滞日中、「日本ではマルクス主義の学者がはなはだ多く、その立場が広く根をはっている。世界をみわたしたところ、共産圏以外の諸国には全く見られない現象である」といったことが、前記『社会主義評論』（二六七頁）中に書かれてある。昭和三十年のことらしいが、奇異ともいふべきこの状況は今日でもなほ変わらない。

小泉、高田の両家ともに、マルクスを学説史上の人物とみて、決してこれを絶対視しようとはしなかった。またさうみるべきではないことを再々説いてゐる。マルクスの弟子たちが、いつまでたっても、マルクス教説の訓詁注釈の域を出でないのは、『資本論』が「聖典」とされ、資本主義を「止揚」すれば社会主義が成立するといふマルクスの経済理論の解釈に捉はれてゐるからではなからうか。ところが、社会主義の宗国ソ連邦では、価値の源泉は労働であるといふオーソドックスなマルクス理論に対して一つの異見が現はれ、論争の焦点となつてゐるのである。

（註）

- (1) 邦訳、神水文三『バヴェルク・マルクス価値説の終焉』（昭和二年、新潮社）
- (2) 幸徳秋水『社会主義神髓』（明治三十六年）、片山潜『我社会主義』（明治三十六年）、堺利彦・幸徳秋水訳、マルクス・

エンゲルス『共産党宣言』（明治三十七年）、堺利彦・森近運平『社会主義綱要』（明治四十年）、山川均訳『資本論第一卷』（明治四十年）、安倍磯雄訳『資本論』（明治四十二年）等

(3) David Ricard. リカアドオ、リカルドオ、リカアド、リカルドなどの音使がある。

(4) 余剰価値説をわかりやすく説明すれば、投下労働量（時間）によって定まる生産物の価値から、賃銀として労働者に支払はれる部分を差引いた残余が余剰価値で、これが利潤として資本家の懐に入る。即ち余剰価値、利潤は「余剰労働」がつくりだすもので、「支払はれぬ労働」である。とマルクスはかういつたのである。

(5) 小泉信三『価値論と社会主義』（昭和二十三年改訂版序一四―一五頁）

(6) 中山伊知郎・東畑精一訳『シユムベーター、資本主義・社会主義・民主主義』第三版上（東洋経済新報社）四一―四二頁

(7) 高田保馬『労働価値説の吟味』（昭和十四年再版日本評論社）緒言二頁

(8) 邦訳、草間平作『反マルクス論上下』（昭和八年、春秋社）『世界大思想全集』八五（原著は一九二七年）。

(9) 小泉信三『マルクス死後五十年』（昭和八年、改造社）同増訂版（昭和二十一年、好学社）九五―一〇〇頁、一一〇―一一五頁）

(10) 『経済』（昭和九年二月、改造社）には、「昭和八年は実業家も政治家もジャーナリストも実によく統制経済、計画経済を論じた。昭和八年は統制経済、計画経済で暮れ、昭和九年は又統制経済、計画経済で年が明けたやうな気がする」と

ある。

- (11) 小泉信三「マルクス死後五十年」四二三頁
- (12) ハイエーク「ソヴェト・ロシアにおける計画経済」（一九三五年）及び「集産的計画経済」（一九三五年）
- (13) 有井治「自由価格と統制価格」（昭和二十三年第五版、有斐閣）第八章
- 小泉信三「共産主義批判の常識」（昭和二十四年、新潮社）六八―八一頁
- 小泉信三「私とマルクシズム」（昭和二十五年、文藝春秋社）一七四―一七九頁
- (14) 西村光夫訳「W・レブケ 自由社会の経済学」（昭和四十九年、日本経済評論社）一三―一七頁

慰霊祭献詠（昭和五十一年九月二十三日）

みくに思ふころむなしくゆきましし友のみたまををろがみまつる

マルクス主義は阿片なり

【国民同胞】
昭和五十二年一月号

英国の著名な社会主義者H・ラスキが「人類の歴史において『共産党宣言』ほど将来による立証試験に耐え得た文書は少ない」といった、と塩田庄兵衛訳「共産党宣言」解説に述べられてあ

る。訳者もこれを信じてゐるのであらうが、かういふ言説をよむと、マルクス死後百有余年を経て、数多くの社会主義国家が誕生したことから、マルクス、エンゲルスの予言が適中したかのやうに思はれないでもない。しかし忘れてはならぬ。社会主義は、資本主義崩壊のあとに到来するといふことがマルクス、エンゲルスの主張であつたのである。「科学的社會主義」が「空想」でない所以はこの点にあることを彼等は力説したのである。

『共産党宣言』（一八四八年）には、資本主義の崩壊が近いことを異常に興奮した筆致で述べられてある。しかしいひ古されたことだが、その後約五十年を経て、彼らの判断の間違ひをエンゲルス自身認めなければならなかつた（マルクス『フランスにおける階級闘争』のエンゲルス序文一八九五年）。その後さらに約二十年経つて、レエニンは『資本主義最高の段階としての帝國主義』（一九一六年）を書いた。レエニンにしたがへば帝國主義とは独占資本主義の別名で、『社会主義革命の前夜』の段階である。かくして資本主義最終の段階は七十年間延長されたわけであるが、これはマルクスの死後エンゲルス自身がみとめた『共産党宣言』の過誤をレエニンが再確認したことになる。しかもレエニンの帝國主義論以来今日にいたるまで六十年の歳月が流れたが、マルクスやレエニンが力説したやうに資本主義崩壊の基礎の上に社会主義が成立した実例は殆どなく、社会主義はマルクスの期待を全く裏切つて後進国ロシアで成就され、そして同じく

資本主義の著しく立遅れた国々で、その成熟を待たずに実現され、しかも革命は、「助産婦」ではなく、主導的な役目を演じたのである。これは経済関係を基礎として上部構造を説く唯物史観の立場からも、都合のわるい事実であらう。

プロレタリアの解放はマルクス畢生の念願であった。そのプロレタリアは「祖国をもため」「民族的感情」をはぎとられてしまった、いはばコスモポリタンとしか彼の目には映らなかった。だから、社会革命のために「万国のプロレタリア」の団結を熱情をこめて訴へたのである。ところがよく指摘されるやうに、再度にわたる世界大戦において、「祖国をもため」プロレタリアは、祖国の旗のもとに互に敵味方にわかれて身命を抛なげつた。

「階級的対立」をこえて、祖国の歴史と栄光をまもるために劔と銃をもって戦ったのである。第二次大戦において、ソ連軍がナチス軍の進攻を撃退したその力源は、社会主義—プロレタリア独裁体制ではなく、祖国愛であった。マルクスのいふ「物質的利益」を共にする階級よりも国のいのちの方が重かった。プロレタリア国際主義の完全破綻である。しかもそのプロレタリア国際主義は、共産国どうしの間においてすら通用しない。社会主義小国のプロレタリアが渴望する自由に対して、大国ソ連は戦車の砲列をもってそれに報いたことは生々しい事実である。一方西歐諸国の共産党はソ連の覇権を脱し、または脱しようとしてゐる。中ソ間には、社会主義の実行を

めぐって、所謂教条主義と修正主義の深刻な対立がある。しかもそれぞれの底流に強烈なナショナリズムがないであらうか。プロレタリア国際主義は、まさしく一片の空語と化してしまつてゐる。

日本共産党が「プロレタリア独裁」を「プロレタリア執権」と言ひかへたと思つたら、こんどはこれを取下げ、「マルクス・レーニン主義」の用語を党関係文献から抹殺して、「科学的社会主義」に統一するさうである。マルクスによれば社会主義は階級闘争の必然的産物でありブルジョアジー支配を覆へたあとの社会主義国家（共産主義第一段）における政治的形態は、「革命的プロレタリアの独裁（執権）」以外の何物でもあり得ないのである。この段階を経てはじめて、「各人はその能力に応じて、各人にその必要に応じて」生産分配が行はれる「共産主義社会のより高い段階」に到達するのである。マルクスは、共産主義が一挙に実現されるものとは考へなかつたことは頭のなかに入れておいていいことである。日本共産党が「プロレタリア独裁」の看板をとり下げて（共産主義第一段の否定）、「科学的社会主義」を主張するのは、マルクス主義を党是とするかぎりナンセンスである。世間を欺くための方便としか思はれぬ。

ところで、マルクスの階級闘争説は、彼の唯物史観から導き出されたものであるが、その現代版即ちブルジョアジーとプロレタリアート間の闘争の経済的基礎は「剰余価値の生産」にあると

彼は見たのである。労働は労働力の支出である。労働力だけが支払はれる賃銀よりも多くの価値を生む。労働者は六時間労働の生産物を賃銀として受取り、彼が生産するものは十二時間の労働を含むとすれば、その差額六時間の労働が剰余価値（利潤）を形成する。言ひかへれば、労働者は与へられるよりも少なく支払はれる。この「不払労働」または「無償労働」の価値部分が剰余価値である。しかもマルクスは、労働者は一定時間無報酬で資本家のために働らくかぎりにおいてのみ、彼自身の生活のために働らくこと、即ち生きることを許されるのである、とまで極言してゐる。プロレタリアは失ふべき「鉄鎖」以外の何物をもため（『共産党宣言』）、と主張したのはかかる意味が含まれてゐるのであらう。かくして「剰余価値の生産」は資本家の労働者搾取の基本形態である、とマルクスは説いたのである。ここで注意すべきは、彼は資本家の労働者搾取を不当であると非難してゐるわけではないのである。それは資本主義生産様式に内在する「絶対法則」である、とかういふのである。（『資本論』第一巻）。マルクス派の社会主義が「空想」でないことを誇示する一つの理由はここにあり、「搾取論」は経済的事実の反映であつて、道徳論ではないとは、エンゲルスが力説したところである。しかし経済理論としての搾取理論を承認する経済学者は、今日では、余程頑くなのマルクス主義者以外にはないであらう。あまりむづかしく考へなくても、我々が機械の改良によつて労働賃銀を節減しようとするのはその方が得策だ

からであり、即ちより多い剰余価値を生むことが可能だからであって、産業界に目新しいことではないところのしかかる事実からも、「不払労働」または「無償労働」だけが剰余価値を生むといふ理論はどうみても過ちであるといはねばならぬ。もう少し突っこんで考察すると、機械の改良に対する支出は「不変資本部分」である。ところが、それが改良以前とくらべて有利な結果を生むのである。即ち剰余価値が増加されるのである。さうすると、価値が生産物に移転するだけの「不変資本」の投入が価値を増大するといふ、マルクスの主張に戻る結論に到達せざるを得ない。

スタニラウ・ウエリツシュ著、気賀健三訳『ソ連圏の経済』には示唆に富む記述が多い。著者は、訳者によれば、一九二五年生れのポーランド人で、ハーバート大学で経済学を修め、右の訳書が出版された当時（昭和四十年）シカゴ大学の助教授であった。ソ連と、そのほか共産党が支配する東欧諸国の「ソ連型経済」がいかに機能するかの例証の多くは、経済活動について比較的秘主義の少ないポーランドの経験による、と序文のなかに述べられてある。搾取論との関係において面白く感ぜられることの一つは、ポーランドにおける職種別賃銀格差の例である。一九五八年国家計画が定めた賃銀率には、職業に対する社会的評価の違いによる格差即ち不平等があるといふことである。最も低い繊維労働者の平均賃銀を一〇〇とすれば、炭坑夫の平均賃銀は二一七、教師の賃銀は一一九、公共保健施設の医師の賃銀は一五四、工作機械の製造業一四四、鉄鋼

製品製造業一六四である。このやうな事例は何を物語るか、等量の労働でも等しく支払はれぬ、或は異なる評価をうけるといふことである。もしこれを「搾取」とは呼ばないとすれば、労働に対する社会的評価または国民経済における労働の重要度がちがふのだからあたりまへである、といふであらう。一言でいへば、賃銀率不平等が固定される根拠は労働の有用度の違ひである。即ち有用性の大なる労働はより多く支払はれ、その反対の労働は少なく支払はれるのである。そこで、労働の有用度のちがひはいかにして定まるのか。つきつめれば、生産物に対する社会的評価、または国民経済における重要度、即ち生産物の有用性の大小といふことであらう。さうすると、職種別の或は産業間の賃銀率の不平等は、労働の有用性に左右され、労働の有用性は生産物の有用性によって定められてゐることになる。言ひかへると、生産物の有用性の大小が職種別賃銀格差決定の基礎をなしてゐるのである。かかる賃銀政策は、マルクス搾取理論の土台をなす労働価値説とは相容れない原理の上に立つものとみななければならぬ。社会主義国の政策担当者は右のやうにはいはいないであらうが、社会的評価或は国民経済における重要度を生産と労働の面に反映させようとするれば、労働価値説を據りどころとなし得ないやうな客観的事実が存在するからであらう。マルクス価値論が社会主義国家において現実的根拠をもつてゐるとは思はれぬ、尠くともその一面が賃銀政策を解析することによって知られるのである。

ソ連の急速な経済建設に対して、社会主義の勝利を礼讃するこゑが我国ではあとを絶たない。しかし、いく千年の昔強権により巨大な労働力を駆使して築造されたピラミッドや万里の長城の例と、根本的にちがふところがあるであらうか。西欧の経済学者間にひろくゆきわたつてゐるといふソ連批判—ソ連は世界第二位の工業国に成長したけれども、この建設は途方もない人間の苦痛と犠牲の上に築かれたもので、警察国家が人民に強制してこそ出来たのである。一方ソ連の建設の主要部分が、工場の新設や多くの機械の補充にあてられる外延的発展の時代であつたことと、きりはなすことはできない。その証據には「ソ連の奇蹟」は生産手段の効率的増加を旨指す内包的発展段階に達成した瞬間から発展をやめてしまつた（マルチネ『五つの共産主義』（岩波新書）。一九七六年にはじまる第十次五ヶ年計画においては、設備近代化、最新技術導入、エネルギー資源輸送網（パイプライン）の充実のため、西側諸国との経済協力を従来にもまして期待してゐるといはれる。しかも穀物の大量輸入による苦しい外貨繰りは、東西接近と言ふよりも、金融関係のからみあひにまで進みかねない状態にある、とも新聞は報じてゐる。豊富な資源を保有しながら、それを開発利用すべき資本力、労働力、技術力約言すれば生産力の効率的発展が厚い壁につきあたつて、「東西融合」を訴へなければ、その壁をつきやぶりたい状態にたちいたつてゐることは否定しがたいやうである。マルクスの、社会の富のすべての源が溢れるほどに生産力が伸

張する段階は見果てぬ夢にすぎない、といつてよいであらう。今日のソ連は、資本主義諸国を敵視して、「世界革命」の野望を遂げようとするがごときは、経済発展の面からは自ら墓穴を掘るにひとしい、さういふ事態にまで追ひこまれてしまつてゐる。これは恐らくマルクスの全く思ひまうけなかつたことであらう。不用意に未来を予見したマルクスの過ちであつて、「科学」を主張する資格はない。それにしても、正統マルクス・レーニン主義を固執して、「自力」によつて急速な工業化をはからうとする中共の態度は笑へぬ喜劇である。

『共産党宣言は未来の立証試験にたへ得た』などといふのは、歴史的現実からあまりにも遠くかけはなれた主張であるけれども、それが臆面もなくいはれるところに問題がある。「マルクス主義経済学はマルクス主義経済学者の阿片である」とはサムエルソンの言であるが、かかる中毒患者が論壇に勢力をもつ日本の思想状況は、何としてもこれをただしてゆかねばならない。

計画社会の漫画

【国民同胞】
昭和五十二年三月号

聊か旧聞に属するが、『タイム』誌一九七六年三月十八日号に、ソ連の庶民生活にみられる計画経済の矛盾撞着のさまが報せられてゐる。河村幹雄先生の古い門下生の方からの御教示による

ものである。

ソヴィエトの労働生産性が低いことは周知の事実である。ソヴィエト統計にもとづく研究によると、八千四百万の労働人口のうち、毎日百万人が仕事をしてゐない。その一因はアル中患者が多いことにあるといふ。当局はアル中の流行を公然非難はするものの、酒類の販売額が国家歳入の十二%を占めるために、販売制限ができないのださうだ。一方、仕事を怠けることは、生産手段の所有者と呼ばれることに無関心の多くの人々にとつて、生活の方便となつてゐるといふのだから始末がわるい。その好例が、集団農業の賦課制に個人的利害を感じない農夫である。彼らは私有を認められてゐる四段畑の仕事には精を出す。その面積はソ連の全耕地面積の三%にすぎないのに、市場向農産物の二五%をつくりだしてゐる。そのエーカー当り生産性は国有農地の八倍である。農民も工業労働者も、機械を大事に扱はない（勿論私有物ではない）。それと予備部品の慢性的不足とが重なりあつて、動かない機械ができる。そのため幾十億ルーブルの金を新しい農業機械に投じて、農民はいまもつて手作業をつづけてゐるといふ。

都市における日用品不足はあたりまへのごとで、相変わらず行列買が目立つ。人々はまづ行列に つながつてから、さて何を売つてゐるのかとたづねる（わが戦中戦後の統制下でも同じであつた）。ところが、一方では奇妙な余剰物質が突然公共ルートを通して出荷されることがある。商品の品

質が劣等なことも不満の種子である。全ソヴィエトの履物について国際規格にてらしてくらべたところ、合格品はわずかに六%、衣類にいたっては一%以下であった、といふ新聞の報道もある。

都市の住民が全人口の六〇%を占めるソヴィエトでは、住宅建設が、不断に流入する人口の需要に応じきれない。その点ソヴィエトだけの現象ではないが、新しい建物は著しく粗悪で、新住宅の床板の強さは猫をのせてみればわかるとまでいはれてゐる（阿々）。『ソヴィエト・カルチュア』誌によると、モスコウのデパート内のレコード売場で、買手一、七〇〇名について調査したところ、その大部分の人々が欲しいと思ふレコードを手に入れることができなかった。といふのは、究極のところデパートは或る行政庁の管理下にあるが、レコード・プラントは別の役所によって管理されてゐて、需要と生産がチグハグのためらしい。これは計画経済の根本的な欠陥を示す一例といつてよい。向坂逸郎氏が、社会主義計画経済のもとでは、中央計画機関が必要にしたがつて適当に社会的総労働の配分ができるなどと愚にもつかぬことを述べてゐるが（『資本論入門』一岩波新書）、必要の有無大小を知ることが実は至難のわざなのだ。計画当局には消費者の千差万別の要求をいち／＼精細に考へる余裕は殆どないのである。それを考へてゐたら「計画」はできない。机上プランは不可避なのである。断言する。これはその衝にあたつてみると、よくわかる。前記レコードの例は、市場機能を廃絶した社会の漫画である。仮に消費選択の自由が認めら

れてゐるとしても、**実質的に**その自由を享受する自由は一般国民にはないといふことにならう。

計画経済につきものの商品やサービスの闇市場は成長して、ソヴィエト学者は第二の経済におけるパラレル・マーケットと呼んでゐるといふ。ワシントンD・Cにあるジョージ・タウン大学のD・サイムス教授によると、一般ソヴィエト市民は殆ど毎日パラレル・マーケットを利用してゐるが、これが必要としないのは身分の高い連中、軍人、警官のごとき**特権階級**で、彼らは政府が補助金を出してゐる格安な値段で、贅沢な外国品や良質な食料品を売る店に入りする。マルクスは、「**共産主義社会の第一段階**」では、「**不平等の個人的能力**」にもとづく不平等はこれを認めたが、「**ゴータ綱領批判**」、権力による不平等の発生は考へ及ばなかつた。幻想による無搾取社会の現実的矛盾の一つである。

ソヴィエトでは、窃盗は日常茶飯事で古物商が秘密警察の数ほどあるが、パラレル・マーケットにはあらゆる種類の盗掠品が並べられてあるといふ。それが庶民に利用されるとすれば、泥棒も社会に貢献してゐる、といふ珍妙な結果になる。これだけでも文化的劣等社会である資格は十分であらう。第二の経済はまた多くの修理屋を提供してをり、そのなかで腕のいい連中は数時間労働で、税金は納めずに給料の倍を稼ぐが、政府公認の職人たちにたのめば一ヶ月もかかる仕事を短時間でやつてのけるわけである。労働価値説では説明のできない事実である。車の所有者も

このパラレル・マーケットの利用者であるが、修理には普通一週間、スベア・パーツの入手に一ヶ月もかかるといふのに、裕福な運転者なら、賄賂をつかつて即刻必要をみたすことができるが、サーヴィス・ステーションの係員に供与する鼻薬の最低必要限度はウォッカ一壺であるといふ。パラレル・マーケットは教育界にも普及してゐて、たとへばモスコウ大学新入生の八五％は入学準備のため家庭教師の世話になつてゐるといふから、プロレタリアの国でも金持の子弟でなければ、一流大学には入れぬといふわけである。

ソヴィエトでは医療は無料だが、入院しようと思ふと混んでゐて、医師や管理者に金づくで相談せねばならぬといふ。社会福祉が羨しいほどですんでゐるとはソヴィエト批判者の間からも聞かれることだが、そのまま信ずるわけにはいかないやうである。

『タイム』誌の筆者はかふ述べてゐる。パラレル・マーケットの腐敗の影響は、ふだん嫌らしい不法の取引を好まない人々の心に重くのしかかつてくる。最近米国に移住した、ある若いユダヤ人科学者はいふ。「パラレル・マーケットは人間の品性とフェア・プレイの精神を害ふものである。これらの悪だくみに加はることは厭はしいことだが、この体制から独立して生きることは不可能なのである。また窃盗と賄賂は、オフイシャル・エコノミー（計画経済）が円滑に動くのに屢々潤滑剤としてはたらく。これは、パラレル・マーケットを政府がある程度不承不承認し

てゐるのはなぜか、といふ問にたいする回答である」。――

以上注釈を加へながら紹介したことはソヴィエト経済につきものの悪弊で、事改めて論ずるほどのこともないといふ人もあるかも知れない。しかし革命以来六十年を経て、なほかかる現象が益々発展して存在する事実を無視すべきではあるまい。ブラック・マーケット（パラレル・マーケット）は計画経済の派生現象であるが、それは今や絶滅すべき対象ではなく、ソヴィエト経済に不可欠の要素となつてしまった。別ないい方をすれば、パラレル・マーケットは選択の問題ではなく、「計画社会」存立のあり方なのである。それにしても、違法の世界に入りこまなければ一般に生活できないといふことは、法はあつてなきに等しく、道徳的頹廢のおこるのは当然であらう。

市場経済の社会では、競争が自己責任の原則と相俟つて「人間の品性」を保持する。そしてアンフェアなプレイを排除するのである。市場経済はそのやうな機能をもち、はたしてゐることを忘れてはなるまい。安易に打ちこはすべき体制ではない。

慰霊祭献詠——瀬上安正大人のみ霊の前に——（昭和五十四年九月二十二日）

もろとも道をもとめて暮しけるころなつかしも君しのびつつ

『社会主義理論との戦い―山本勝市博士論文選集』
編者あとがき

『国文研叢書21』
昭和五十五年二月刊

昭和十二年に支那事変が起り、わが政府は、統制経済の実施にふみきつた。これに対して山本勝市先生は、一物の統制は、相次いで他物の統制を呼び、結局統制は全物質に波及せざるを得ず、市場メカニズムは衰滅して、やがて、政府の意図する「生産力拡充」、「国民生活安定」とは逆の結果を生ずるに至ることを、多くの文章で痛論されたのである。

先生は、昭和十六年にはそれらの論文をまとめて、『計画経済批判』の一書を出版された。ところが、これが早くも当時の革新派軍人たちの忌むところとなり、絶版にするやう勧告されたのである。それは、先生に対する言論弾圧のはしりであった。

先生が後に書かれた『わが文章の思ひ出―昭和二十年八月終戦まで―』のなかには、この間の消息を伝えるその当時の『東京日々新聞』（今の毎日新聞）の記事が引用されてあるので、それをここに紹介しておきたい。

「戦時下高度国防国家の建設をめざして、わが出版会は、利潤追求から国策遂行へと大転回を

要求され、その結果として出版界は、今や廃版絶版の旋風に見舞はれてゐるが、それらの廃版絶版の対象としては、利潤追求を目標に出版される刊行物が真先に槍玉にあげられてゐたところ、最近の著しい傾向として注目される点は、社会の指導的立場にあるものの著書の廃版絶版が、特にその数字を増したことで、……ここ数日のうちに

第一高等学校校長安倍能成氏著『時代と文化』（岩波書店）と国民精神文化研究所々員山本勝市氏著『計画経済批判』（理想社出版部）

が時節柄不適當な刊行物として、当局から絶版を懲^{しょうよう}憑^{よう}され、大衝動を投げてゐる。

山本氏は、国民精神文化研究所の勅任所員であり、今日まで反マルクス運動の急先鋒として論陣を張つて来ただけに、時代の推移の慌しさを考へさせられるものがある」と。

もともと「統制経済論」は、事変前から論壇を賑はしてゐたもので、「利子・利潤は、搾取の結果である」、といふマルクスの余剩価値説を素朴に受容し、市場メカニズムにたいする不信感に基くものであったから、その核心を衝いた山本先生の著書が、当時の革新派の槍玉に上つたのであらう。彼等のグループが先生に加へたのは、単に言論弾圧のみではなかつた。国民精神文化研究所々員その他の教職からも、戦時中に、先生は遂に追放されるに至られたのである。

だが、そうした折にも、先生は少しもたちろがれず、ご所信を騰写刷りにしては、無記名で、

憂国の識者に配布されたり、回覧に供されたりされたのである。この『論文選集』の末尾に収録した「附（其の一）『流通の円滑化と商業機能復活の提唱』」は、そのなかの一つである。また本書には収められてないが、「総力發揮の経済方式」といふ一文は、先生の指導の下で、当時の陸軍中枢部に在って、市場メカニズムの重要性に気づいてゐた一部の少壮軍人たちとの討議に成るものであった。先生の憂国のまごころは、これらの軍人たちにも通ふに至つたのであるが、今にして思へば、時すでにおそく、敗戦は目睫の間に迫つてゐたのである。

戦後、先生は政界に入られたが、国会の内外において、敗戦日本の経済再建の原則は、「自由主義市場経済」による以外には求め得られないことを、根強く説かれ、その実現のために絶大な奮闘をされたのであった。しかし程なく、共産主義者らの陰湿な策謀によって、先生は公職追放処分（パージ）を受け、禁錮八ヶ月の判決（東京高裁）まで言渡される破目に陥られた。戦時中の言論弾圧といひ、戦後のパージといひ、学術的信念に忠実であられたが故にこそ、それが仇となつて蒙^{こうむ}られた災厄である。しかし先生は、かかる苦難のなかにあられても、「自分の行動は陛下のみ心に背くものではない」、との自信を、常に心の支へとしてをられたものごとく、それは本書第十四章の「聖なる夜景を偲ぶ」の一文にもうかがはれる所である。万世一系の皇統に對しまつる深い敬仰の念こそは、先生の無疲倦の言論活動の力源であり、そこに、経済学博士・山

本勝市先生の真骨頂がある、と申しても過言ではなからうと思はれてならない。

日本経済の再興と繁栄が自由主義市場経済に基くものであることは、今日多くの人々の認めるところであるが、先生の憂念は、日本の現状に照らしてなほ絶えることなく続けられてゐる。

昭和三十年代から「福祉国家」論が盛んに主張されてきたが、それは、政府の計画、介入の必要性と有効性を説くケインズ理論を拠り所として、社会保障の充実と完全雇用を実現しようとするものであつて、今日、財政経済に大きなウエイトを占めるに至つてゐる。その趣旨は、生産手段の私有制と、市場メカニズムを肯定した上でその目的を達成させようとするものではあるが、極端な言ひ方をすれば、国が、真面目に働く者から、その成果の一部を収奪して、怠け者にも分ち与へよう、といふ含みを持つものである。さういふ制度の下では、個人の自由な創意や自己責任の原則は軽視され、社会の活力は減退して、結局は、強制と命令によつて運営される社会主義体制に席をゆづらざるを得なくなるかもしれない。先生の憂ひは、まさにここに在ると思はれてならないのである。さきに先生が出版された『福祉国家亡国論』は、それを憂へてのご著書であつて、「福祉国家は国を亡ぼす」とは、断じてデマゴギーではない。

最近の先生は、「福祉国家に対する痛切な反省」なくしては、直面する財政危機の打開は至難である、と主張され、このことを、要路へ繰返し進言し続けてをられるやうである。

山本先生は、すでに八十の坂を越えてをられるとはいへ、その筆力は、いささかも衰へを見せ
てはをられない。社会主義理論の誤りを指摘する先生の戦ひは、今後もなほ力強く続けられてい
くことであらう。先生の御健康を祈念申し上げてやまない次第である。

最後にこの欄をおかりして、一言させていただきたいことがある。それは私事にわたって恐縮
だが、私は四十年前、旧制一高にあった「一高昭信会」出身の方々と深い交わりを結ぶ機縁に恵
まれ、それ以来その方々の「信」の交わりに導かれつつ今日に至ってゐる。このたび本書が「国
文研叢書」の一つとして出版されるに当って、「一高昭信会」ご出身の加納・小田村のご両兄に
協力し得たことは、深く長い交はりの賜物であることを思ひ、喜びを感じること切なるものがあ
る。

慰霊祭献詠（昭和五十五年九月）

み國ぶり衰へゆく世をなげきつつみたま現しくをろがみまつる

み國もるみ楯となりて果てましし友らこほしもみ文よみつつ

世はいかにくだちゆくともわがいのちきはまるときまでつとめゆきなむ

第二十五回「合宿教室」(靈仙)感想文集の送付をうけて(昭和五十五年十月)

力あはせ編みにし友らのまごころの凝りて成れるかこれの文はも

國民のまさみちもとむる語らひのこゑきく心地すこの文よみつ

うつし世に生きゆく道はたがふとも國思ふ心にへだてはあらじ

心知る友らもつどひてたづさはり努めまししと知るがうれしさ

雲仙のみ山こほしもくにぬちゆ友ら集つどひしと聞けば

昭和五十六年〜昭和六十年（七十一歳〜七十五歳）

工場にて（昭和五十六年一月十七日）

煙突の白煙みなみになびきつつみ空は蒼く暗れわたりたる

ひともの立木の葉ぬれのさゆらぎのたゆるまをなみ寒きけふかも

嗚呼、明朗会十二烈士国体護持の忠死を偲ぶ ― 『開目』一六四号を読みて ―

（昭和五十六年二月二十八日）

畏きやすめらみことは大御身をかへりみませずいくさとめませり

たふれゆく民をおもひてみいくさをとどめたまひしとふ大御歌かなしも

ひたすらにおほみことのりをかしこみて刃やいばに伏したるますらをあはれ

もろともにいのちたちけるをみなごのころしぬびつ吾が胸いたし

人ごころくだちゆく世にたまきはるいのちささげし人らしぬばゆ

花と散るときならなくに散りませしみ民のねがひわするべしやは

うつし世にいまさばいかに国のため盡しまさむに歎きは絶えず

憲法論断片

【国 民 同 胞】
昭和五十六年二月号

大分以前のことだが、日本海海戦当時の旗艦「三笠」の発註にかかはる挿話を読んで、深い感銘を受けた。

「……ロシアの第二次海軍拡張に対抗するために、日本は（三笠の）建艦予定を繰り上げる必要に迫られた。『三笠』は明治三十五年夏頃に起工されるはずであったが、それを一ヶ年早めなければならぬ情勢となった。が予算は成立していなかった。

海軍当局は悩み抜いた揚句、軍令部長樺山大将が先輩西郷従道（内相）の所に相談に出かけた。すると西郷は：「かまわないから、金を流用して三笠を注文しなさい。お国の大事ではないか。来議会に私と山本（海相）が議会に謝って追加予算を通して貰う。もし許されなかったら樺山さん、二人で二重橋前で腹を切ろうではありませんか。腹を切ったら許してくれるだろう。」と事もなげに言い放った。樺山は力を得て帰り、山本と相談して即日「三笠」の注文をヴィッカーズ社（英国）に発した。明治三十三年初夏の候であった。……海軍省は西郷の援護に非常手段を決意し、各局の資金を掻き集めて電送した。翌年二月、議会が「三笠」の建造

費を正式に認めた時には、『三笠』の工事は進水の一步手前まで進んでおり、そうして三十五年秋には完成回航されて日露戦争に十分に間に合った。』（伊藤正徳「三笠の偉大と悲惨」『文芸春秋』昭和四七年二月号）

遼東半島の還付を強要した三国干渉（明治二十八年）以来、「臥薪嘗胆」を続けた父祖たちの激しい息遣が、ちかに肌身に迫るのを覚える。世界の強国帝政ロシアとの対決を前にして、当時の政府・軍の首脳は帝国議会の翼賛機能を無視しようとはせず、帝国憲法服従信順の態度を持して対処したのである。而も開戦前から、政府は有利な講和の方法条件時期を過たざらむことを期し、軍も亦これに協同して作戦を展開して行ったのである。色々な意見はあったが、大綱において統帥と国務は相侵すことなく、相即不離の関係を保ったのである。

この点に関しては、日清戦争当時においても軌を一にすることであった。陸奥宗光「蹇蹇録」によると、朝鮮における東学党の乱（一八九四年）に際して、韓廷が鎮圧の援兵を清国に求めたとの報に接した陸奥外相は、閣議および参謀本部との打ち合わせ後、内閣総理大臣の上奏により「聖裁」を仰いだ上で、「不慮の変」に備へて朝鮮派兵を決定したが、「国家の名譽を毀損するに至らざる限りは飽迄平和の手段を尽して事局を了結せむことを期し」、心肝を砕いたのである。開戦に至るまでは外交が主動的立場を堅持したが、一旦干戈相見えるに至っては、軍機軍略にす

べてを委ねた。斯くして天皇御統率の下、政戦両略が相一致して、「国憲ヲ重シ国法ニ遵ヒ」の聖諭さながらに政治生活が営まれてゐたのである。

第一次大戦後の軍縮時代、肩身の狭い思ひをさせられたと謂はれる軍人が、その反動もあつてか、満州事変前後から次第に国家の干城としての重責を逸脱し、政治の領域に介入してくる。血気に逸る一部の少壮軍人たちは民間有志と結んで、国家革新のため直接行動にまで訴へるにいたつた。当時政党政治の積弊に不満を抱き、軍人の憂国の至誠に共感した多くの国民は、彼らの非合法運動に対して寛容の態度を示し、法秩序紊乱の重大性について真剣に省察した、とは謂へまい。軍首脳も亦この点に関する熟慮と明断を欠き、明治時代あれほど見事な一致を見せた国務と統帥の相互補足関係が紊れはじめ、支那事変下の「準戦時体制」の頃から終戦に至るの間、帝国憲法は実際政治の上で軽視されて行つた。而も国民の間に、それを怪しみ警告を発する者は寥々たるに過ぎなかつた。

昭和十五年九月、軍部の強い圧力に依ると謂はれる日独伊三国軍事同盟が調印されたが、その翌月「万民翼賛の拳国新体制」確立のため、近衛首相を総裁とする大政翼賛会が発足した。この組織は、既成政党を解消して傘下に収め、帝国議会の翼賛機能をも包括し、国政全般に亘る強力

な一元的統制の権限を首相に附与することを目的とするものであった。而もそれは、近衛首相がその発足直前、記者会見の席上

「新体制は強く打てば強く響き、弱く打てば弱く響く大きな太鼓のやうなもので、或る時はナチの音がするし、また或る時はマルクス主義の音が響くことがあるかも知れないが、その本音は日本国体に根差したものであり、またその行動は徹底した臣道感から発したものでなければならぬ。……此の考えが一度崩れるれば、新体制は所謂幕府的存在となり……また赤の運動になるといふ心配が多分にある」（岡義武『近衛文麿』岩波新書一三九頁）

と述べた如く、原理不明の政治運動であった。近衛首相の腹中には、「軍部の独走」を阻止しようとする含みがあったとも謂はれるが、その名義や内意が何であれ、「大臣の輔弼と議会の翼賛に依り」（『憲法義解』）行はるべき我が立憲政治の精神に悖るものであった、と謂はざるを得ない。後、この組織は政治運動を行はぬ「公事結社」となり、遂には内務省の一部局的存在に転落したけれども、それによって我が国の政治が正道に戻ったわけではない。やがて勢ひの赴くところ東条内閣の出現を見るに至って、現役の陸軍大將にして、首相・陸相・参謀総長を兼摂し、次いで軍需相をも兼ねる武断政治が再現し、我が憲政史に大きな染しみを残すに至ったのである。

大政翼賛会といひ、東条強権内閣といひ、国歩艱難に際会して挙国一致を目的とするものでは

あつたらうけれども、そのために欽定憲法が軽視されたことは重大事である。この憲法軽視は、いま詳しく論ずる暇はないが、支那事変以前久しく、我が思想界言論界を支配した議会中心主義・憲政常道論の反動的余殃であり「君臣の分義」が「明割」を欠いた国民思想の混迷を象徴するものではなかつたのか。国憲が尊重されてこそ、挙国一致が実現され得ることは、明治時代に確証される歴史的事実であつたにも拘らず、当時憲法循守を説くことは反動と見られ司法取締の対象とさへされたのである。

故小泉信三博士が皇太子殿下の師傅しふを仰せつけられた時、将来皇位に即かせ給ふお方に対する御教育方針を得べく、陛下に奉つた質問の一つ——「陛下は物事をお決めになる場合に、決して御自身の専断」によられず、「群臣の意見をつくさせて、それで一つの結論が出たならば、御自身の責任において御嘉納になる」、このやうな御態度を御身につけられた理由、について「そのやうな態度をとるのは、決して特定の師傅の教訓によつたものではない。又何等かの伝記に示唆されたものでもない。それは実に我が家の伝統である」と、明快にお答へ遊ばされたといふ（「国民同胞」五七号掲載川井修治兄論文参照）。

独断専行を排し衆議をつくすべきデモクラシーの理想も、実に我が皇室の伝統的精神に包摂せられることが感得されるのである。この「我が家の伝統」は欽定憲法に紹述されたものであつて、

それ故に帝国憲法の軽視逸脱は大政私議であったことを懺悔反省せねばならぬ。

「一日一日を国のためつとめているうちに今日にいたったことを思うと、過ぎさった月日の流れをしみじみ感じている。そして国民と同様に喜びと悲しみの幾年月であった。

二十三日で在位期間の新記録をつくられた天皇陛下は侍従を通じてしみじみと感想をもらされた。」

右は、昭和四十六年六月二十三日付『東京新聞』中の記事の一節である。坦々たるみ言葉にこめられてゐる、疾風怒濤の幾年月を堪へ忍んで来られた陛下の無量の思ひを感じしめられ、襟をたださずにはをられない。天皇は日本国憲法の上で、「国民統合の象徴」とならせられたけれども、「常二爾臣民ト共ニ在リ」（終戦の詔書）のみ言葉さながらの御日常と拝察されるのである。

終戦は「国体の護持」が目的であつて国民を戦争の惨禍から救ふことが目的ではなかつた、といふ暴論がある。（憲法問題調査会編『憲法読本』中、家永三郎氏の所論）

ここにいふ国体とは「帝国憲法的支配体制」であつて、開戦も敗戦も「一切の禍根」は、国体にある、と家永教授は主張して憚らないのである。終戦当時、ポツダム宣言の諾否ついて「国体の

「護持」が重要焦点であったことは、その通りであるが、「爆撃にたふれゆく民の上をおもひくさとめけり身はいかならむとも」、「身はいかになるともいくさとどめけりただたふれゆく民をおもひて」、「国がらをただ守らむといばら道すすみゆくともいくさとめけり」の御歌を繰り返し拝誦しまつれば、国柄を守ることと民の上を思はせられることとは、陛下のみ胸に渾融一体化されてゐると仰がれるのである。吾ら日本国民は、「身はいかならむとも」、「身はいかになるとも」のみ言葉を心に鏤刻し、とこしへに語り継いでゆかねばならぬ。陛下決死の「聖断」が、国体を護持し、戦禍の拡大から国民の生命を守つた、この紛れもない真実にことさら眼をそむけることは、公正なるべき史家の立場とは云へないであらう。終戦は、大政私議が、国家存亡の分岐点に立つて漸く排除され、「帝国憲法的支配体制」が正常にたちもどつて機能した、その恵沢なのである。（迫永久常手記「終戦時の真相」）

「開戦」について、いま論及する紙面がないが、ただ一言。―対米英開戦の責務を一方的に日本に帰着せしめるのは、極東国際軍事裁判における連合国側の対日思想謀略に盲従する拜外思想の残痕である（滝川政次郎博士著「東京裁判をさばく」）。

前記『憲法読本』に執筆の我妻栄、務台理作、中野好夫、佐藤功、桑原武夫、宮沢俊義、都留重人等々の著名学者の所論も、思想法において、家永教授と同巧異曲である。

時代おくれの啓蒙思想の影響下に在る日本国憲法は、「象徴天皇制」によって日本歴史にかかはるだけであるが、さういふ憲法の基本的性格が論議の外にあることはどうしたことであらうか。帝国憲法第一条は「大日本帝国ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と規定した。それは三千年の歴史的事実に基づく民族的確信の表現である。

川根小学校の同窓生熱海に集るとの知らせをうけて（昭和五十六年二月二十日）

熱海のやいでゆの宿に友がらの集ふときけどゆきえぬわびしさ

残り世の永くもあらじいまいちど語り合はむと願ひしものを

酒酌みて春のひと夜を語りひつすぐしますらむ友らしぬばゆ

川根小学校の同窓の友らを偲びて（昭和五十六年三月六日）

日は暮れて西吹きすさび肌寒くバス待つ間の永くもあるかな

ひさかたのみ空は晴れて都べは春とは言へど風さむきかも

いくたびもあひ見むをりあらじ湯の宿にたぬしく今宵をすぐさせ給へや

大海の鳴りとよむらむ音ききつなごみ語らふ友ら俣ばゆ

慰霊祭献詠（昭和五十六年九月二十三日）

うつつには相見えざれど遺されし文みうたに師をしたひつつ生く

秋深し（昭和五十六年十一月三日）

山茶花の花咲き出でて菊の花いまを盛りとさきにほふなり

なきつづけいのち果てけむ虫のこゑきこえずなりぬ秋深みつつ

おほみかど生まれまししけふをことほぎし昔をいまにかへさむすべもが

はからずも『青砥通信』第六十六号を拝受して（昭和五十七年二月十四日）

友とよび友と呼ばれつ幾年をすぎ来しことのかりそめならじ

良き友を数多^{おまた}得にけるさきはひを年ふることに思ひてやまず

かしの実のひとつごころに臣の道たがへず生きなむたづさはりつつ

数々のみうたをよみつつわが胸の高鳴りやまず春浅きけふ

【青砥通信】
六十七号

【青砥通信】
六十七号

語ることに難き病にたへまして歌かきつづる悲し友はも（廣瀬誠兄のことを）

いえがたき病にふして大いなるわざなしとげし子規居士俣ばゆ

四十年の昔相見しますらをの友がみうたの高きしらべよ

梅の花はや咲きいでて都べは春や近しと君に告げなむ

わが胸の高鳴るままに歌よみてみかへしとやせむ拙つたなかれども

教科書の一問題点

【国民同胞】
昭和五十七年七月号

教科書の内容の偏向が指摘され、昨年三月国会でもとりあげられて、漸く世論の注目をひくに至ったが、私は戦後の教科書を見たことがなかった。偶々昨春、中学校卒業の子息をもつ知人から、中教出版社刊行の『日本の歩みと世界』（昭和五十三年一月十五日発行、文部省検定済）をもらったものの、会社の机の中に入れたままになってゐた。最近ふと思ひだして拾ひ読みしてみたが、疑問点だらけであるといはれるのは、決して大げさではないと気付いた。その疑問点をいちいち採上げて概評を加へることも大切であるが、私の力に余ることもあり、必要あってイギリス経済史に関する文献を読んだことがあるので、第七章第二項「産業革命」に焦点を絞って、

聊か卑見を述べてみたい。

一、教科書は、十八世紀半ばにおける、生産技術の発展によつておこつた、産業及び社会上の大きな変化を産業革命と呼んでゐる。これは極めて当たり前のことを書いてゐるやうにも思はれるけれども、教科書の叙述には、歴史の動きに関して一定の道筋ともいふべきものがある。産業革命に限つてみれば、ギルド的組織から工場制手工業へ、更に機械制工業へと生産様式の変化または発展が説かれてゐる。そして産業革命は、工場制手工業から巨大な生産力を有する機械制工業への移行（大まかにいへば、産業上の大きな変化）であり、それはまづイギリスにおこり、やがてフランスやアメリカに、そして十九世紀の半ばころまでには他の国々へ波及していった、と説明されてゐる。そこで、このやうな生産様式変化の原因は何かといへば、それは生産力の変化または発展である。少なくとも教科書がそれを重視してゐることは確かである。生産力とは生産手段であり、その基礎を生産技術とみてよいであらう。かやうな意味における生産力の変化に対応して生産様式が変化し、社会は発展して行く、といふのは周知のマルクスの史観であるが、教科書はこの史観に拠つて、産業革命とその後の進行を説いてゐるのではなからうか。

教科書には、イギリスが産業革命の先驅をなした、その背景のなかに、逸早く市民革命を成就したことが挙げられてゐる。ここに市民革命とは、一六八八年「名誉革命」を指すものと思はれ

る。マルクスにしたがへば、この革命は、古いギルト的な経済形態、それに適応した社会関係、古い社会の公的表現であった政治的状态の破壊である。そしてまた、社会形態は一定の生産力の発達段階の下にあるが、従来の社会形態が生産力に対応しなくなる瞬間に変更を余儀なくされると、マルクスは述べてゐる。「註記—少しわかりにくいかも知れぬが、ある政治的状态は、ある経済形態（生産様式または生産関係、この総体が社会）に対応し経済形態は生産力の変化（自動的に）によつて動くから、結局生産力の変化が、政治的状态破壊の根源をなす、といふのである。」

「名誉革命」の根源が生産力の変化（生産様式はギルト制から、工場制手工業へ）にある、と見たことは明かであるが、教科書に書かれてある市民革命観も亦、その叙述の前後関係からみて、右のマルクス説と無縁ではないやうに思はれてならない。かう考へてくると、生産技術の発達による産業や社会の上における大きな変化を産業革命と呼ぶ教科書の拠り所が明かになつてくる。

社会上の変化といふ点については、産業革命後の社会には工場を所有する資本家と賃金労働者の二つの階級が現はれた。資本家が利益をあげるために労働者を雇つて自由に生産する仕組みを骨髄とする社会、それが資本主義社会である、と教科書は教へてゐる。つまり、生産手段を所有する資本家と、「労働力を売るほかはなかつた」労働者の二つの階級に区分された社会の形成、それが生産技術の発達による社会の大きな変化である、と説いてゐるものとみてよいであらう。

教科書には更に、この二つの階級のはげしい対立に社会問題發生の根源がある、と書かれてある。ここで前に戻つて、工場制手工業について一言しておきたい。工場制手工業の原語「マヌファクトゥル」は、マルクスが作った術語であつて、『共産党宣言』に機械制工業以前に發達してゐた工業形態として説かれ、『資本論』には、その起源から詳論されてある。要約すれば、工場制手工業とは、資本家が多くの、謂はば、職人を使つて、工場内で分業システムにより生産する工業形態で、機械工業との違ひは、生産のために機械ではなく道具を使ふといふ点にある。工場制手工業が産業革命以前にイギリスに發達してゐたかどうかについては、史家の間に異論が多いことを指摘しておきたい。上田貞次郎博士（元東京商大学長、昭和十五年歿）は、明治三十八年（一九〇五年）文部省留學生として渡英し、産業革命發生の中心地パーミンガムの大学で、産業革命について研究すると共に実地を見聞したとのことであるが、大正十二年公刊の『英国産業革命史論』のなかで、マヌファクトゥルといふ工業形態はイギリスでは稀有な例で事実に戻る、とまで断定してゐる。つまり、稀な例の一般化であるといふわけである。

ところが、産業革命以前の工業形態に関する教科書の内容は、異説は一切無視して、マルクス説を鵜呑みにしてゐる書き方であると見てよいであらう。

ここで、私の産業革命觀を述べておきたい。といつても、主として英米諸家の労作から、納得

しうる見解を、私なりにまとめただけのことである。産業革命といふ語は、フランスの一著述家によつて作られたといはれるが、それは「革命」といふ言葉が意味するやうな急激な変化ではない。長期にわたる経済的過程の変化なのである。資本主義の根源は一七六〇年以前に遡らなければならぬし、産業組織の古い諸形態―家内工業制に代つた機械制工業の発展は、特殊の例外を除けば、少なくとも一八三〇年以後のことである。一八五一年においても、イギリスの大工業は、二、一〇〇万人の総人口のうち一七〇万人を雇傭したに過ぎなかつた。

産業革命は「農業革命」を伴つたと謂はれるが、その基礎をなしたと伝へられるエンクロウジユア（土地兼併）は、一七六〇年以後急速に進んだとはいへ、十三世紀以来連続して行はれたのである。

都合がよいのでここで述べるが、教科書には、地主の大農場経営によつて「土地を失つた農民の多くは」都市に職を求め、工業労働者の源泉をなしたかのやうに書かれてある。しかし農業経営がすべて大農場制になつたわけではなく、一方には家族労働による農業も、依然として少なからず存在したと謂はれる。また、エンクロウジユアによつて、農地面積の拡大や土地生産性の向上があつた、といふ重要な事実を見落として、「土地を失つた農民」だけを強調するのは偏頗ではなからうか。

二、教科書には、狭く低い坑道内を二人の少年が這ふやうにして、炭車の前後についてゐる姿の絵がある。また「産業革命のかげり」と題する補助的説明に、工場における少女の長時間労働に関する問答（イギリス議会における労働者の証言）が「史料」として載せられてあり、更にイギリス綿工業の発達によつてアメリカ南部の綿花栽培が発展し、黒人奴隷数の増加したことが語られ、奴隷売買の図が載せられてある。

アメリカ南部の奴隷数の増加が、イギリス綿工業の発展に因るといふ如き説明には論理の飛躍があるが、忌はしい非人間的労働が年少者に強制されたことは事実であらうし、それを否定する史家はゐない。ここで教科書が描かうとしてゐることは、年少者の虐使に甘んぜざるを得なかつた労働者家庭の貧困であつて、それは産業革命が生んだ害悪であるといひたいのであらう。そしてこの害悪は、本文と照合すれば、資本家が労働者を雇つて生産を行ふ仕組、つまり資本主義社会に還元されるといふ発想が、教科書執筆者の脳中にあるものと思はれてならない。フリードリッヒ・エンゲルス二十四歳の時の著作『イギリスにおける労働者階級の状態』（一八四五年）には、産業革命下の都市労働者の労働条件や衣食住生活の惨状が綿々として述べられてあるが、彼はその根源を資本家の利益中心主義にあるとなし、労働者の憤懣は周期的に來る恐慌時に、いつかは革命として爆發すること必至であり、それはイギリスの歴史的発展の必然的帰結であると論じた。

産業革命の害悪を主張したい者にとっては、まことに手頃な著作の一つであらう。

しかし、当時の労働条件については工場によって開きがあり、その違ひは機械化された工場と然らざる工場によるといふ史家もある。一方工場労働の規制は牛歩遅々の観はあつたものの、改善の方向を辿つてゐたのであつて、而かも教科書に書かれてあるやうに、必ずしも労働組合運動の力にのみよるとは謂へないのである。一例を挙げれば、工場主のロバート・ピールは、「空想的社会主義者」で同じく工場主であつたロバート・オウエンと結んで、一八〇二年、徒弟の労働時間規制に関する法律の議会通過に尽力したのである。工場主は強欲非情の者ばかりではなかつた。有名な「イングリッシュ・ウィーク」（日曜日全休、土曜日半休）が始めて繊維工業に適用されるには、一八五〇年まで待たなければならなかつたが、労働条件改良運動の一指導者はシャフツベリー卿であつた。稍々横道にそれるが、アルビン・トフラー著『第三の波』がNHKの手によりテレビ映画化されその刊行物も販売されてゐる。トフラーの「単純化、一般化」といふ方法には賛成しかねるが、垣間見た右刊行物中に、今尚残る産業革命時代の労働者住宅の内部写真があつた。質素ではあるが、極貧者の住居とは思はれぬものである。また当時、石造りの建物数百戸を労働者住宅に供した工場主もあり、百数十年を経た現在も使用されてゐるといはれる。エンゲルスが書いたことは事実なのであらうけれども、それが当時の「労働者階級」一般の状態とは

断じがたいのではないか。また、エンゲルス自身も「労働貴族」の存在を認めた記述が前記著書中にも見られるのである。

P・A・サムエルソン教授の『経済学』（都留重人訳）中の一節に謂ふ。

「産業革命の害悪や病気の巢窟のような都市における大衆の貧困状態について詳述することが、経済史家にとって一種の流行ともいえる時期が、かつてはあった。……」

かつての歴史家たちが描いた工場街の不気味な姿がたとえ真相を伝えたものであったとしても、少なくとも彼らは当時の状況が工業化前の時代よりも悪かったと考えた点で誤っていた。羊毛なり毛糸なりが労働者に提供されて、彼らが家庭内でそれを紡いだり織ったりした、昔の間屋制または家内工業制は苦汗制度の最悪の状態を家庭のなかにもちこむものであった。すなわち家庭全体がいれば、踏み車を踏み続けることを余儀なくされたようなものであった。」

産業革命下の生活水準に関する統計的実証について、イギリス経済史家の間にも楽観論と悲観論があり、十分な生活資料を欠くため、論争に決着がついてゐないと謂はれる。しかし、右のサムエルソンの見解は、独り同教授のみに限られないのであって、これに対する反論の成立には、それなりの材料を必要としやう。

上述のやうに考へてみると、「産業革命のかけり」即ち害悪のみを強調するかに見られる教科

書の内容に、偏向がないと言へるであらうか。

三、生産技術の発達は産業革命が終了（一八三〇年頃と謂はれる）した後でも続き、イギリス経済は繁栄に向ひ、つひに「世界の工場」と呼ばれるに至ったことは周知の事実である。そしてエングルス自らも、マルクス『資本論』第一巻が公刊された一八六五の頃、イギリスの工業繁栄が絶頂に達したことを認めた。（前掲書、『ドイツ語版への序文』一八九二年）。

かういへば、或は工業の繁栄は労働者や大衆には及ばなかったのだ、といふ反論が出るかも知れない。その根拠の少なくとも一つは、教科書の「労働者の多くは、財産もなく、労働力を資本家に売るほかはなかった」といふ論理であらう。これはマルクスの『資本論』第一巻で、剰余価値との関連において説かれてある。マルクスは、労働力を特殊商品と見て、労働力の価値はその再生産に必要な労働時間によって決まるが、それは結局、労働力の所有者、即ち労働者の維持のために必要な生活手段の価値である、と主張したのである。これについてシュムペーターは、労働者は機械ではないのだから、労働力の価値がその「生産」に投入される人間労働時間に比例すると仮定すべき根拠は全くない、と批評してゐる。

それはとも角、近代工業の繁栄は、大量生産、大量消費によって成立つ。この大量消費は、「労働力」の対価が「再生産費」以上に支払はれて、大衆の生活水準が向上することによって可能な

のである。したがって、工業繁栄は労働者や大衆には及ばなかった、といふのは嘘である。

教科書は、最後に資本主義社会における社会問題として階級対立を説き、社会主義思想の台頭に論及し、その代表的学者としてマルクスの名をあげ、彼の業績を略述してゐる。マルクスは資本主義社会の根本的研究により、労働者の団結と社会主義社会の実現を主張して、後世に大きな影響を与へた、といふのである。そこで言ひたいのは、教科書の「産業革命」の項の内容は、マルクスの資本主義社会の根本的研究を、大筋において外れるものではない、といふことである。

大まかに過ぎるが、ここまで書いてきて、尽くし得ないことは多々ある。例へば我々はジェームズ・ワットのゐなかつた歴史を考へやうがないが、彼のやうな人物が、どうしてイギリスに生まれたのか。また、近代工業の資本は一体どこから来たのか等々である。指定の紙数をこえてしまつてゐるので、結論めいたことを書かなければならない。小稿を草しながら、教科書問題の核心は、思想には思想を以て対する以外には、根本策はないのではなからうか。

『黒上正一郎先生のうたと消息』及び『坂の沼琴』を

賜りて小田村兄への御礼状のはしに（昭和五十七年八月十一日）

長梅雨もやうやくをはりしかみん／＼のなくこゑしげく暑きけふかも

『青砥通信』
六十八号

けふはしも合宿をへて家路さし友らはみ山を下りますらむ
秋といへどあつききびしく風もなく日蔭もとめて街なかをゆく
家ごとにみ佛むかへふるさとの人らはやすらぎ過しますらむ
盆綱にのせまゐらせしみ佛を家ごと案内せし昔思ほゆ（盆綱：佛さまのお乗物）
長梅雨のつゞきし今年は稲作の出来やいかにとおもふこの頃

吾が育まれし家にて共にくらしし従兄の死を悼みて（昭和五十八年一月三十日）

【青砥通信】七十号
【国民同胞】二六〇号

ももとせを生きむとはいはじされどいま君みまかるとは思はざりけり
心こめ育てましけむ梅林に花咲くときし遠からなくに
愛宕山はるかに見ゆるふるさとに共にくらしし昔思ほゆ
先逝きし兄君と君ともくくに親亡き吾にやさしかりけり
金路かなぢゆく車の窓ゆ君が家のあたり望みしことなつかしも
うつつには語らふときし失せしかと思へば悲し君偲びつ、
君眠る奥津城への南天の赤き実のいろ心に泌みぬ

逝きませる君を悼みて今宵はも歌書きつづる書よむやめて
書きつづらむことのみ多くひとときの間も惜しまるるこの頃なれど

慰霊祭献詠 — 田所廣泰大兄のみ文をよみつ — (昭和五十八年九月二十三日)
若くして語りし言の葉力強く老のわが胸とよみてやまず

高木尚一大兄の御逝去を悼みて

訃報 (昭和五十八年十一月二十四日)

嗚呼つひに君逝きませしかあひまつる折を待ちにし願ひもはかなく
み知らせをうけし今宵は書よまむ氣力も失せてせむすべもなく
この秋のみ霊まつる日大前にさ、げし君が歌よみ悲しも
ひとすちの道つらぬきて生きませし君がみ霊よ安らげくこそ

けさ (昭和五十八年十一月二十五日)

いねがてぬひと夜は過ぎて目覚むればうら淋しもよ君をししぬびて
わが命果てなむときし知らねども君がねがひをうけつぎつとめむ

足らはざる身にはあれども君を知る友らと共につとめはげまむ
日の本の民とし生きなむ道もとめ共にはげみしこと忘れめや

弔問（昭和五十八年十一月二十五日）

溪谷にかゝれる橋わたり君が家をおとなふけふは足どり重し
現身のいのちたえまし名呼べどいらへぬみ顔ををろがみまつる
さかしらの言挙げ正さむとひたすらにつとめ一世を終へにし友よ

東京裁判論

【国民同胞】
昭和五十八年八月号

(一)

去る六月四日から講談社企画製作の映画「東京裁判」が上映され、これと前後して朝日新聞記者団著『東京裁判』上・下二巻（旧版の要約）が同じく講談社から発行された。一方五月二十八、二十九の両日国際シンポジウム・東京裁判が東京で開かれた（主催者不詳）。前記映画監督の談

話記事、朝日新聞社記者団著作及び上映館で指定席券購求者に配付されたパンフレット『東京裁判』（東宝宣伝部発行）等を見ると、一連の「反戦平和運動」のやうに考へられてならないが、いま断定しないこととする。

東京裁判（極東国際軍事裁判）は、昭和二十一年五月三日から同二十三年一月十二日に至るまで、東京・市ヶ谷の旧陸軍省に法廷を置いて行はれたものである。この裁判で、昭和三年一月一日から同二十年九月二日に至る間、侵略戦争を行った共同謀議者（A級戦犯者）として我が国の高級軍人及び政治家二十八名が起訴され、七対四の多数決で二十五名全員（二名逝去、一名、大川周明氏一発狂者として免罪）有罪（内七名は絞首刑）を宣告されたのである。

（二）

さて本論に入るが、茲では便宜上、前記シンポジウム出席のため来日したといふオランダのベルナルト・レーリンク氏（東京裁判元判事）と細谷千博教授（一ツ橋大学）及び田中正樹氏（前記映画監督）の鼎談記事（五月二十六日『朝日新聞』）中のレーリンク氏の言を一つの手掛かりとして述べることにする。

レーリンク氏は、「あの裁判の問題は①戦勝国が事後立法で敗戦国を『平和の罪』（要すれば、国際法に違反して戦略戦争を行った罪）で裁けるか②侵略戦争と防衛戦争を区別できるか③主権国家の犯

した行為が個人の責任を問えるか、といった点だ。私たち判事団（連合国九国と印度・フィリッピンから各一名、計十一名）がまず困ったことは、私たちの下す判決が国際法に合致しているか、だった。この点については結局明快な答が得られなかった。ポツダム宣言（昭和二十年七月二十六日）の中で「正義を行う」と述べているが、事後に新しい法律（極東軍事裁判所条例―昭和二十一年一月十九日）を作つて、それで敗者を裁き得るといふのは大変危険だろう」と、当時の判事としての苦衷を告白してゐる。裁判所判事として三つの重要問題について判決を下すべき明快な答（根拠）が得られなかったにも拘らず、全員有罪の判決を宣告したところに、東京裁判が勝者の権力誇示といふ批判に堪へ得ない所以がある。

弁護人側が展開した犀利の法理論も、レーリンク氏が述べた問題点の急所を衝いたものであった。ポツダム宣言に規定される「吾等の俘虜虐待者を含む一切の戦争犯罪人」、といふ意味不明の言葉を根拠とする「条例」の「平和に関する罪」及び「人道に対する罪（判決では訴因から除却）は本裁判所の管轄権外に在ることを申立てたが、ウェブ裁判長（濠州代表判事）は理由は後に示すと言つてこれを却下し、而かもその理由は遂に示されなかった、といふ（高柳賢三著「極東軍事裁判と国際法」、清瀬一郎著「秘録東京裁判」、瀧川政次郎著「東京裁判を裁く」等参照）。

印度・バル判事の判決は、反植民地的立場を代表するものとして敬意を表するが、全員無罪論に

は組しない。日本は欧米諸国と共に他のアジア諸国を抑圧し、経済的侵略を目指したからだ、とレーリンク氏は述べてゐる。パル判決書が反植民地的立場を代表してゐるとは思はれぬが、それは別として、経済的侵略とは何を意味するのか、侵略概念を経済行為にまで拡大すると、判断は混乱して收拾がつかなくなるであらう。

レーリンク氏は、ポツダム宣言の趣意から法廷の管轄権は「太平洋戦争」に限定すべきを主張したが（前掲朝日新聞記者団著作）、戦争を最初に起した方が悪い、と今も日本を非難してゐるやうである。新しい史料が提示されて、真珠湾奇襲論が後退してゐるに拘らず、尚、これを誤信してゐるのは領けない。といつても、同じ過ちを我々日本人自らも侵してゐることを反省すべきであらう。

(三)

東京裁判の、正しかったのだが、それが明らかにされてゐない重要問題は「天皇免責」ではなからうか、と私は考へてゐる。「天皇免責」によつて多くの国民は安堵の胸を撫でおろしたのであるが、その「政治的措置」に不満の念を抱く人々が言論界の一角に今日尚根を張つてをりさういふ立場から東京裁判を見直さうとしてゐることは無視されてよいことではあるまい。

当時、軽率な、天皇の戦争責任論が新聞紙上を賑はした、つひには御退位論まで現はれた。米

国及び占領軍指令部は、占領政策の遂行上「天皇免責」の意嚮をもつてゐたといはれるが、もともと天皇は国政上無答責の地位にわたらせられるのである。帝国憲法第三条は「天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラズ」と規定してゐるが、この条文は天皇無答責の原則を宣明したものである。佐々木惣一博士は、この天皇無答責は政治上のみならず、社会的にも適用せられる原則であり、神聖とは神秘的といった意味ではなく、法的な意味をもつ言葉であつて、天皇の尊厳はその地位に相應しく保たなくてはならぬ、といふことであると主張された（昭和二十年十月五日貴族院における帝国憲法改正反対演説）。そして、帝国憲法改正案が、この条文を欠くことは重大欠点の一つであることを指摘されたのである。

然らば、帝国憲法下に於て国政上の最高責任と政策決定の方式如何といふことになるが、それは第十五条に明確に規定されてある。

国務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他国務ニ関スル詔勅ハ国務大臣ノ副署ヲ要ス

この点については安部源基氏（鈴木貫太郎内閣の内相）がA級戦犯容疑者として巣鴨拘留所に拘留中、検事との応答で次のやうに明確にのべられてゐる。（安部源基著「昭和動乱の真相」）

「……………世間には終戦は御前会議において、天皇聖断によつて決つたやうに伝えられている

が、憲法を充分知らぬ人の俗説である。御前会議は憲法上の機関ではない。天皇の意志決定は憲法第五十条により、國務大臣の輔弼を絶対的必要要件とする。八月十四日の御前会議で、天皇は連合国の回答は国体を認めているものと思われるから、再照会することなく、即時ポツダム宣言を受諾するよう力説されたが、終戦の国家意志は、この御前会議で定めたのではない。御前会議終了後、引続き閣議を開いて終戦詔書案をつくり天皇の御裁可を経て、各大臣は副署した。ここにおいてポツダム宣言を受諾し、終戦するという国家意志が決定したのである。従つて終戦についての全責任は國務大臣が負うもので、天皇には一切の政治上の責任はない。これは開戦についても同様である。」と。

念のため國務大臣副署の意義に関して、『憲法義解』から引用しておかう。

「大臣の副署は左の二様の効果を生ず。一に、法律勅令及其他の国事に係る詔勅は大臣の副署に依て始めて実施の力を得。大臣の副署なき者は従て詔命の効なく、外に對して宣下するも所司の官吏之を奉行することを得ざるなり。二に、大臣の副署は大臣担当の權と責任の義を表示する者なり。」

事理明白、天皇に戦争責任を帰しまつるべからざる事、一点の疑の余地もない。

ところが、前に述べた映画の解説書ともいふべき東宝東和宣伝部発行の『東京裁判』は裁判の

進行過程で東西対立が激化し、かうした国際状況の変化が裁判に反映した可能性は否定し得ないとし、さらに言葉をつづけて、例へば、裁判で「天皇の戦争責任」は追求されなかった、とのべてゐることは無視できないことである。天皇に戦争責任はあるが、国際情勢の変化によって追求されなかっただけだ、といふ底意があるやうに考へられるからである。単純でわかりやすい説明であるだけに、人心を惑乱させる恐れが多分にあるのではなからうか。

日本国憲法改正をめつぐて賛否様々の論議がなされてきたが、帝国憲法を研究する謙虚な努力を怠つてはなるまい。

（四）

朝日新聞記者団著の前記書物の「はじめに」に、「この裁判が、戦争と平和について、一つの実験的意義をもつたことは確かである。」とあるが、「実験」の初歩的知識を欠くもので、問題にならない。ただ、「あれから早くも三十数年……あの侵略戦争の実体を、冷静に客観的に反省できる時期に到達したように思われる」と述べてゐるのは、東京裁判を全面的に肯定してこれを再確認しようといふことなのである。また、「太平洋戦争」について、「証人台に登つた多くの被告たちは『不可避の自衛戦争だった』と証言して」ゐるが、「あの戦争計画を当時の国民は誰一人関知できなかった。軍部の独裁的な強行方針によつて悲惨な戦争に狩り出され、国民はただ言われ

るままに追隨するほかはなかつた。國民を代表するはずの議會はすでに圧殺され、恐怖の憲兵政治が横行していたからである」と、煽情的な言辞を並べてゐる。

「恐怖の憲兵政治」といふが、憲兵が闇取引の摘発にまで手をのばした具体的事実を私は知つてゐる。言論統制が厳しかったことも、肌身に感ぜられた事実である。しかし、全体主義独裁國家におけるごとく、肅正された者はゐなかつた。

戦争計画があつたと述べてゐるが、具体的に立証できるのだらうか。日米交渉の経緯を具にたどるならば、到底考へられないことである。交渉は、東条内閣になつてからでも、真劍につづけられたのである。我方は卑屈と思はれるほど讓歩を重ねたに拘らず、彼は頑の姿勢を崩さうとはしなかつた。意思の疎通に欠けるところがあつたかも知れないし、行違ひもあつたであらうが、外交手段による万策尽きての開戦であつた。謂はば、窮鼠猫を嚙むにひとしかつた。自衛のため立上らざるを得なかつたのである。戦争計画は、寧ろ米國側にこそあつた、と言ひうるかも知れない。東亜解放とか、大東亜共栄圏の建設とかは、一つの名目で、当初からかういつた計画があつて、戦争が進められたわけのものではなかつた。

島田元海軍大将の弁護人として裁判所開廷から閉廷まで通ひつめられた瀧川博士はかう述べてをられる。弁護側が、侵略に非ずとの書証を幾度提出しても、すべて却下された、日本の侵略は

論議の余地がないとの前提の下に、裁きが進められたのである、と。（前掲「東京裁判を裁く」）

（五）

東京裁判については、論ずべきことが多々ある。小論能く尽しうることはない。国際シンポジウムについては、十数名の人々の意見が簡単に要約された記事（五月三十日「朝日新聞」夕刊）によつて、兎角の論議をすることは避けるべきであらう。ただ、ジョン・プリチャード氏（ロンドン大学）の、「感情の裁判」といふ一語は心に強く残る。

映写を観て、淡々と判決を受ける人々の姿に深い感動を覚えた。死刑された七名の方々は、死して護国の鬼となった。戦死であった、と私は思ふ。東条元総理は処刑前に次の句をのこしたといふ。（「日本のあした」一つの終戦秘話とその教訓——山本勝市博士外二名の鼎談）

苔の下待たる、菊の花盛り

『青砥通信』第七十四号を頂きて（昭和五十九年二月十二日）

全国の友らゆ寄せくる数々の歌書きつづる君をしぞおもふ

人心くだちゆく世にしきしまの道のたよりをいたゞくうれしき

『青砥通信』
七十五号

家居して

紅梅の蕾はかたく庭隅の雪なほ消えず寒き春かも
福寿草の花やうやくに咲き初めて春陽射す日を待ちこがれつ、
めぐりくる春をも待たでうつせみの命果てにし人のしぬばゆ

友に（昭和五十九年十一月廿二日）

かへりきて机の上におかれたるみたより読みみつ心うれしも
粗雑なるわが文よみましましみたよりをたばりしみこころ忘れて思へや
足らはざる身にはあれどもむらぎもの心かよはせつとめはげまむ
心しる友我にありとよるこびの湧きづる思ひを拙きうたに
冬近く落葉ふみしめ日々のつとめに通ひますらむ君ししぬばゆ

高木家訪問（昭和五十九年十一月廿三日）

亡き友の住居に近き等々力の谷の辺美しく落葉ちりしく（高木尚一さんのこと）
溪谷をかこむ森なか仰きみる樺の大樹の葉も黄ばみたり
遺しませるみ書を供へし文机のご位牌に香たてもろ手あはせぬ

背の君のみ病のさまつばらかに語るをききつつ吾が胸いたし

大往生とげたまひけりみいのちのたえなむきはのありさまきけば

冬近し（昭和五十九年十一月廿四日）

赤と黄の菊の花摘み水鉢にうかべて見るは心楽しも

庭一面に散りしく落葉をかきあつめ焚く煙消えゆく風のまにまに

考へる自由を失った「定型的思考」の一例

——レニンの民族自決権とソ連——

【国民同胞
昭和六十年二月号】

彼此八年位前のことだが、故高木尚一さんと、吉田靖彦さん（青山学院大学教授）を交へて、吉田さんの研究室で、毎月一回、夜、会合したことがある。二年ほどつづいたらうか。そのとき私は、レニンの帝国主義論について報告し、いろいろと資料を集めたものの、時間の余裕がなかったせみもあるが、あれこれと目移りがして一つの問題に集中できない私の悪い癖で、諸文献は空しく山積されて埃をかぶつてゐる始末である。その中から、最近不図、レニンの論文集『社会主義と戦争他』（国民文庫版）、『帝国主義と民族抑圧問題』（同上）を取出して、傍線を施したところを散見してみた。今更レニンでもないかも知れぬが聊か秃筆を弄してみたい。

所謂進歩派の人々は、ソ連の言ひ分に追従同調して、第二次世界大戦後の日本は米帝国主義の従属化にあると非難する。米国の世界政策や行動については、いろいろ論議の余地はあらうが、米国の政策とつねに衝突し、これと相拮抗してきたソ連が、帝国主義とは正反對の「民族解放勢力」の元締であるかのごとく見るのは、尠くとも片手落ではないか。それは「近代的帝国主義」即「独占資本主義」と規定したレニンの「帝国主義論」を今も尚、普遍的真理であるかのやうに信じこんでゐるところから生れる偏見といつてよい。

さてレニンは、帝制ロシアでは「軍事的、封建的な帝国主義が優勢で」、「国の住民の大多数がロシアほど抑圧されているところは世界中どこにもない。大ロシア人は人口のわづか四三%……そののこりのすべては『異民族』として無権利である」といひ、さらに、「ツァーリズムは、ロシアに抑圧されてゐる民族の数を戦争によつてふやし、そういう民族の抑圧を強化し、それによつて大ロシア人自身の自由獲得競争を掘りくずそうとつとめてゐる」と非難し、「民族の同権」——「自由な分離（民族自決——三浦）と独立国家形成の権利」を認めることが「完全な民主主義」の重要な内容であることを主張した。しかし、十月革命（一九一七年）後今日にいたるまで、ソ連国内で民族自決権が認められた例しはない。レニンの言を借りれば、異民族はむしろ「抑圧」

されてゐるのである。

去る八月二日付『東京新聞』紙上に、ソ連共産党中央委員会が、ソ連邦構成共和国の一つ、バルト海沿岸のエストニア共和国の党中央委員会に対し、その「国内に広がっている。民族主義傾向」との闘いに全勢力を注ぐよう命じた」といふ、モスクワ特派員報告がのせられてあった。その命令の中の一つに「（ソ連への）愛国教育に関心を示さない幹部」が存在することの指摘があり、「労働者階層へのイデオロギー的政治教育が不足、不適切だ」と批判してゐるといふ。

もともとエストニアは、第一次世界大戦末期の一九一八年、ソ連と独逸間に結ばれたブレスト・リトフスク条約調印後、リトアニア、ラトヴィアと共に独立したが、第二次大戦で、パリ陥落後の一九四〇年八月、スターリンとヒトラーとの駆引により再びソ連に併合された地域で、人種、言語、文化も全く異なり、ソ連の支配を嫌ふ国外亡命者も多く、内外からの反ソ感情が強いといふことである。つまりエストニアの人々は、レーニンが唱へた民族自決権を知るや知らずや、民族の自決——政治的独立をもとめてゐるのであらうが、彼らが、さういふ感情を自ら押し殺して生きることを、ソ連の党幹部は要求してゐるわけで、これが「抑圧」でなくて何であらうか。

○

親子二代にわたるスラブ・東欧問題の研究者、ロンドン大学のH・S・ワトソン教授著『新帝

国主義』(直井武夫訳)によれば、ソ連政府及び党には、その教義として、「民族主義とコスモポリタン主義の二つの大きな罪があり、愛国主義と国際主義の二つの大きな徳がある」といふ。同教授は、右の罪と徳についてかう説明する(要約)。――

ソ連の非ロシア人市民(ソ連では、異民族市民をかう呼んでゐるといふ。)がロシア民族と彼の民族との相違を主張すれば民族主義の罪となり、ソ連外に住む同じ民族との文化関係を強調するとコスモポリタン主義として非難される。また愛国主義はソ連中心であつて、ソ連が隣接諸国より優れてゐることを主張し、それらの諸国に対して領土を要求するものが愛国主義者なのである。また非ロシア人の国際主義者はその民族とロシア民族との一致団結、ロシア民族に対する盲従を力説せねばならず、その意味で、ソ連では国際主義と愛国主義は両立するのである。――

我々は、ソ連の、とくに政治について考察する場合、常識を捨て、かゝらなければならぬ。

ワトソン教授が説く右のロシア民族中心主義(言ひ換へれば、異民族抑圧主義――三浦)の教義は、レニンの民族自決権とは相容れないことは明かである。さきに紹介したソ連共産党中央委員会の、エストニア共和国党中央委員会に対する命令のごときは、この教義適用の一例といつてよいであらう。

尤も、多民族国家ソ連が統一を堅く持続しようとするためには、始祖レニンのお託宣であると

はいへ、民族自決権に反する教義は已むを得ないことなのかも知れない。社会主義の面目にこだはって、形振をかまつてゐるわけには行かないのであらう。謂ふなれば、始祖に忠ならんと欲すれば、国立たずか。そこに、我々の想像を絶する苦悶が内包されてゐるやうに思はれる。

米国もソ連と同じく多民族国家の一つではあるが、ワトソン教授は両者について、いみじくも次のやうに述べてゐる（要約）。――

デトロイトの市民が、いまではポーランド人とかイタリー人であつたことをすっかり忘れてゐるやうに（米国が祖国である――三浦）、ウズベク人やウクライナ人が、その出身を忘れる（祖国はソ連である――三浦）やうになるかどうかは頗る疑問であり、米国には建国の当初から移民に合ふやうな法制、文化的仕組があつた。――

拙宅の隣りに、若い日系（三世？）の米国外交官一家が住んでゐるが、日本語は話せないらしい。「お早う」といふ位が関の山のやうである。米国には、国家統一の一つの、しかし重要な基礎としての共通の言葉、米英語による協同体が成立してゐると共に、米国は輿論の国である。しかしソ連といふ多民族国家は、米国とは全く正反對の国柄である。

○

マルクスの正統を以て自ら任じたレニンが、社会主義国際革命を志向したことは当然であるが、

彼が唱へた民族自決権は、言葉どほりにうけとれば、社会主義革命の一手段ではなく、社会主義の性格を規定するのである。

彼はかういふ。――

社会主義は「完全な民族同権の唯一可能な制度」である。

帝国主義大国――「大きな略奪を行つてゐる強国」のすべての社会主義者が、植民地に対して民族自決権を擁護しないならば、それはまさに、彼らが、実際には帝国主義者であつて社会主義者ではないためであつて、抑圧民族に属しながら、被抑圧民族の自決権を擁護しないやうな者に、社会主義政策を実行する能力があるやうに考へるのは「幻想」であると擲諭してゐる。――

ところで、第二次世界大戦後、多くの植民地が曾ての宗主国から政治的に独立してきたことは周知のとほりである。資本主義諸国は、社会主義革命を行ふことなしに、「帝国主義」を捨て、「民族解放」を行つてきたのである。これに反して、第二次世界大戦で新たに領土をふやしたのはソ連を措いて外には一国もない。レニンが主張した民族自決権の承認者は、残念ながら社会主義ソ連ではなくして資本主義諸国なのである。彼が説いた民族自決権は、まさしく「幻想」であつたことを歴史が証明してゐる。

大分前の文献だが、ソ連では、歴史教育の面で帝政ロシアの植民政策を再評価して「ロシア」

の免罪と復権が行はれてゐるといふことである（袴田茂樹「ソヴェイト・ナショナリズム」——『現代思想』一九七六年二月特輯号）。これについて詳しく紹介する紙面はないが、さきに述べたワトソン教授の所論と照応して考へられたい。前に引用したので、聊かしつこいかも知れないが、レニンは、「ツァリズムは抑圧されてゐる民族を戦争によつてふやし、そういう民族の抑圧を強化し、それによつて大口シア人の自由獲得競争をも堀りくずそうとつとめてゐる」とツァリズムに批判の矢を放った。この非難は、いまのソ連にとっては、天に向つて唾するにひとしい笑話となるであらう。

ソ連は、レニンが非難してやまなかつた「軍事的封建的な帝国主義」の遺産相続者であるばかりでなく、その遺産をもとでに財産——（異民族支配圏）をふやしつゞけてきたのである。その意味では、ソ連は変質後退した。歴史は「進歩」する筈なのだが。この点、レニンは勿論、マルクス、エンゲルスも大きな過ちを侵したことになる。謂はゆる共産主義第二段の桃源郷にいたつては、見果てぬ夢といふほかはない。

○

独占資本主義即帝国主義、社会主義にいたつて階級差別がなくなり、民族同権が実現され、世界は平和となるといふのは、考へる自由を失つた「定型的思考」（小泉信三）の一例といふべき

であらう。

一 市井人の国家観

『国民同胞』
昭和二十年五月号

小学校時代から歴史の時間が好きで、将来史家になることが夢であったが、それはつひに果たせなかった。それでも、「三つ児の魂百まで」とやら、史書を読むことはいまでも好きである。

一つには、史書を読むことによって、人生の真実に触れることが出来るやうに思はれるからである。元東大学長・同大学名誉教授・林健太郎氏（西洋史学）の著書や論文は、目につき次第読み、少からぬ教へを蒙つてゐる。その林さんが、国家について次のやうに述べてをられる。（『文芸春秋』八五年三月号所載、「大帝ヒロヒトの時代」―渡部昇一・山本七平の両氏との鼎談）

「私は国家というものを人間の一つの実存形態だと言いたいです。実存というのは人間の個人について言われるものですけれども、事実として、人間は必ず集団として生きている。

その集団の基本単位は国家です。この国家に対して社会科学はいろいろ分析したり性格規定をしたりしますけれども、そういう抽象化された規定では絶対に汲み尽されないものが、現実の生活単位としての国家にはあるんですね。だから私はそれを人間集団の実存形態だと言

うんです。」

右引用の林さんの国家観は、同氏のほかの論文か何かで読んだやうにも記憶するが、一応なるほどとは思はれるものの、何か一つ物足りないものを感じる。それをいま、説明しがたいけれども。

○

たまたま、古い『国民同胞』誌（四六・一二・一〇発行、第一二二号）所載、畏友宮脇昌三さんの「国民の一人として——国と同胞感と——」と題する論文のなかに、次のやうに書かれてある点が注目をひいた。

「……………われわれの思想、心情における国は、幾千年の昔から祖先がそこに生き、そこで死んだ国土の上に歴史と伝統と文化を築いてきた存在である。時あつては多くの人々が命をすて、守りきたつた、その意味では、殉死、信仰の対象でもあつた。

長い歴史の間において、外よりの脅威のなかつた時代は、人々が国といふ外延に意を用ひなかつた。世阿弥も芭蕉もたゞ一途に自己の芸術を深めた。時あつて外威がわが周辺に及ぶとき、はじめて日本といふ全体に目ざめて、猛然としてこれを死守するのである。

（中略）

今次大戦の功罪について、今後何十年か後に世界の史家が裁断することがあらうが、われ

われは、『おのづから仇のこころも靡くまで誠の道をふめや国民』（明治天皇）の御歌をもつて反省するのである。

国といふとき、われわれは、かくのごとく「ひとのみち」を伝統した国を思ふのである。

国が一会社のごとく、また政府自民党と団体なるごとき劣弱の思想が世に瀰漫したとき、三島由起夫は割腹して果てたのである。」

宮脇さんのこの国家観には、終戦後五年間、ソ連邦の辺土で、生きていつ故山の土を踏めるかあてのない絶望的状态のなかで、望郷の念やみがかたい囚虜の日々を送った同胞の一人としての深刻悲痛の体験が根底にあるのかも知れない。（付記—宮脇さんには、捕虜生活に関連するノン・フィクションの力作『邂逅』及び実録『敗戦日記抄』がある。）

○ 林・宮脇の御両所の所説、その他をなひませにしたのであるが、国家といふ概念をつぎのやうに規定してはどうであらうか。

即ち国家とは、祖先伝来の一定の領土に築き上げられてきた歴史的文化的伝統を共有する人間生活共同体である。故に国家破壊の意志行動に対しては、国民はいのちにかけてもこれを守り抜かうとする、その意味で国家は献身の対象であり、礼拝の対象であり、至高価値である。つまり、

聖なる存在である。「明治国家」（かういふ呼び方は好まぬが、暫らく措く）だけが「神聖国家」なのではない。故に、「一旦緩急アレハ義勇公に奉シ」は、日本の国民だけに求められる教令ではない（「以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」とは皇運と国運とは一つであるからである）。国のため散華した人々の霊をまつり慰めるのは、すべての国に見られる普遍的事実ではないか。そこに思ひをいたせば、公職に在る人の靖国神社参拝の是非を問ふのは、恐らく世界的珍現象であらう。

○

明治以来、主として公法学の分野で、西洋の砂を嚙むやうな国家観が紹介され、論ぜられてきたが、国家を法律学的見地からのみ概念規定せねばならぬ理由があるであらうか。因みに英国では、「ステート」といふ言葉は、政治学的言葉としては盛んに使はれるが、法律語としては殆んど用ひられない、法律上国家といふ概念を認めない、といふ（高柳賢三博士著『英国法におけるキングの地位』四八頁）。

右述の卑見は、思ひつきみたいものであるが、御高評を得れば幸ひである。

青砥宏一兄の大患にかかりたまひしに癒えますを壽ぎまつる（昭和六十年五月二十五日）

〔青砥通信〕
七十八号

久しくも歌ぶみ来ざれば病みこやしいますにあらずやと心にかけ来し
はからずもみ名しるしたる封筒をこころときめきいそぎひらきぬ

吾が憂ひゆめにはあらざりき歌ぶみをよみつつ知りぬ君病みませしを
知らざりしこととはいへどお見舞ひのたよりもなさで許させたまへ

心知る友が病のいえませと宮居まうでしとふ友がまごころ（長内俊平氏のこと）
まごころをこめたる友らの数々のうたをよみつつ心はれくる

ピスケットをうまごとあらそひくらひしとふみうたよみつつ心やすけし
やまひいえ力づきまししか歌ぶみを書きますまでに力づきまししか

み病のいえしとはいへ大手術のあとにしあれば身をやしなひたまへ
こまやかのかくすしがことばよくまもり心しづかに身をやしなひたまへ

みいのちはひとりものならずはらからのことを思ひて身をやしなひたまへ
現し世に生くるえにしを畏みてこころあせらずやしなひたまへ

はろかなる出雲の国に住む君を偲びつつたなきうた書きおくる

便り

『国民同胞』
昭和六十年十月号

『国民同胞』誌十月号巻頭の山口秀範氏の文章中、英国のタイムズ紙が、天皇陛下の御誕生日に関して報道してゐた、とかかれてあるのを読みまして、深く感銘せしめられました。が、経済学史の大家、故高橋誠一郎博士の英国滞留中の一経験をその著『回顧九十年』の中で語って居ることを、ふと思ひ出しましたので御紹介申し上げます。

高橋博士は、明治四十四年、母校の慶応義塾から、ヨーロッパへ三年間の留学を命ぜられてまづ渡英します。そしてその年の暮、肺結核を病み、やがて療養生活を送ることになるのですが、四十五年七月三十一日の朝、明治天皇崩御の知らせをうけます。そのときの療養所における同病の英国人患者たちの敬虔な態度について、次のやうに述べてをります。要約しようと思ひましたが、その模様を害ねる惧れもありますので、原文のまゝ引用致します。

「六月から七月にはいつて、暑気が次第に加わるにつれて、いくぶんまた体力が衰え出した。そこへもつてきて、新聞で明治天皇ご不例の報に接したことは、この異郷に病む日本人を、いっそう憂鬱にしなければやまなかつた。

七月三十一日の朝は、微熱でも出たのか、いつになく床離れが悪かった。朝の食事を知らせる銅鑼の音に驚いて、大急ぎで顔を洗って食堂に出ると、患者たちはいずれもみな食卓に着いていて、もうポリッジ（オートミル）の皿をからにしてしまったところだった。私の食卓仲間には、若いほがらかなロンドンっ子が多かった。誰かが寝坊して遅れてくると、一同ナイフとフォークで卓を叩いてひやかすのが常だった。けさは私が必ずこの嘲弄を受けるものと覚悟していた。ところが意外なことに、彼らは嘲笑するどころか、きわめて厳肅な顔で、私に視線を注ぐではないか。異様の感に打たれながら着席すると、私の隣の男が小声で私に告げた。『新聞をまだ見えないのか。お前の国のエムペラー（天子）がなくなられたぞ。』私は愕然とした。しばらくは何もいうことができなかった。あとになつて気がついて見ると、私と同じ食卓の患者一同はいずれも、申し合わせたように黒ネクタイを結んでいる。変わり色の衿飾をしているのは、恥ずかしや、日本人の私一人である。

食後、長い廊下を黙々と自分の部屋に向かって歩いてみると、スーパーインテンダントのヒリツプが、うしろから声を掛けて、私にちよいと自分の部屋まできてくれという。何の用事か、私の容態が悪化したことでも知らせるのではないか、などと疑いながら彼の部屋にはいると、彼はわざわざ戸を締め切った上に、とくに声をひそめて私に言う。『あなたは、あなたの国のエムペラー

が亡くなられたにもかかわらず、このいなかの療養所において、黒のネクタイも腕に巻く喪章も持ち合わせていないこととお察しする。で、はなはだ失礼だが、私のお貸しするから、ぜひ用立てていただきたい。』私は重ねて冷汗三斗の思いをした。

それから四、五日して、一同食堂で午後三時の茶を飲んでいると、あけ放した窓から、二、三匹の足長蜂がはいつてきてテーブルに止まったのを、隣席の男が手早くその一匹を殺して、さらにもう一匹をも退治しようとする。無残な感じがしたので、わたしはその男によせと言った。いつもなら、なかなか私の言うことなどきく男ではないのだが、その時は、不思議に私の言う通り、素直に蜂退治をやめて静かな口調で私に言う。『君は今、哀悼の念に浸っている。そうして君の宗教は、君に靈魂のトランスマイグレーション（輪廻）を信じさせているのだろうか』と。』

何とも美はしい光景ではありませんか。英国人は国王に対する敬虔の念があついと聞きますが、さういふ国民性の発露でも申せませうか。山口氏の文章と照応して、国家非常のとき、たじろがぬ国民性の源泉を垣間見るやうにも感ぜられます。

昭和六十一年〜平成二年（七十六歳〜八十歳）

中央乃木会編『乃木將軍詩歌集』

〔国〕民同〔胞〕
昭和六十一年二月号

明治神宮、乃木神社、ごく近傍の氷川神社に初詣の折、乃木神社々務所で本書を入手した。赤坂の乃木邸に隣接する乃木神社の創建は大正十二年十一月一日、その六十年記念に昭和五十八年本書が編纂された。収むるところの漢詩二百三十九篇、和歌百五十五首、狂歌二十二首、漢詩は殆ど洩れなく載せられたが、和歌は紙数と日時の関係で右記に止めざるを得なかつたといふ。東京大学名誉教授宇野精一博士の「推薦の辞」に曰く。

「乃木大将といふよりも、乃木さんとして、私は子供の頃から尊敬して止まなかつた。やゝ長じてからは、誠忠無比の人物として、更に詩歌に秀でて居られることを知り、ますます尊敬の念が高まつた。

私の父は熊本で成長したが、少年の頃、親戚の軍人の家で乃木さんを見かけたことがあり、その粗暴ともいふべき態度に、恐しい人と思つたと話したことがある。しかし私は幼年時代に、

青山の乃木さんのお墓に連れて行かれたことがあるから、父の乃木さんに対する考も変ったことは明かであり、私が乃木さんを尊敬するやうになったのも、さういふ因縁があるかも知れない。（中略）今回中央乃木会から乃木さんの詩歌集を編纂して出版せられることになったのは、実に慶賀にたへないところである。

しかも大正天皇と貞明皇后の乃木大将を詠じ給うた漢詩を巻頭に掲げ奉ったのは、特に有難いことで感激の至である。

乃木さんは、元来文学青年の風があったから、もし軍人にならなかつたら文学者としての名を残したに違ひない。その詩歌については定評があるから、私などがとやかく言ふ必要はないが、今回その漢詩を拝見すると、『論語』などは当然としても『詩経』や陶淵明の文まで精通して居られることを知り、尊敬の念を新たにされた次第である。

（以下略）

大正天皇と貞明皇后が乃木大将を詠じ給うた漢詩。（以下読み下し文にして記す）

大正天皇御製

陸軍大将乃木希典を憶ふ

満腹の誠忠世の知る所

武勲赫々遠征の時

夫妻一旦明主に殉じ

四海流伝す絶命の詞

乃木希典の花を惜しむ詞を読み感有り

草長じ鶯啼いて日沈まんと欲す

芳桜花下花を惜しむこと深し

桜花再び発いて將軍死し

詞裏長く留む千古の心

原註―惜花詞、乃木將軍の和歌「色あせて木ずゑに残るそれならでちりてあと

なき花ぞ恋しき」

貞明皇后御詩

右の御製の韻に次す

墜紫残紅夕日沈む

寂寥春晚く感尤も深し

花を惜しむ名將花の如く散る

追慕忘れ難し殉死の心

原註―次韻、同じ韻を踏んで詩を作ること。この場合の韻は、沈、深、心が同じ韻のグループ（十二侵）である。

これら三篇の、御製と御詩を繰返し拝誦しまつると、誠忠の武臣を失はれ給ひし悲傷のお心が痛く胸を打つ。宇野博士の言はれるごとく、有難く感激の極みである。

御製中の「四海流伝絶命詞」、「詞裏長留千古心」とは、よく知られる左記の辞世二首を指す大御言葉であると拝察される。

神あがりあがりましぬる大君のみあととはるかにをろがみまつる
うつし世を神さりましゝ大君のみあとしたひて我はゆくなり

將軍のこの絶唱について、巻末にある井上通泰氏の左記の手記を読んで感銘を新たにした。

「大将の詠まれた二首の辞世を自分に見せられたのは、自殺の一ヶ月前即ち八月十三日であったが、その歌は二首共に結句は『をろがみまつる』となつてゐた。のち辞世が発表になつてから見たら、この第二の歌の結句は『我はゆくなり』となつてをる。其れは恐らく初めから『我はゆくなり』であつたらうが『我はゆくなり』のまゝで人に見せては殉死の決心が自然現れるので『をろがみまつる』として自分の添削を受けられたものと思ふ。大将はその後八日（九月）

の朝に自分を訪はれた時にも又この事を話されて『二首共末が同じとをかしいが』と言はれたから、自分は『上の句が違つてゐますから、それで宜しいでせう』と答へた。(以下略)

本書には、割腹当日(九月十三日)なのであらう、「臣希典上」として、辞世一首づつを認め、た半切二枚の写真が掲載されてあるが、その筆蹟に聊かのみだれもない。明治日本の武士の龜鑑といふべく、その精神はとこしへに国民の心に残るであらう。

『国民同胞』(第二五七号)誌上、宝辺正久さんの「乃木大将と和歌」と題する文章の中に、大将の歌に対する明治天皇の勅批(明治三十五年九州大演習の折)が紹介されてあるが、本書には右のほかにも勅批三首が載せられてあるので、感激を新たに書き加へておく。明治四十一年十一月奈良大演習の折、天覧に供しまつたものといふ。

桜よし紅葉またよし水清したかみよし野となつけそめけん

(勅批) 桜よし紅葉もそめて水清くたかみ吉野となつけそめけん

吉野山秋のけしきはかしくも白くもならでにしきなりけり

(勅批) 吉野山秋のけしきをたつぬれは白くもならでそむるもみちは

天つ日の光をせおふ皇軍は神代も今も幸はありける

(勅批) 天つ日の光をうけし皇軍は神代も今も幸そありける

「武士のせめ戦ひし田原坂松も老木になりにけるかな」（明治三十五年）の御製を大将に下賜遊ばされた大御心を偲び上げまつりつつ、君臣水魚の交り、といふ古言が自然に脳裏に浮ぶのである。

慰霊祭献詠（昭和六十一年九月二十日）

言ひのこさむこともつくさで逝きましし師のみこころを偲びてやまず（山本勝市先生）

東京地区合宿に於ける長内俊平氏の「講話」を読み（昭和六十二年四月十二日）
四部通信号

歴史とは己を知るにありと説きませる君が言の葉忘れかねつも

己れほど至らぬものなしとふ痛感こそ共に是れ凡夫の意味と君説きませり

至らずと思へど我獨り生くるに非ず生きしめらるるを今にして知る

生か死かその際にして義家と貞任のやりとり昔学びし

貞任のいらへを聞きてつがへし矢を放たぬ義家のこころうつくし

しきしまの大和の国の武夫ものよの清けきこころ忘れじ我は

若人らまとめし君が語りたる文ありがたくくりかへし読む

読みゆけばよみゆくままに湧きいづる思ひ果てなくひろごりゆきつつ
唯円が住みけるみ寺ゆふるさとはほど遠からず訪はましものを
くびすちをいためてなすなく黙しつつ四日を仇に過せし惜しも

「国文研事務所宛来信抄」を拝見して（昭和六十二年六月十四日）

〔沢部通信
号〕

あひまつりしことしなけれどあひまつらばこころも通はむ友らの文はも
友とよび友とよばれつむすびあふえにし畏し長からぬ世に
先なるも後るるもまたしきしまの大和の国のみ民ならずや
道に生くるはえやすからじむらぎもの心かよはせともにはげまむ

筑紫のや（昭和六十二年八月三日）

筑紫のや博多のまちにくらしける昔憶へばなつかしきかも

「全国学生青年合宿教室」（阿蘇）に

憶ひを馳せつゝ（昭和六十二年八月十三日）

〔沢部通信
号〕

いまごろは旅路はるけく若人ら火を噴く阿蘇の山につどふか（八月五日）

筑紫路を旅行く友らをしめびつつひとりしづかに師の書よまむ（同右）

敗戦の罪や重しと油山にいのちたちける若き武夫（寺尾博之海軍少尉のことを）（八月六日）

神代よりたえせぬ道をひたすらにまもりゆかなむ史（よみ）をまなびつつ（八月七日）

曇るかとみるまに晴れゆき街ゆけば暑さもどれり秋立つけふは（八月八日）

合宿もつつがなく終へ友らみなふるさと指してみ山下るか（八月九日）

西日本大雨ありとふしらせありさやりはなきやみ山下りに（同右）

まちなかを行きつつ（昭和六十二年十一月八日）

まちなかを行きつつ仰ぐ大空に月をかすめて白雲の飛ぶ

虫の音もはやとだえたり立冬の日の今宵北風身に泌む

鉢植の梅の根もとにいつの間に咲きけむ花のくれなる美しくし

いづくゆか花粉のとびきて根をおろしときたちていま花ひらきけむ

あしたより白雪まひつつひとものくれなるもみちの色のさやけさ（十二月十三日）

師の君のみ顔はたえずまなかひを去りてはあらはるみ文よみつつ

故郷へ帰りし長内兄よりの便りへのかへしとて（昭和六十二年十二月廿八日）

まちゆけば日射しあたたかく仰ぎみるみ空ははれて雲かげもなし

月見野のふるさとの家に新年をむかへむ君が幸をこそ祈れ

君います月見野はいましろがねの雪ふりつもりて寒けくあらむに

空遠くオセアニアの旅路つつがなく友かへり来むその日待たるる（友とは小田村寅二郎氏）

師の君の

師の君のみ文編まむとつとめ来てはやひととせは過ぎにけるかも（師の君とは山本勝市先生）

いたづらに年たつ早きぞなげかるる老いさき永からぬ身をおもひつつ

沢部寿孫兄へのたよりのはしに（昭和六十三年四月十三日）

鶯のなくねきこゆと家人らいへども聞えず耳遠き吾は

白雪の

白雪のつもれる庭にけれなるのいろのしるけき寒椿の花（拾遺）

雨乞ひの

雨乞ひの太鼓の音のとどろきを聞きけるをさなき昔おもほゆ（拾遺）

小田村寅二郎家訪問（昭和六十三年六月二十日）

〔沢部通信
十八号〕

君が家をたづねてくつろぎ語らひしそのひとときの樂しかりけり
今は亡き友らのことも語りつつ心たのしくすごせしひととき

久しぶりに友と（昭和六十三年六月三十日）

はからずも乗り合せたるバスなかの語らひ樂しつかのまなれど（都倉寧兄）

沢部寿孫君へのたよりのはしに（昭和六十三年八月十日）

〔沢部通信
二十号〕

けさふりし雨にぬれたる生垣を通し吹き入る風の涼しさ

遠く雲仙合宿をおもひつつ

日の本の民とし生きなむ道もとめみ岳にこもる友ら俛ばゆ
かぎりあるいのちなれども聖王のみをしへ仰ぎてつとめむ共に
遠きみ代ゆいまにつたはるみをしへを仰ぐえにしの畏きろかも
人心くだち行く世に聖王の道説きたまひしこころ悲しも

人にくだち行く世をなげきます先帝の大御歌はも

いまの世もむかしにかはらずもろともにたすけかはしつとめむ友らと
合宿もをはりてけふはかへり路をいそぎますらむ若き友らは

高木尚一さんのことを、吉田靖彦兄との研究会の帰路に（昭和六十三年九月十七日）
同じ信に生きる友との語らひのたのしといひける友ははやなし

萩谷忠兄へ

年月ははやすぎゆけどみ文よみ昔おもへていやなつかしも

みいくさに病みましつひにかへらざる友の笑顔のまなさき去らず（久保田武兄のこと）
夢多きわかき日遠くさかりつつ吾老いらくの思ひ新たなり

陛下九月二十一日御発病と承りて（昭和六十三年九月廿一日）

み病の疾くいえませといのるけふ日射しもつかのままたくもりゆく

大御身のいたづきにたへまし稲作を気づかひたまふ大御心はも

皇居坂下門前にて（昭和六十三年十月二日）

大宮居伏しをろがみてみ病の早いはやえませといのりしけふかも

不安定のなかの安定とふみ病を伝ふる新聞にこころやすからず

いづくより（昭和六十三年十月十七日）

いづくよりとび来しものか生垣のあたりゆきこえく鈴虫のこゑ

空はれて庭はきをれば蟬殻のそちこちにあり秋深みつつ

十三夜の月を仰ぎて（昭和六十三年十月二十三日）

十三夜の月あきらけしと吾妹子がいへるをききて外に出で仰ぐ

十三夜を待ちますときく大君は今宵をいかに過しますらむ

明らかき月みそなはしみ病のひとつとき安けく過しませと祈る

『沢部通信』
二一十二号

熟れたれど（昭和六十三年十月二十四日）

熟れたれど高くしてとりえぬ柿の実まなびやは小鳥に与へむと妻と語らふ
学舎まなびやゆ帰れば柿の木に登り実をとり食べし昔思ほゆ

「日本を守る国民会議」への礼状のはしに（昭和六十三年十一月十四日）

み病のさまを伝ふる新聞を日ごとよみつつうれひは深し
ただいのるほかにみちなし民草のねがひうけませ天地の神
動乱のみ代に民らをみちびきて生きませしよああわが大君は

福田忠之兄より贈られし『人の絆』（歌集）の礼状の端に（昭和六十三年十二月二十五日）

大御病とたたかひいます新聞の記事を読みつつ憂ひは深し

大君再び多量のご出血との報道をききて（昭和六十三年十二月五日）

量多きご出血再びとふ新聞を読みて俄かに胸いたみくる

掌てのひらの平を胸におしあてこらへつつをればやうやく痛みはとれぬ

夜久正雄兄への便りの端に（昭和六十三年十二月二十五日）

君がみ文やうやく読み終へ寒風の吹く街まちを行く君しぬびつつ

長内俊平兄へ（昭和六十三年十二月二十八日）

〔沢部通信
二十四号〕

北國は雪二十糶センチふりしとふテレビをみつつ君し偲ばゆ

朝あしたより木枯寒みひるげには火燵こたつに入りてうどんくらへり

四土会よんどかいをはりて友らと語らひて楽しきひと夜をすごしけるかな（毎月第四土曜の輪読会）

大御病（昭和六十三年十二月三十日）

大御病いえゆく知らに六十あまり三つの昭和の年はくれゆく
神棚のメ縄とりかへ新年を迎ふる用意はととのひたれど

茶谷清人氏へ（鹿兒島）

母君をうしなひまして喪に服すとふみ便りみつつ君し偲ばゆ

煙立つ櫻島山のぞみつついまは亡き母憶ふか君は

都べを君去りまして二年の月日ははやもすぎさりゆきしか

年明けて（昭和六十四年一月一日）

年明けて大み病のたひらぎを祈りまつりぬ神棚の前に

大君は崩御し給ふ（昭和六十四年一月七日）

くにたみのあつき祈りの甲斐もなくわが大君は神さりましたぬ

神上りませりとききてはからずも五体の力萎なえゆく思ひに

大君は神上りませり門のへに弔旗かかぐることのかなしさ

たひらぎの世をいのりつつああつひにみまかりましぬわが大君は

たたかひにやぶれたれども国民とともにありとふ大御言畏し

動乱の大み代とともに生きませる妃の宮のみなげきやいか

関正臣兄へ（平成元年一月二十日）

大宮居ををろがみまつるますらをの君し俣ばゆみたより読みつつ

空は晴れ（平成元年一月二十一日）

空は晴れ目白飛びきてき庭べの木枝に挿せる林檎ついはむ
いたづらにこゑのみ大きく中味なき政治家の演説きくに耐へなく
つかさびと心して聞けみ民らに代りて雄叫ぶ友のみこゑを

日当りの（平成元年一月三十日）

日当りのよき道を選びまちゆけば暖かきかな春の日のごと

妻臥して（平成元年二月三日）

妻臥してふるさと遠く送り来し寒餅味はふ晝餉代りに
弟が力をこめて搗きたるか味のよろしきふるさとの餅

香川亮二兄へのみ返しに（平成元年二月三日）

豆を撒くこともひかへて過ぎさりし大御代を偲ぶ今宵しづかに

御大葬の日は近く（平成元年二月十日）

〔沢部通信
二十号〕

家の外は風はなけれど肌えさす寒さ身に沁む氷雨ふりつつ

氷雨ふるまちなかゆきつつすぎさりし昭和の大御世偲びまつるも

平らぎの世をいのりましつうつし世を神さりましし大君よああ

大御心なやましましけむまがごとををさせる罪をつぐなはむすべもが

いにしへゆつたふる手ぶりにそむきつつ政治の改革なると思へや

まめやかに仕ふる臣のありてこそ日の本つ國はやすけからむに

昭和のみかど神去りませど一系の天子をあふぐことの畏さ

日々をおろそかにせずつとむるが名もなき民の道とこそ知れ
にちにち

都べの雪ふりつくせいまのうち大みはふりの日は近づくに

さやりなくおほみはふりの儀のをはり神鎮りませとひたいのるかも

春蘭の花ひらく（平成元年二月二十日）

ちちばばの花一つ咲けりはなやかなの色にはあらねど春呼ぶこの花

（水戸近在では春蘭を「ちちばば」と呼ぶ）

ふるさとの友がたばりしこれの花いく春咲きけむわが狹庭さにはべに
「哀かなしみの極きはみ」の楽譜ありしとふ大みはふりの日の近くして

奉送 昭和天皇（平成元年二月二十四日）

【沢部通信
二一十六号】

天つ空くもひくくたれ悲雨やまずおほみはふりのいとなまるるけふ
奉送の人々らしきそのあとを追ひつつけはしき坂道をゆく
いそぎつつ吐く息白く歩みゆけば青山御所沿ひの道に出でたり
御所わきのみちのべに立ちてむかへまつる民らにまじれりとつくに人も
カメラもつとなりの人にかさかざしご葬列いたるをただまちにまつ
宮居よりいまいでますかつつおとのあひつぎ起りみ空にひびきぬ
まちなかの騒音たえてみ車はみ民らのまへをすぎさせたまふ
かへります日ひのなき御幸の悲しもよあふるる涙とどむすべなく
ご葬列去りゆく待ちて帰り路を大御世偲びつつ思ひはてなし
いはれなきあげつらひ多し畏くもいまのみかどに仕へむすべもが

天地の（平成元年二月二十八日）

天地のめぐみゆたかに露の臺たう白き花つきたり木の下かげに

杏の花（平成元年三月十七日）

天地のめぐみゆたかに今年もや杏あんずの花のはや咲き出でぬ

いつの間に生はえ出でにけむ青草を繁ひざしらぬうちにとる陽射あびつつ

雑草とふ草はなしとのたまひしやさしきみ心憊うびかなしも

畏おそきや生きとし生けるものみなにやさしきみ心そそぎ給ひし

現し世を神去りまししその日はもさかりゆけどもなほいますかに

加藤敏治兄つひに逝いきしとききて（平成元年四月二十二日）

大君の神去りませるそのみあと慕ねがふがごとく友一人逝いく（加藤敏治・小山吉之助両氏のこと）

おのがじしつとめたまひてのちなるを導みちきませし友二人逝いく

この秋のみたままつりに二柱のみこと数かずそふとおもへばかなし

聖王のみをしへに導みちかれうつし世に会あひえしえにし畏おそからずや

【沢部通信
二十九号】

かきちらしのなかから

きぞの雨に藤の枯葉のぬれ落ちて今年も秋ははやゆかむとす

下村佳夫氏のお手紙をみて（平成元年六月十九日）

年老いて耳遠しとは長命のしるしとやきくさきくありこそ

夜久正雄兄のハガキのはしのうた「もろこしのうす黄みどりの穂花みな

咲きそろひたりひろき畑に」を拝して（平成元年六月二十九日）

もろこしの花咲きそろひしとふうたよみて里の山畑おもひなつかし

さまさまの遠き昔の出来事のいやつぎつぎに憶おもひ出されて

病床雑詠 平成元年八月十日事務所二階の階段を滑り落ちて負傷

手当をへ車にゆられ俄か雨しきふるなかを帰り路急ぐ（八月十日）

か弱なる妻につれられ病院に日毎通ふ身のなさけなきかな（八月十二日）

いかづちの音遠くして夕立の降るけはひなくけふも暮れゆく（八月十七日）

拙なかれどうたよむ力吾にありこれしきの手傷に心くじけじ（八月十八日）

起き伏しのままならぬ身にして手や足のはたらきいかに大事なるか知る（八月十九日）

妻もまた疲れしならむアイスクリーム買ひ来しといひて眠りこけたり（八月十九日）

わざとらしく咳拂ひしておこさむと思へど甲斐なし妻はつかれて（ 〃 ）

やうやくに額の疵の糸ぬきて繻帯もとれ心すがしも（八月十九日）

つかのまのことにはあれど糸を抜くときのいたさよ医師冷酷にして

冷酷にとりあつかはねばそのつとめ果たすを得ざるときもありなむ

やうやくにシャツをひとり着ることも脱ぐこともできて嬉しくなりぬ（八月二十日）

車椅子を操りカナダ大陸を横断せしとふ不屈の意志よ（或る英文雑誌の記事）

残忍の犯罪記事をあきもせず書く新聞に品格のなき（八月二十二日）

放射線あてて検べしその結果脳内出血はなかりしといふ（同前）

眼前の事実に目を覆ひ空想の社会を夢見る社会主義者ら

けふをかぎり来るに及ばずと医師のいふことばを聞きて嬉しかりけり（八月二十五日）

あらしさり秋空高くはれ上り強き日射しの枕べちかく（八月二十八日）

研究心さかんの友のたより見て力足らはぬわが身なげかゆ（同前）

やうやくに散歩に出でぬひとりしてちかまの氷川の社の杜まで（八月二十九日）

玉垣の内に入ればまちなかの騒音遠く蟬時雨しげし（同前）

三日経て社の杜の蟬時雨けふは早くも衰へにけり（九月一日）

夕まぐれ降りいでし雨のやみたるかくさむらに鳴く虫の音しげし（九月三日）

うつし糸をかかげまつりて霊まつるみ知らせうけぬ時経つ早く（九月五日）

うつつには相見むすべなく在りまししみ姿しぬび仕へまつらむ（同前）

うつせみの世になき人らの志うけつぎつとめむ御代替るとも（同前）

み社の石のきざはし試みにのぼりかぞふれば三十三段（九月六日）

家の外ゆみ空仰げば薄雲の流るるなかに月影清し（九月十四日、十五夜）

薄皮をはぐがごとくに体力は日々よみがへり床拂ひせり（九月十六日）

長内俊平兄より怪我のお見舞の便りを頂きて（平成元年九月二十六日）

悉く手疵てきずは急所を外れたり全身打撲とくすしはいへど

快くなりたる後にまみえむと友らに告げずいく日すぎしか

足許^{あじもと}をたしかめ歩まむ若人のごとくに歩まじ安らひ絵へ

幡掛正浩氏歌集「花深处」中の「畏命・神宮少宮司」をよみて（平成元年十月一日）
身一つに玉の御声をうけませる神宮少宮司幡掛正浩

光栄の極みとや言はむ感激を大神の御前に報告せし君
民として勝^{まさ}れる光栄他にありやみ心偲び涙滲み来

あたたかき（平成元年十一月五日）

あたたかき小春日和にめぐまれて散歩に出でぬちかまの園生に
朝夕にラッパの音の聞えしとふ「兵隊邸」のあと地ぞここは
園なかの広場に立てるひともの櫛の紅葉うつくしきかな

革命に（平成元年十一月八日）

革命に反対のデモモスクワにおこりしといふ革命記念日に

油山慰霊祭献詠をよみて（寺尾博之君追慕）（平成元年十一月二十四日）

〔沢部通信
三十三号〕

ますらをの君果てませし油山に友らつどひてみたまつるか
たぐひなきみいくさやぶれしその責をになひて君はいのちささげし
上官の介錯かいしやくをへて吾とわが刃に伏しけるものふあはれ

ひとたびは詣でむものどねがひつつ果さで年経つ君許しませ
眉あげて語りましける若やかわかの君がまなざし忘れかねつも
しきしまの大和男子の君果てしみ山のすがたまさかにうかぶ

山田輝彦兄へのみかへし（平成元年十二月二日）

みこころのこもれるみうた有難くくりかへしよむ小春日のけふ
ひとたびは相見まつらむわがねがひかなひしよろこびいまも忘れず
いたづらによはひかさねてなすこともなくして過せる年月よああ
はかりえぬわざはひおこるをいましめて残るいのちをおろそかにせじ
筑紫路の旅に出でなむわがねがひ変りなけれどはやかなふまじ
寒椿の花ひらき初め残菊の色はあせたり師走むかへて

みだれゆく世の様うれひ文つづりつとめます君幸くありこそ

小田村大兄、文部大臣より「社会教育功労者」(十三名のうちの一人)として

表彰されし由、「国民同胞」三三八号により知りて(平成元年十二月十九日)

大学を追はれたる君としをへて文部大臣表彰受けたまひしか

五十年短かしとやいはむ一すぢひとの信をつらぬくはえ易からじ

ひとごころうつろひゆく世にながの年ひとすぢのみちふみてきませり

陽は落ちて(平成元年十二月二十日)

陽は落ちて北風寒み中空に星一つ光れるその色淡し

今井善四郎兄への返信に(平成二年一月一日)

過ぎし年ときを得ざれど今年はも君が絵賞でむその日待たるる

諒闇の年すぎさりて(平成二年一月一日)

諒闇の年すぎさりて今さらに昭和のみ代のなつかしきかな
先の帝したひまつりつつ新らしき帝に仕へむ民草こぞりて

茨道民らとともにすすまむと仰せたまひし大み心はも

くにたみのいのり空しく先の帝神さりましてゆひととせたちしか
ちちははの生きにしとしをはるかこえ平成二年の春むかへたり

虎の門病院の投書函のなかへ(平成二年一月十日)

清らかの白衣を着たるをみなごの働く姿みるに美し

闘病とは己がこころとのたたかひと八十路に到りていまにして知る

甘辛の(平成二年一月十五日)

甘辛あまからの団子二つづゝわけ合あひて妻とくらひたり真冬日のけふ

南部坂難歩坂ともよばれたるけはしき路をあへぎのぼりつ

舎弟正弘へのハガキのはしに（平成二年一月十六日）

書よみてつかれしときはごろねするならひととなりぬ老翁われは

冬枯れの（平成二年一月二十二日）

冬枯れの木の下かげにくれるなるの寒椿の花いまさかりなり

水仙も寒さにめげず花開き梅の蕾は固く未だし

真晝間の（平成二年一月二十六日）

真晝間の日を背にうけて歩み行けば心地よきかな風冷たきに

土曜日は休業ふえて街をゆく人も車も少なくなりぬ

水温む春ぞ待たるる霜柱立ちて溶けざる庭ながめつつ

屋根の雪（平成二年二月二日）

屋根の雪溶けて流れて雨だれの落つるがとき音のきこゆる

禪ふんじの洗濯日和といはれしごと青空澄みて真冬日かがよふ

ハイウェーを往きかふ車の音絶えて街しづかなり雪晴れのけふ

香川亮二兄より版画葉書を頂きて(平成二年二月三日)

〔沢部通信〕
三十四号

三春駒その名知りしは馬市のたつを聞きける昔なりけり

博^{ぼくろ}勞が数頭の若駒ひきつれて道ゆくさまのどかなりけり
村々に馬売り歩く博勞の泊れる宿を馬宿とは呼びき

節分

聲高く福は内とさけびつつ豆を撒きけり節分の今宵

固くして年の数だけ豆くふは難しと祖母はこぼしましけり
親代り吾を育てし祖母逝きて五十あまり八つの年を重ねし

庭雪を(平成二年二月)

庭雪を掻かむとすれど衰へし力に余れり深くつもれば

和子へ（御長女、三井記念病院入院中）（平成二年二月十日）
八十の老翁なれどいたづきにたへたり汝いましの耐へえざるべき

春蘭（ちちばば）（平成二年三月二十五日）

ふるさとの友ゆたばりしちちばばに花芽ばえしと妻はよろこぶ

この草は弁天池の水際のしげみにありしと友は語りき

みおやは小島の上にほこち祠たて弁天様をまつりしときく

稲作の用水池のしづめとて弁財天をまつりしならむ

池のへゆ小島にかかる橋脚の朽ちたるありき幼きころは

舎弟へ（送り来たりし食品中に干し芋殻ありて）

芋殻の味噌汁たべてなつかしく幼なきころを思ひ出さるる

舎弟へ（平成二年三月三十一日）

貴重なる小豆いただきよろこびて妻はあんこづくりに精を出しをり

小田村理事長宛の便りのはしに(平成二年四月五日)

〔沢部通信
三十五号〕

いたつきをこらへむとする苦しきは己のほか知る人なしと知れ

幼き頃の思ひ出(一)(平成二年四月七日)

〔沢部通信
三十六号〕

風除けの藁ぐねを背に正月の来るはいく日と祖母にたづねき
御当番の家につどひて甘酒のあつきをのみける初午まつり
風さむき麦畑のなかをかけめぐり尻上さそひしことなつかしき
角火鉢一つの部屋の寒さにもめげず学びしことのきびしさ

幼き頃の思ひ出(二)(平成二年四月二十日)

旗日には祝のしるしと紅白の饅頭貰ふもうれしかりけり
若き師が教育勅語を捧持してしづしづ進めり校長の前に
おごそかのその雰囲気は人々の心を去らじとしをふるとも
つね日頃餓鬼大将共も旗日には衣服正して登校したり

舎弟へ（平成二年四月二十七日）

天然の恵みをうけて育ちたる芹味はひつつふるさと思ほゆ
土の香の豊かなる草餅つき上げし君がみこころありがたきかな

天つ日の（平成二年四月三十日）

天つ日のひかりさやかにかがやけど北風きたかぜ吹き荒れて寒さ身に沁む

妻（平成二年五月廿二日）

七十路の坂をのぼりつつ家のためわがためつくす妻ありがたし
たすけあひたすけあはれつ妻とともに老の坂路のぼりつめゆく

幼き頃の思ひ出（三）（平成二年六月十一日）

宮詣みやまぎでお寺まゐりの多おほかりき村人たちの旅の話は

大宮居み寺の所在を伝へたる数へ歌ありき子らのためにか

平成2年(80歳)

人ごころうつろひゆきて観光の旅をたのしむ人らふえしと
詰襟の上衣を着こみ下駄履きの校長先生のみ姿なつかし

はからずも手工の時間に怪我をせし吾をいたはりしみなさけ忘れじ

附·弔辞·献歌
他

弔 辞

いまは亡き三浦貞蔵さんのみ霊のみ前にお別れの御挨拶を申し上げます。三浦さんは平成二年十二月十三日数へ年八十歳の御生涯を終へられました。御家族の方からそのお報らせいただきましたとき、眠るが如き静かな御最後であったと伺ひましたことは、僅かに心の慰めではございましたが、思へば五十有余年にわたる、志を同じくし互に相許す心の友としての、交はりの終焉を迎へるといふことは、何と悲しいこととございます。私ども社団法人国民文化研究会に連なる数多の友人後輩が、全国の津々浦々に分かれ住みつもいま、ひとしく深い悲しみのうちにけふの御葬儀を迎へてをります有様をどうぞ御覧になって下さいませ。

三浦さんは私どもと共にした戦時中の波瀾多き時期の後、戦後は官界実業界に転せられ、通産省から日本高周波鋳業を経て川崎製線株式会社に職を奉ぜられました。飽くことなき御研鑽による深い学識と、生来の温厚にして篤実な御性格とは、遍あまねく周囲の方々の厚い信頼を得られ、御高齢に達せられた後にも請はれて永くその職にとどまられて、社業の発展と後輩の指導とに力を尽されました。そのやうなお姿を拝見しては、局外者としての私どもも皆ひとしくそのお人柄の

素晴らしさを讃へたものでした。

翻って、私も国民文化研究会と三浦さんとの関わりを顧みますと、国民文化研究会の現理事長の小田村寅二郎さんが、当時まだ一学生として学術思想改革運動に挺身され、その全国的展開を目指して昭和十三年十二月、はじめての遊説旅行として九州一円を巡回された折、九州大学の学生として出会はれたのが抑々のはじまりでした。爾来五十有余年、思想戦線の同志としての渝断金の交はり、私どもの間においても最も古くまた最も長い歴史を刻んでをります。昭和十四年九州大学を卒業されると同時に上京せられ、「戦争文化研究所」に勤務される一方、当時既に全国の同志学生の宿舍となつてをりました東京本郷曙町の正大寮、また後には吉祥寺の正大寮に寮生として寄宿され、寮生たちの中の最年長者としてよくその指導の任を果たされました。昭和十六年、愈々逼迫する時局に対応すべく私たちが夫々職を抛つて、精神科学研究所を結成した際には、三浦さんも欣然としてこれに参加して下さいました。同所がその活動の一環として発行した思想国策叢書は、その数およそ四十の多きに及びましたが、経済学博士山本勝市先生を中心として、主として経済問題の研究に尽瘁せられた三浦さんはその叢書中の多くのものを手がけられました。いま更めてそれらの業績を拝見致しますと、当時の御勉強ぶりはまことに目を眩らせるものがあります。

戦後実業界に転ぜられてからも、その御研鑽よりは繁忙の会社業務の中にありながらも変ることなく、昭和三十一年、現在の国民文化研究会結成後も会のためさまざまに力を尽して下さいました。同会の発行する国文研叢書に『日本におけるマルクス経済理論批判の歩み』と題する七十頁にわたる論考を寄せていただいたこともその著しい一例であります。中でも忘れることができないのは、山本先生との御関係によって当会に寄与された御貢献であります。戦前から特に先生に師事されて、経済学の研究に専念された三浦さんは、先生の最も厚い信頼をうけられた方でした。先生が発表された論考の殆どすべてがその手許に丹念に蒐集整理されてをり、その撓まぬ御努力が、国文研叢書の一巻として『共產主義理論との戦い——山本勝市博士論文選集』の刊行を見るに至った原動力となったのでした。先生の御学問が広く学生の間には滲透する機縁を得たのも、偏へに三浦さんの御努力の賜物でありました。先生はこのことをどれほど喜ばれたことであろうか。また先生には未発表の膨大な論考や資料の集積があり、先生の御晩年、これを整理しておきたい旨を三浦さんに洩らされたことがあり、三浦さんはその御趣旨を体してこれに着手せられました。私どももこれをお助けして共々その作業をつづけてまゐりましたが、未だ完成を見ないうちに今日の日を迎へ、はが図らずもその完成は三浦さんの御遺言として、私たちに残されることになりました。いまは一日も早くこの作業を成し遂げて、御心を安んじていただきたいものと深

く心に銘じてをります。

私事にわたりませんが、三浦さんのお宅と私の家は互に交通の便のよいところでありましたので、私は人恋しくなると、いつも三浦さん呼び出しては六本木周辺でお目にかかりました。御迷惑のときもおありだったことでせうが、何時も快くおいで下さり、含蓄あるお話を伺ふことができました。またその折々に、田舎から届いたものだからといっては、よく珍しい果物や野菜などを頂戴いたしました。また私の体のことを心配されて、お医者さまの御紹介をいただいたことも度々でした。その深い御心くばりにどれほど慰められ元気づけられたことでせう。いまその懐しい六本木の地の御葬儀に列なりながら、ありし日の追想に浸つてをりますが、思ふに、ゆるぎない信とやはらかな心こそ三浦さんの真骨頂でございました。いまは遺された御志を体して斯の道をひたすらに進まんことをお誓ひするばかりでございます。

三浦さん長い間本当に有難うございました。どうぞ安らかな御冥福をと会員一同心からお祈り申し上げて、お別れの言葉といたします。

平成二年十二月十六日

社団法人 国民文化研究会

加納 祐五

献
詠

小田村 寅二郎

三浦貞藏さん逝きましぬとふ知らせ聞き永久とほの別れに悲しみこみあぐ
み病の篤きを知りて取り急ぎ見舞ひに行きしは十日前かも

臥せ居ませし君はわが訪ひ喜ばれもろのこと語りくれしに

医師くすし曰く「心臓の働き殊のほか立派に作動しをり」とみ言葉もありき
そを聞きてなほみいのちの長からむを固く信じて去りにしものを

顧みれば昭和十三年の末つかた君を訪ねき博多の下宿に

九大の学生君は端然と和服に袴をつけて居ませし

鹿子木かのこぎの員信かのぶの大人うしに学び居ると君は語りぬみ國憂ひつ

その時ゆ五十年いそとせの余よを経にけれど常に変らぬ信友ともにて在りき

温容の中にも毅然と生きましし君がみ姿偲びやまずも

現し世のみつとめ終へて逝きませし御魂安らかにとをろがみまつる

おやさしき君が御顔に再びも会ひまつる日のなきがかなしき

小柳 陽太郎

長内 俊平

敷島の道はかくこそ詠めと示しますほどに素晴らしかりき大人のみ歌は

ほそやかなみ身体ながらに燃ゆる火の烈しき生命秘めて生き給ひし

木枯の落葉まきあぐる寒き夜も欠かさず論読に出で給ひけり（月一度の正大寮論読会）

滅びざるものを信じて一つ世を貫きましたし大人ぞ恋しき

おちいちゃんが逝って淋しくなりましたと孫様は静かに語りつつ涙しにけり

めぐり来る春を共にと願ひしをその春待たで大人逝き給ふ

小林 国男

ふるさとの筑紫のくにの小栗をしのびて歌に詠みし大人はも

澤部 寿孫

澤部通信に歌をしばしば寄せましたし大人のはかにみまかりましぬ

「幼き日の思ひ出の歌」寄せまして日数も経たぬに悲しき報

六月に腰をいたためて臥しましたし時の電話のみ声うつつに

すりぶみに歌詠むことぞ楽しみと語り給ひしみ言葉忘れじ
この年も暮れなむとしてすりぶみをこよなく愛でし大人逝きましぬ
逝きませし大人を悼むかま闇なす箕面の空に小雨そぼ降る

地 田 直 史

過ぎし日の西教寺合宿にて仰ぎ見しみ姿しのび胸せまりけり（昭和十七年夏を思ふ）

慰霊祭献詠（平成三年九月二十二日）

夜 久 正 雄

見舞には来るなと言ひて世を去りし友の言葉の耳にのこるを

山 田 輝 彦

ただ一度総会の席に逢ひまつりまた会はざりきうつし世にして

福 田 忠 之

み国守る嶮しき道をもろともに歩まれしみ魂を思ひまつるも

追悼号『国民同胞』第三五二号拜送に当り御佛前に（平成三年二月七日）

宝 辺 正 久

刷り上りし追悼の記のうつし系に君のひとよを仰ぎ見るかな

直會に椅子ひきよせて語りましし大人のおもわの忘らえなくに（秋の慰霊祭のをり）

山本先生の資料つぎつぎたまひたるあつきみ心思ふさびしさ

聞きもあへぬみ声よみ心うつしたる筆あと見つゝしのぶがかなし

一筋にたゆまずみ国に生きましゝみ心かしこをろがみまつる

四七	四六	四五	四四	四三	二九	二四	三二
六二	六一	六〇	五九	五八	四三	三九	

※「あさ」八首

(新指導者・八月号)

「農本主義の反省」

(同右・九月号)

※「公益と私益」

(同右・十一月号)

「小賣業整備の実行方法」

(同右・六月号)

「弾力ある統制を」

(同右・七月号)

「商業と配給」

(同右・八月号)

※「俟約論——封建經濟研究」

(同右・十一月号)

※和歌「北白川宮永久王殿下御二年祭献進歌」九首

(同右・十一月号)

※「立憲の洪猷」

(同右・十二月号)

四月、日本高周波工業株式会社に入社。管理課長、企画部長を歴任。

「国内資源の開発利用と自立經濟——鉄鋼資源について」

(新公論・第七号)

五月、川崎製線株式会社取締役。

※「合宿教室終了のしらせをいただきて」十一首

(国民同胞・九月号)

※「福祉への道」

(同右・七月号)

※和歌「長岡温泉に療養中の藤田恒男さんへ」二首

(同右・三月号)

※「学問の名による恣意」

(同右・四月号)

※「親政の惠澤」

(同右・十一月号)

※和歌「ふるさとかへりて」二十一首

(同右・四月号)

※「人權小論」

(同右・四月号)

昭和四九	六四	四八	六三
五〇	六五		
五一	六六		
五二	六七		
五三	六八		
五四	六九		
五五	七〇		

「法治主義の過誤」

(国民同胞・八月号)

※「マルクス主義批判論集を読みながら」

(同右・二月号)

※和歌「青木繁その愛と彷徨」を拜して」一首

※和歌「慰靈祭献詠」二首

(同右・十月号・十一月号)

「マルクス価値論の吟味」

(同右・四月号)

※和歌「慰靈祭献詠」一首

和歌「慰靈祭献詠」一首

※「日本におけるマルクス経済理論批判の歩み」

(国文研叢書No.17・三月刊)

※和歌「慰靈祭献詠」一首

※「マルクス主義は阿片なり」

(国民同胞・一月号)

※「計画社会の漫画」

(同右・三月号)

和歌「慰靈祭献詠」四首

和歌「慰靈祭献詠」一首

※和歌「瀬上安正大人のみ霊の前に」一首

※「社会主義理論との戦い―山本勝市博士論文選集―あとがき―」

(国文研叢書No.21・二月刊)

※和歌「慰靈祭献詠」三首

※和歌「第二十五回『合宿教室』(雲仙)感想文集の送付をうけて」五首

五六

七一

※和歌「工場にて」二首

※和歌「嗚呼、明朗会十二烈士国体護持の忠死を偲ぶ」七首

※「憲法論断片」

(国民同胞・二月号)

※和歌「川根小学校の同窓生熱海に集るとの知らせをうけて」三首

※和歌「川根小学校の同窓の友らを偲びて」六首

※和歌「慰靈祭献詠」一首

和歌「第二十六回『合宿教室』感想文集を讀みて」四首

※和歌「秋深し」三首

「ミーゼス著『自由への決断』」

(国民同胞・十一月号)

※和歌「はからずも『青砥通信』第六十六号を拜受して」九首

(青砥通信・六七号)

昭和五七

七二

※「教科書の一問題点」

(国民同胞・七月号)

※和歌「黒上正一郎先生のうたと消息」及び廣瀬誠氏の「坂の沼琴」

を賜りて、他」七首

(青砥通信・六八号)

和歌「慰靈祭献詠」二首

※和歌「吾が育くまれし家にて共にくらし従兄の死を悼みて」九首

(青砥通信・七十号)

※和歌「慰靈祭献詠」一首

※和歌「高木尚一大兄の御逝去を悼みて」十一首

※「東京裁判論」

(青砥通信・七三号)
(国民同胞・八月号)

五八

七三

五九 七四

※和歌「青砥通信」第七十四号をいただきて・他」五首

(青砥通信・七五号)

和歌「慰靈祭献詠」一首

※和歌「友に」「高木家訪問」「冬近し」十二首

(青砥通信・七六号)

※「考へる自由を失った『定型的思考』の一例」

(国民同胞・一月号)

※「一市井人の国家観」

(同右・五月号)

※和歌「青砥宏一兄大患にかかりたまひしに癒えますを壽ぎまつる」

十三首

(青砥通信・七八号)

※「便り」

(国民同胞・十月号)

※「中央乃木会編『乃木將軍詩歌集』」

(国民同胞・二月号)

※和歌「慰靈祭献詠」一首

「山本勝市先生追慕」

(国民同胞・十月号)

※和歌「東京地区合宿における長内俊平氏の『講話』を讀みて」十首

(澤部通信・四号)

※和歌「『国文研事務所宛来信抄』を拜見して」四首

(同右・六号)

※和歌「筑紫のや」一首

※和歌「『全国学生青年合宿教室』(阿蘇)に憶ひを馳せつゝ」七首

(澤部通信・八号)

和歌「慰靈祭献詠」四首

和歌「沖繩国体・他」二首

昭和六〇 七五

六一 七六

六二 七七

※和歌「まちなかを行きつつ」六首

和歌「正大寮へ」六首

和歌「あしたより」二首

※和歌「故郷へ帰りし長内兄の便りへのかへしとて」四首

※和歌「師の君の」二首

※和歌「沢部壽孫兄へのたよりのはしに」一首

※和歌「白雪の・他」二首

※和歌「小田村寅二郎家訪問」二首

※和歌「久しぶりに友と」一首

和歌「筆とりて・他」一首

※和歌「澤部壽孫君への便りのはしに」「遠く雲仙合宿をおもひつつ」

八首

(同右・二十号)

※和歌「高木尚一兄のことを」一首

※和歌「萩谷忠兄へ」四首

和歌「慰靈祭献詠」一首

※和歌「陛下九月二十一日御発病と承りて」二首

※和歌「皇居坂下門前にて」二首

※和歌「いづくより」二首

※和歌「十三夜の月を仰ぎて」四首

※和歌「熟れたれど」二首

(沢部通信・二二号)

昭和六三

七八

和歌「み病の・外」四首

※和歌「日本を守る国民会議への礼状のはしに」四首

※和歌「福田忠之兄より贈られし『人の絆』（歌集）の礼状の端に」

一首

※和歌「大君再び多量のご出血との報道をききて」二首

※和歌「夜久正雄兄への便りの端に」一首

和歌「大空は」一首

※和歌「長内俊平兄へ」三首

※和歌「大御病」三首

※和歌「茶谷清人氏へ」四首

※和歌「年明けて」一首

和歌「み雪降る」二首

※和歌「大君は崩御し給ふ」六首

※和歌「関正臣兄へ」二首

※和歌「空は晴れ」三首

※和歌「日当りの・他」三首

※和歌「香川亮二兄へのみ返しに」一首

和歌「先の帝・他」二首

※和歌「御大葬の日は近く」十首

※和歌「春蘭の花ひらく」三首

(沢部通信・二五号)

平成
元

七九

六四

七九

※和歌「奉送昭和天皇」十首

※和歌「天地の」一首

※和歌「杏の花」五首

和歌「奉りし」二首

※和歌「加藤敏治兄ついに逝くとききて」四首

※和歌「きぞの雨に」一首

和歌「胸いたむ」五首

※和歌「下村佳夫氏のお手紙をよみて」一首

※和歌「夜久正雄兄よりのハガキのうた『もろこしのうす黄みどりの穂

花みな咲きそろひたりひろき畑に』をよみて」三首

※和歌「病床雑詠」二八首
(沢部通信・三二号)

※和歌「長内俊平兄より怪我のお見舞の便りをいただきて」三首

※和歌「幡掛正浩氏歌集『花深处』中の『畏命神宮少宮司』をよみて」

三首

※和歌「あたたかき」三首

※和歌「革命に」一首

※和歌「油山慰靈祭献詠をよみて(寺尾博之君追慕)」六首

(沢部通信・三三三号)

※和歌「山田輝彦兄へのみかへし」七首

※和歌「小田村大兄、社会教育功労者(十三名のうち一人)として表彰

されし由を知りて」三首

※和歌「陽は落ちて」一首

※和歌「今井善四郎兄への返信に」一首

※和歌「諒闇の年すぎさりて」五首

※和歌「虎の門病院の投書函へ」二首

※和歌「甘辛の」二首

※和歌「舎弟正弘へのハガキのはしに」一首

※和歌「冬枯れの」二首

和歌「真昼間の」三首

※和歌「屋根の雪」三首

※和歌「香川亮二兄より版画葉書をいただきて」三首（沢部通信・三四号）

※和歌「節分」三首

※和歌「庭雪を」一首

※和歌「和子へ」一首

※和歌「春蘭（ちちばば）」五首

※和歌「舎弟へ（送り来りし食品中に干し芋殻ありて）」一首

※和歌「舎弟へ」一首

※和歌「小田村理事長宛の便りのはしに」一首

※和歌「幼き頃の思ひ出（一）」四首

※和歌「幼き頃の思ひ出（二）」四首

（沢部通信・三五号）
（沢部通信・三六号）

※和歌「舎弟へ」二首

※和歌「天つ日の」一首

※和歌「妻」二首

※和歌「幼き頃の思ひ出(三)」五首

和歌「慰靈祭献詠」一首

十二月十三日逝去

墓所 水戸市常磐共有墓地

御遺族は、夫人愛子様、長女和子様

(沢部通信・三七号)

あとがき

長内俊平

三浦先生とおつき合ひ頂くやうになったのは、昭和五十五年に、私が青森から上京して電源開発(株)の関連会社に勤める様になってからである。折々銀座の國文研の事務所に顔を出すうちに、三浦先生にお会ひすることが重なって行つた様に思ふ。

たまたま、目黒にあつた正大寮で、何も分らぬながら月一回学生達を相手に黒上正一郎先生の御著書『聖徳太子の信仰思想と日本文化創業』(以下「ご本」と呼ばせて頂く)の輪続を続けてをるうちに、三浦先生もおいでになる様になった。同じことをやはり月一回、事務所でも若い会員を対象に行つてゐたが、こちらの方にも顔をみせて下さる様になった。私の備忘録を繙いてみると、先生は昭和六十年の二月から昭和六十三年の十一月頃(七十八歳)までおいで下さつてをる。

二、三名しか集らぬ様な木枯が吹きすさび、枯葉が道に舞ひ上る様な冷たい夜でも殆んど欠かさず正大寮に足を運ばれ、体験に基く御感想をきかせて下さつた。三浦先生は、折にふれて憲法を學ぶものは、ことにもこの「ご本」を読むべきであると力説された。私には到底その御真意は

はかりかねたが、ご老齢で持病をお持ちの先生が、熱心に輪読会にご出席されたお心のうちには、魂の相続といふ御念願があつた様に思ふ。若い方々に、この「ご本」だけは大事にして欲しい、そのことを若い人達の魂に刻印されたかつたのだらうと思ふ。三浦先生をお偲びするとき、あの正大寮のガタピシの玄関の戸を明けられて、冷え切つたお顔で入つてこられたお姿が今でも甦つて来る。

また先生は、事務所へおいでになるときも正大寮においでになるときも、必ず骨董品屋に掛けて置いたら喜ばれさうな色褪せた鞆をお持ちだった。正規の会費の他に、ボーナスの季節になると、決つてその鞆のなから、多額の賛助金を出されて、会に御寄附下さつた。私が昭和六十二年二月から、会の事務所にお世話になる様になつてから、そのことを知る様になり、畏敬の念をいよいよ深めしめられたことである。あの鞆は奥様が贈られたものであらうか。私などはとても恥かしくて持つて歩けなかつたと思ふ。着てをられる御洋服も、また召し上るものもすべて質素であられた。その方が私達には到底思ひもかけぬ多額の賛助をこの会のために折にふれて下さつたのである。なくなられる折、奥様に「國文研の同人こそ、私の志を知つてくれる唯一の方々である」と洩らされたとお聞きしたが三浦先生は、御持病のため合宿にはおいでになられなかつたので、会員のなかでも知る方は限られてゐたと思ふが、そのお志は、かくの如くであられ

たのである。

一年祭に当り、御遺族様から先生の御蔵書を國文研の方々に差し上げたことの有難いお申出があり、千冊を越える貴重な御本が会員の希望者に頒たれた。その御本を受取りに参上したのは、加納祐五先生、星野貢さん、香川亮二さんと私とであった。小生等も昔の様に潑刺たる体力を有して居らなくなつた為、重い本の整理に、しどろもどろで、奥様に多大の御迷惑をおかけした。その折奥様にお出しした小生の便りのなかに次の歌があつたことを最近奥様から知らせて頂いた。

背の君が朝夕あしたはふべに親しまれしみ書ふみ荒々しく函はこに詰めらる

一つ一つと函持去られ空うつらなるみ部屋はいよいよ淋しくまさむ

颱風の荒らして去りしあのごとただ呆然とましまさむかも

若きらが書ふみを選びて名を記し袋に入れて礼みやして帰る(当日忘年会の席上会員わかに頒つ)

先生の蔵書は驚くべきことに、その殆んどに赤青の傍線が引かれ、欄外に読後の感想が記されてあることである。本書には、割愛せざるを得なかつたが、お蔵書の欄外には玉の様なお言葉を拝することが出来る。今年(平成四年九月二十三日)の慰霊祭で、会員の八木秀次君は追慕の思ひを次の様な献詠歌を以つて御霊前に捧げられた。

昨年さくねんの忘年会で思ひがけず亡き師の蔵書あまた頂く

高価ゆゑ購もとめ得ず来し書ふみあまた亡き師の蔵書に見出づうれしも

欄外に所狭しとメモされし読後の感は読むも楽しき

赤青のあまたの線も引かれたる書繕けば師に会ふ心地す

本書は、一年祭近くのある日、星野貢さんが「三浦先生のお歌を何とか集めて一書にし、御霊前に捧げたい」と言ひ出されたことに始まる。

爾来、労を惜しみ、作業は遅々として進まず二年祭にも間に合はぬ、十日の菊を捧げまつることになったことを謝しまつるのみである。

本書には、古くは、本会の前身である学生協会・精神科学研究所の発刊本を始め、『國文研叢書』・『国民同胞』・『青砥通信』・『沢部通信』等よりお歌と玉文を採録させて頂くと共に、奥様からお借りした三浦先生のノートよりお歌を採録させて頂いた。勿論ほかにも多くの玉文やお歌があらうかと思ふが、努力の足りない点はお詫び申し上げます。以上のなかから、加納祐五先生、星野貢さん、香川亮二さんと私の四人で選ばせて頂いた。採録出来なかつたなかさきにも一寸触れた如く割愛するに偲びない多くの玉稿やみ歌があるが、それらは、巻末の「略歴及び執筆目録」のなかで題名のみ記させて頂いた。

三浦先生のお歌、玉稿の内容と価値については、加納祐五先生のはしがきにつくされてゐるので、蛇足となることをおそれるが、期を一にして、今般国民文化研究会から、宮脇昌三先生の『ソ連抑留と日本回帰』が國文研叢書 No.34 として上梓される。先生の玉文、なかでも「一市井人の國家觀」を拝するとき、宮脇先生と言ひ合はせた様な國家觀を拝し、同信の友の信の通ひ合ひに驚嘆せしめられるのである。本書が同統の若い方々の机上に飾られ、折にふれて繙かれることを信じ、あとがきを閉ぢることとする。

(平成四年十一月廿六日)

平成五年二月二十五日

一、〇〇〇部

頒価一、三五〇円

送料三二〇円

ふるさと

——三浦貞藏 遺文・遺歌集——

編者

加納祐五・星野 貢
香川亮二・長内俊平

発行人 社団法人

国民文化研究会

理事長 小田村寅二郎

東京都中央区銀座七十一〇一八(柳瀬ビル)

電話〇三三三五七二一五二六(代)

印刷所 株式会社 松井ビ・テ・オ印刷

宇都宮市平出町四二八七―七



